

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 2 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

令和 2 年 2 月 28 日

開 会	午前 9 時 30 分
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	市長の施政方針
日程第 5	議案第 1 号 岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第 6	議案第 2 号 監査委員条例の一部改正について
日程第 7	議案第 3 号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について
日程第 9	議案第 5 号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第 10	議案第 6 号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について
日程第 11	議案第 7 号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 8 号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 13	議案第 9 号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 14	議案第 10 号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 15	議案第 11 号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 16	議案第 12 号 市道路線の認定について
日程第 17	議案第 13 号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について
日程第 18	議案第 14 号 令和 2 年度岩出市一般会計予算
日程第 19	議案第 15 号 令和 2 年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第 20	議案第 16 号 令和 2 年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第 21	議案第 17 号 令和 2 年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 22	議案第 18 号 令和 2 年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第 23	議案第 19 号 令和 2 年度岩出市水道事業会計予算
日程第 24	議案第 20 号 令和 2 年度岩出市下水道事業会計予算

開会

(9 時 30 分)

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 2 年第 1 回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第 1 号から議案第 20 号までの議案 20 件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○田畑議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、尾和弘一議員及び井神慶久議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田畑議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 26 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 26 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 3 諸般の報告

○田畑議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 20 件と報告 1 件であります。

次に、令和元年第 4 回定例会から令和 2 年第 1 回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和元年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

1月30日木曜日、東京都千代田区の全国都市会館で、全国市議会議長会第155回地方行政委員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、内閣府地方分権改革推進室、菅原次長から「地方分権改革提案募集方式の取り組みについて」の説明、続いて内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、多田地方創生総括官補から「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての説明がありました。

その後、令和元年11月11日から令和2年1月30日までの事務報告に続き、令和元年度、本委員会要望結果、次年度委員会への申し送り事項、今後の運営について協議を行い、第155回地方行政委員会が閉会されました。

次に、2月6日木曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで、市議会議員共済会第119回代議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、令和元年6月12日から令和2年2月6日までの事務報告と、令和元年度上半期経理状況及び監査結果についての報告、続いて、令和2年度事業計画及び予算案についての議案審議を行い、その他で、「厚生年金への地方議会議員の加入について」の説明の後、市議会議員共済会第119回代議員会が閉会されました。

次に、2月10日月曜日、田辺市で令和元年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、田辺市議会議長の進行で議事が進められました。最初に、令和元年8月21日から令和2年2月9日までの会務報告、その後、令和2年度近畿議長会総会提出議案についての議案審議、協議事項では、令和2年度議長会関係役員市の内定についての協議を行い、岩出市は和歌山県市議会議長会の監事、全国市議会議長会地方財政委員と共済会代議員に内定しました。

続いて、令和2年度第1回和歌山県市議会議長会総会の開催市と期日について協議を行い、橋本市で令和2年5月19日に開催することを決定しました。

また、平和の日の制定に関する決議案についての協議を行いました。協議の後、橋本市議会議長から次期総会開催市議長挨拶がありました。

最後に、その他2件の説明の後、令和元年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

次に、2月12日水曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで、全国高速自動車道市議会協議会第46回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶、来賓挨拶に引き続き、国土交通省道路局高速道路

課、山本課長から「高速道路に関する最近の話題」と題した講演がありました。

続いて、平成30年2月5日から令和2年2月12日までの事務報告に続き、平成30年度会計決算、令和2年度活動方針案、令和2年度会議要望活動日程案及び令和2年度予算案について協議を行いました。

その後、役員改選、新旧会長市挨拶、会長代理の選出及び相談役の委嘱が行われ、最後に、高速道路の整備推進と既存施設の老朽化対策等に関する決議を採択して、全国高速自動車道市議会協議会第46回定期総会が閉会されました。

以上です。

○田畑議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○田畑議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

立春の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、令和2年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が日本国内において拡大しております。本市におきましては、2月12日に新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置して対応を進めており、公共施設入り口などへのアルコール消毒液の配置、市職員に向けた注意喚起、公共施設等での新型コロナウイルスに関する情報提供などを行っております。

市行政で開催予定のイベントなどについてありますが、3月1日の岩出市民ふれあいまつり・公民館フェアは、不特定多数の人が参加し、個別コーナーでの催しや飲食なども伴いますので、感染防止の観点から、実行委員会で実施について慎重に検討協議をいただき、延期とさせていただきます。

また、3月8日の開催の岩出マラソン大会は、当初、万全な感染防止対策を講じて実施する予定としておりましたが、先日、26日に政府から大規模なスポーツや文

化イベントなどについて、今後２週間程度、中止か延期または規模の縮小を要請する方針が示されたことから、当実行委員会へも相談の上、中止とさせていただきます。楽しみにされていた皆様方には、大変申しわけありませんが、市民の皆様への感染予防を第一に考えての苦渋の決断でありますので、ご理解をお願いいたします。

今後も引き続き、国、県と協力して新型コロナウイルス感染症に対応してまいりますので、皆様におかれましても、新型コロナウイルスへの対策として、手洗い・うがいの励行、せきエチケットなどによる感染予防に取り組まれますようお願いをいたします。

それでは、本定例会に上程しております、令和２年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

我が国の経済は、雇用・所得の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されているものの、通商問題の動向や海外経済の不確実性、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向、さらには新型コロナウイルスの感染拡大による影響に留意を要する状況となっています。

和歌山県内経済も、緩やかに回復しつつあるとされておりますが、引き続き動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、令和２年度に第２次岩出市長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が期間満了を迎えることを踏まえ、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現、さらなる地域の発展と活性化の実現に向け、健全財政の堅持を財政運営の軸として、令和２年度当初予算編成に取り組んでまいりました。

歳入においては、公平・平等な課税と徴収率の向上による市税の確保を初め、国・県補助金の活用など、また、歳出においては、これまで取り組んできた国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、福祉の充実及び学力向上に引き続き重点を置いた予算を計上しております。

令和２年度の一般会計当初予算案は167億7,350万円で、社会保障関係経費の増加等により、対前年度比2.0%の増となりました。

また、特別会計などを含めた総予算額は317億8,045万9,000円で、対前年度比3.2%の増であります。

なお、現在、国において、令和２年度予算案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でない点もあることから、必要に応じ、

補正予算での対応も必要かと考えております。

それでは続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、第3次岩出市長期総合計画についてであります。総合計画審議会や市政懇談会、そしてパブリックコメント等、市民の声を聞きながら、令和2年度策定に向け取り組んでいるところでございます。

新しい時代に対応した中長期的な視点から、本市のあるべき将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けた計画となるよう、策定してまいります。

次に、国勢調査についてであります。国内に住む全ての人を対象とした最も基本的な統計調査として、大正9年から5年ごとに実施し、今回で100年の節目を迎える令和最初の国勢調査で、本年10月1日が調査期日となります。

調査に当たっては、調査員を初め市民皆様方のご支援、ご協力が不可欠となりますので、さまざまな機会を通じて、周知、啓発に努めてまいります。

次に、防災対策についてであります。災害発生時に迅速な防災活動が行える初動体制の確立と住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を10月25日に市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆さんが多数参加いただけるように、訓練内容の充実を図ってまいります。

次に、人権施策についてであります。市民一人一人の人権が尊重がされ、明るく住みよい社会の実現に向け、人権施策基本方針の改定を進めてまいります。

また、インターネットによる差別を助長する表現や情報の掲載を定期的に監視するモニタリング事業を実施し、差別を助長する書き込み抑制に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、地域福祉施策及び高齢者福祉施策についてであります。「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」の実現に向け、地域福祉の理念を明らかにし、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定める第2次岩出市地域福祉計画を策定いたします。

また、高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症は、認知症の方とその家族を地域全体で支援できる体制整備が重要であることから、地域の方や医療・介護の関係者などとの情報を共有し、お互いを理解し合える場として、認知症カフェを設置し、認知症施策の充実を図ってまいります。

次に、介護保険についてであります。介護保険の円滑な実施のため、第8期介護保険事業計画等を策定いたします。

また、高齢者が元気に高齢期を過ごすためには、加齢とともに心身の活力が低下するフレイルへの対策が重要であることから、岩出げんき体操を初めとした各種介護予防事業にフレイル予防を取り入れ、介護予防の推進に努めてまいります。

次に、障害者施策についてであります。全ての市民が障害によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、岩出市の障害者施策全般にかかわる理念や目標、方針を定める第3期岩出市障害者計画及び障害福祉サービス量の見込みやその確保のための方策を定める第6期岩出市障害福祉計画・第2期岩出市障害児福祉計画を策定してまいります。

次に、生活保護についてであります。引き続き生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、きめ細かなケースワーク活動により適切な援助を行ってまいります。

次に、子育て支援についてであります。平成31年4月に岩出市子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組んでおります。

今後も引き続き、岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の着実な実施や地域における子育て支援の充実、母子の健康管理など、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進してまいります。

さらに、児童相談所や関係機関と連携し、児童虐待防止の強化に努めてまいります。

次に、健康づくりについてであります。令和2年度もがんの早期発見と早期治療によりがんによる死亡の減少を図るため、各種啓発を行い、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみの排出量は、可燃ごみ袋の実態調査見学会や小学校への出前授業などの啓発を継続的に実施しており、一定の減量が図られています。

一方で、事業系ごみは、減量化が進んでいない状況であることから、多量排出事業者を重点的に助言・指導を行い、減量化を推進するよう取り組んでまいります。

また、粗大ごみにつきましても、リサイクル工房の活用を推進することにより、より一層の減量化に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険についてであります。県と市町村が共同保険者となって2年が経過しました。被保険者が減少する一方、1人当たりの医療費は年々増加し、広域化後も、国保を取り巻く状況は、依然として厳しいものとなっております。このような状況の中、今回、県から示された令和2年度の国保事業費納付金の増額に

に伴い、国保税率の見直しを行うこととなりました。

詳細につきましては、本定例会に、国民健康保険税条例の一部改正についての議案を上程しておりますので、ご理解の上、ご承認を賜りますよう、お願いをいたします。

また、保健事業につきましては、データヘルス計画に基づき、特定健診を初めとする各種事業を推進するとともに、令和２年度は健康ポイント事業を実施し、市民の健康意識の向上や疾病予防等の取り組みを推進してまいります。

次に、道路整備についてであります。生活道路の環状化事業では、日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時の車両通行の円滑化、安全な通学路の確保を目的とした新設道路整備事業として、市道金屋荊本線の用地取得に着手するとともに、市道西野備前２号線は令和２年度完了予定、市道北大池６号線は継続して工事を実施してまいります。

また、交通安全対策事業の歩道設置事業についてであります。市道山西国分線の赤垣内・曾屋地区、水栖地区及び西国分地区において、用地取得や歩道設置工事を、根来川渡河部では橋梁上部工事を行い、歩行者の安全確保に努めてまいります。

市道東山下中島線では、住吉川改修事業に関連して、平成３０年度より、住吉橋と櫓ノ木橋のかけかえを県に委託しており、令和２年度完了予定で取り組んでまいります。

次に、浸水対策についてであります。吉田地区で市道東山下中島線にかかる新音橋が六箇井用水路のボトルネックになっており、昨年度から継続して対策工事を実施し、令和２年度完了予定で取り組んでまいります。

今後も、農林水産省の国営総合農地防災事業や、令和２年度完了を予定している国土交通省の岩出狭窄部対策事業、また県河川の住吉川・根来川の改修等、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的かつ効果的に実施してまいります。

次に、住宅の耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施するとともに、住宅耐震化の促進のため、さらなるＰＲに努めてまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。ねごろ歴史の丘では、恒例イベントとして定着してきた「紀州の地酒とジャズ」を初め、「ちびっこ鉄道祭り」、「なんでも鑑定団 出張お宝鑑定」など、指定管理者が主導して集客イベン

トを実施し、着実に来場者数が増加してきております。

また、昨年、根来寺の建造物 6 棟が国の重要文化財に指定されたことを機に、国宝大塔と旧県議会議事堂、根来寺大師堂などの歴史的建造物を活用したパンフレットの作成や語り部案内にも取り組んできたところであります。

同時に、根来寺のイメージアップと知名度向上を図るため、根来寺ローカルブランディング計画にも取り組んでいるところであります。今後も民間主導による収益が見込める観光振興実現のため、市も全力でバックアップをしてまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水路の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、令和元年度末の下水道普及率は44.7%となる見込みで、令和2年度は市内50ヘクタールの整備を進めてまいります。

また、令和2年度の地方公営企業法の適用に伴い、下水道事業の経営状況を明確にし、効率的な管路整備と安定的な事業運営のため、供用開始区域内の皆様は早期に接続していただけるよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。昨今の節水意識の向上や節水機器の普及により、今後も給水収益の減少が予測される中、給水コストの削減と有収率の向上を図るための諸施策を講じてまいります。

中でも、市民の皆様は安心・安全な水を今後も安定的に供給していくためには、老朽化した管路・施設の更新に多額の投資が必要であり、中長期的な更新計画に基づいて、投資の平準化を図り、今後も健全経営に努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。全ての小中学校普通教室の空調設備設置については昨年8月末までに完了し、2学期から運用を開始しております。令和2年度から、夏休み等の長期休業期間を変更し、空調設備設置の効果を学力向上に生かしてまいります。

校舎や通学路等の危険箇所については、関係機関と連携して安全確保に努めてまいります。

児童生徒の学力向上については、学校教育だけでなく、児童生徒を取り巻く地域や家庭も含めて、多面的・多角的な取り組みを進めてまいります。

その根幹となる、確かな学力、豊かな心、健やかな体を兼ね備えた児童生徒を育成するため、全国学力・学習状況調査、岩出市学力調査や和歌山県学習到達度調査等により、切れ目なく継続的に学力状況を把握・成果検証を徹底し、低学力層の底上げを中心に計画的に取り組んでまいります。

また、学習指導要領の改訂に伴い、新たにプログラミング教育やデジタル教材等の導入を計画的に進めておりますが、国において、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のＩＣＴ環境整備を行うため、１人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的かつ計画的に整備する方針が決定され、今般の臨時国会において、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金等の補正予算が成立しました。本市におきましても、国の動向を注視しながら、年次計画的にＩＣＴ環境の整備を進めてまいります。

また、教員の働き方改革の１つとして、部活動の運営について、中学校の教員の負担を軽減し、専門的な知識・技能を有する指導員を配置するため、部活動指導員設置事業に取り組んでまいります。

次に、生涯学習についてであります。ことしは東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年となります。本年４月11日に、本市において聖火リレーが実施されます。そして、７月24日の東京2020オリンピックの開会日がスポーツの日となることから、このスポーツの日に、市民の皆様方とともにオリンピックの開催をお祝いするスポーツ・レクリエーションイベントを開催いたします。

また、令和３年に第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化わかやま大会が開催されることから、令和２年度において実行委員会を設置し、市民へのＰＲを含め、必要な準備を進めてまいります。

市主催の文化祭や市民運動会等の文化・芸術・スポーツのイベントについては、参加者が減少傾向にあることから、より多くの方に参加いただけるきっかけづくりとして、それぞれの体験教室の拡大を図ってまいります。

また、根来の子守唄、根来塗等、本市に古くから伝わる民話や伝統芸能、及び地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産についても保存継承活動を促進し、文化・芸術活動の活性化や、歴史・伝統文化の振興にも取り組んでまいります。

青少年健全育成については、関係団体との連携をより一層充実させ、青色パトロール、街頭補導や登下校時の見守り活動等による犯罪抑止に努めるとともに、不良化防止活動の実施、家庭・地域教育については、保護者の意識啓発を図る等、地域活動の支援に努めてまいります。

岩出図書館については、本年４月から国民の祝・休日の翌日の振りかえ休館を廃止することにより、利用者の利便性の向上と図書館の利用促進を図ってまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、

私の施政方針とさせていただきます。

なお、昨日、政府より3月2日から春休みまでの期間について、全国全ての小中学校及び高校、特別支援学校を臨時休校とするよう要請するとの考えが示されたので、本市としても要請に基づき対応を検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○田畑議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第24 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算

○田畑議長 日程第5 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についての件から日程第24 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が7件、令和元年度補正予算案件が4件、市道路線の認定に関する案件が1件、事務の受託に関する案件が1件、令和2年度当初予算案件が7件の計20件であります。

まず初めに、条例案件についてご説明をいたします。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についてであります。国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第2号 監査委員条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。和歌山県への国民健康保険事業費納付金の納付に必要な費用を確保するため、国民健康保険税の税率等について改正するものであります。

次に、議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正についてであります。近年の諸物価の高騰に伴う給食用食材価格等の大幅な上昇により、従来の献立の維持が困難となってきたことから、今後の学校給食の円滑かつ適正な運営を図るため、給食費について見直すものであります。

次に、議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。低所得者の介護保険料の軽減措置について、さらなる強化を図るため改正するものであります。

次に、議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定についてであります。和歌山県が設置する当該施設の管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和元年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に1億6,061万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を177億3,541万2,000円とするほか、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国・県支出金の事業財源のほか、学校教育施設等整備事業債などについて、一方、歳出では、退職手当特別負担金のほか、前年度補助金の精算に伴う返還金、障害者総合支援事業扶助費、小中学校無線LANネットワーク環境構築業務委託料、学校給食費における賄材料費及び委託料などについて補正するものであります。

次に、議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に81万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を56億1,925万円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における返還金の財源としての国民健康保険事業運営基金繰入金について、歳出では、国庫及び県費負担金等の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に2,350万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を32億8,059万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費等に係る国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金のほか、介護保険システム改修事業費補助金、保険者機能強化推進交付金について、歳出では、居宅介護サービス給付費のほか、介護保険システム改修事業費補助金等の国庫補助金交付による財源振替、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に2,580万円を追加し、補正後の予算の総額を34億82万7,000円とするほか、繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、和歌山県下水道事業促進整備交付金について、歳出では、下水道事業減債基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第12号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等19路線を市道認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託についてであります。根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務を和歌山県から受託することについて、議会の議決を求めるものであります。

続いて、令和2年度の当初予算案件についてご説明申し上げます。

議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を167億7,350万円とし、前年度当初予算対比で、率にして2.0%の増、金額にして3億2,900万円の増額とするものであります。

次に、議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を55億4,122万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.2%の増、金額にして1,213万5,000円の増額とするものであります。

次に、議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を33億8,970万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして8.5%の増、金額にして2億6,619万円の増額とするものであります。

次に、議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初予算額を9億4,330万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして7.6%の増、金額にして6,677万円の増額とするものであります。

次に、議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を3,968万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.2%の増、金額にして46万1,000円の増額とするものであります。

次に、議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を10億2,537万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして4.6%の増、金額にして4,530万4,000円の増額とするものであります。

また、収益的支出額を9億3,831万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして3.7%の増、金額にして3,322万1,000円の増額とするものであります。

一方、資本的収入額は、２億9,597万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして26.3%の増、金額にして6,169万1,000円の増額とするものであります。

また、資本的支出額を９億2,766万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして27.5%の増、金額にして２億34万5,000円の増額とするものであります。

次に、議案第20号 令和２年度岩出市下水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を９億5,630万2,000円、収益的支出額を８億8,617万4,000円とするものであります。

一方、資本的収入額は、19億8,114万6,000円、資本的支出額を23億4,088万8,000円とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○田畑議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を３月５日木曜日、午前９時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を３月５日木曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時35分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和2年3月5日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 報告第1号 | 令和2年度岩出市土地開発公社予算について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 岩出市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 監査委員条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第9号 | 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第10号 | 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第11号 | 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第12号 | 市道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 令和2年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第15号 | 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第16号 | 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第17号 | 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第18号 | 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第19号 | 令和2年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第20号 | 令和2年度岩出市下水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 発議第1号 | 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書について |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第 1 号につきましては、質疑、議案第 1 号から議案第 13 号まで及び議案第 15 号から議案第 20 号までの議案 19 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 14 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。

次に、本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 報告第 1 号 令和 2 年度岩出市土地開発公社予算について

○田畑議長 日程第 2 報告第 1 号 令和 2 年度岩出市土地開発公社予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は、自席でお願いします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いいたします。

○増田議員 おはようございます。

報告については、2 点お聞きをしたいと思います。

土地開発公社については、この間、当局のほうから、岩出市の将来において、開発公社を使う必要があるんだという認識のもとで、この間、開発公社というものを存続してきています。であるならば、今後、市としてはどのような開発公社を使う予定というんですか、構想なんかを持っているのか、この点をまずお聞きをした

いと思います。

2点目については、実質的には、他の自治体なんかでは土地開発公社そのもの自身を廃止してきているというのが現実になってきています。ところが、岩出市では、相変わらず、今言った1点目の理由ということを経由にして、存続をされてきているんですが、この点について、なぜなのかという点、この2点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 おはようございます。

増田議員のご質疑についてお答えいたします。

開発公社の将来構想についてですが、現在、市が用地を先行取得する事業はありませんが、京奈和自動車道の開通や県道泉佐野岩出線の4車線化に伴い、今後も都市基盤整備を推進する上で、機動性が高い土地開発公社による先行取得という手法は不可欠であると考えております。

次に、存続の理由についてですが、土地開発公社による先行取得の利点は、事業計画に基づき、その事業に見合う土地を機会逃さず取得できるという機動性の高さにあります。また、国庫補助事業は、配当予算が厳格に確保されており、予算の不足が生じた場合でも、土地所有者に譲渡の意思がある場合、土地開発公社により素早い対応ができることから、土地開発公社の存続は必要と考えております。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、お答えいただきました。つまるところ、岩出市としては、開発公社については、今のところは構想はないんだけど、今後ずっと引き続いて、この開発公社については残していくんだと。将来にわたっても、現時点では残していくんだということよろしいですか。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 先ほどの答弁にありましたように、存続の予定でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、報告第1号の質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第15 議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について

○田畑議長 日程第3 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についての件から日程第15 議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託についての件までの議案13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第2号をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第2号については、監査委員さん関係の条例でございます。この中で1点だけお聞きをしたいと思うんですが、第7条のところにおいて、監査委員からの意見書の提出、これが20日から60日にするという条例でございます。20日から60日とする理由はどういう理由からこうなったのか。そしてまた、20日から60日とすることによってどのようなメリットが生じるのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 増田議員の質疑にお答えをいたします。

意見の提出を20日から60日とする理由はということでございますが、意見書の提出までには監査委員による慎重な審査、これは当然でございますが、そのほかにも審査のために必要となる資料の提出の依頼、提出のあった資料の精査、監査委員の意見の合意形成などいった作業が必要となります。意見に係る決算書となりますと、これらの作業に相当の期間を要し、20日以内に提出ということが難しくなっているということから、他市の状況等を参考にさせていただいて、60日以内とするものでございます。メリットといたしましては、より慎重な審査、これができるとい

うところかと考えております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今説明をいただきました。その中で、他市なんかの場合は、既に20日から60日にしているというような自治体があるんだということも言われたんですけどね。これそのもの自身は、例えば、国の条例改正によって、岩出なんかの条例なんかも変えていくという場合なんかも多いんですが、今回のこの条例改正は、そういう国のもとのところで変わったから変えるという条例ではなしに、実際にこれまでのことなんかを勘案して、他市の状況なんかも調査されて、そして、20日から60日になっているようなところなんかも多いということがわかったと。だから、そういう部分なんかも含めて、今回、この条例が提案されてきたと。そういうことでよろしいですか。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 増田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴って条ずれが生じてきた。これに伴って改正するのが主な要因でございます。それに伴いまして、同条中に、20日以内というところの規定がございました。これを60日以内、他市の状況等も見させていただいて、より適正なものとさせていただこうというところで、あわせて改正をさせていただいたというところでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 第3号については、国民健康保険税関係です。この中では2点お伺いしたいと思います。

税率改定が行われるわけなんです、その中で、所得割、資産割、均等割、平等割というのがあるわけなんです、各税率改定における影響額についてはどのような状況になるのかという点、これをまず1点お聞きをしたいと思います。

そして、2点目には、今回の条例改正では、資産割を減らして、そして所得割、均等割をふやすという改定となっているんですが、これはどういう視点から、こういう形になってきたのかという、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の所得割、資産割、均等割、平等割の影響額につきましては、賦課総額で申し上げますと、所得割で3,980万8,000円の増、資産割で1,515万3,000円の減、均等割で1,482万2,000円の増、平等割で22万1,000円の減となっています。

次に2点目、資産割を減らし、所得割、均等割で増額した理由につきましては、県国保運営方針において、令和9年度までの期間で、保険税の算定方法を資産割を廃止した3方式に統一することを目指すとされていることから、昨年度、国保運営協議会において、どのような対応をしていくべきかを検討した結果、平成31年度から岩出市におきましても、毎年、段階的に資産割の減額に着手することになったため、令和2年度においても資産割を減額しているものであります。

また、県国保運営方針に示されている応能・応益の割合である50対50と、応益割合のうち均等割、平等割の割合である35対15を参考に、バランスをとった結果、所得割、均等割で増額しております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の税率改正の部分では、低所得者の方、やはりそういう方についても大きな影響が出るんじゃないかというふうには思うんですが、低所得者層に対する配慮という点では、どのような形で考慮されてきたんでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回の国保事業費納付金の増額に伴う税率改正を行うことにつきましては、被保険者の方々におかれましても、非常に厳しい状況であるということは承知しているところでありまして、基金を活用するということで、一定の負担緩和を図っているところでございます。

1人当たりの医療費が増加する中で、被保険者が減少しているという厳しい財政運営状況がありますので、被保険者の皆様にはご理解いただけますように、広報等で制度の理解の周知を図ってまいりますとともに、保険税につきましては、所得に応じた法定軽減措置というのが講じられているところではありますが、納付が困難である方につきましては、納税相談の機会を設けたり、個別に相談に応じるなどの

対応をしてまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみに、各所得割、資産割、均等割、平等割、これにかかわる対象人数ですね、もしわかるのであれば、この4つの部分についての対象人数、教えてください。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

均等割、平等割については、皆様に等しく負担していただくものとなっておりますので、大体被保険者の皆様、負担されるものとなっております。

それから、固定資産というのは持たれている方と持たれてない方がいらっしゃるまして、固定資産がなしという世帯につきましては、8,000世帯ぐらいのうち3,783世帯がなしの世帯ということになります。

それから、所得割につきましても、大体33万円以下の方というのが所得割というのかからないようになるんですけども、その割合は国保につきましては40.2%ということになっております。

○田畑議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 第4号については、3点お伺いしたいと思います。

今回、学校給食を30円値上げという形にするんだという条例ですが、小学校、中学校ともに、1食当たり30円を値上げしなければならないという、この判断基準ですね、この判断の基準額についてはどのようにはじき出して、このように基準を決めてきたのか、これをお聞きしたいと思います。

それと、当然、学校給食を値上げするという部分であれば、当然、学校給食の運営委員会などでも議論がされてきたと思うんですね。そういう点では、こういった委員会などではどのような意見が出てきたのかという点。

それと3点目には、保護者の方について、この値上げに関してのアンケートというようなものなんかはされてきたのかという点、この3つについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、小中学校ともに1食当たり30円の値上げをするという判断基準額はどうかはじき出したのかについてです。近年の諸物価の高騰により、給食用食材価格が値上がりしております。前回、給食費を改正した平成26年度の学校給食分担金と比較いたしますと、1食当たり、小学校で20円、中学校で17円が市の負担増となっています。30円増額としたのは、学校給食運営委員会からの意見により、負担増分に10円を加えて、さらなる献立内容の充実に充てるためです。

次に、2点目の学校給食運営委員会ではどのような意見が出てきたのかについてですが、学校給食運営委員会での各委員からの意見では、できれば現状維持してほしいという意見もありました。また、献立を作成している栄養士の意見を聞きたいや、値上げした場合、どんな内容充実ができるのかという意見が出ました。最終的には、今後の献立の充実を図るとともに、現在の献立内容を維持していくには、給食費改定が必要であるという結論に至り、意見書が提出されました。

続いて、3点目の保護者全員に対するアンケート等はされてきたのかについてでございますが、学校を通じて、各小中学校全児童生徒4,481人の保護者宛てに、学校給食費の改定を検討していますというお知らせを配布するとともに、市ウェブサイトへの掲載、また公共施設、市役所の教育総務課、給食センター、岩出図書館、総合保健福祉センターでも資料を閲覧できるように設置し、保護者及び市民からの意見を募りました。保護者宛ての通知配布後に特に意見はございませんでした。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 6号については、根来寺の遺跡展示施設というものを新たに作りますというものです。この6号議案を審議するに当たって、通告では県の施設で新たに根来遺跡の展示施設を制定する条例だということで、私は既存の施設というのが、岩出市においても、同じような根来寺の遺跡を展示している施設があるんじゃないかと。そういう点では、実際に市のものもあるのに、県の建物というものがつくられるのであれば、重複することになるんじゃないかというふうに思って、こういうような通告を出したわけです。

ところが、執行部のほうから出された分については、現実的には建物というんじゃないかなかったですね。私、この議案を審議するに当たって、本来、条例そのもの自



身の中身をやはりしっかりと説明する資料、これはやっぱり事前に議員に対して配付することもやっぱり必要やと思うんですね。現実には、条例がこうなりますよというもんだけを説明されて、中身はどういうものなのか一切わからないという部分では、そもそも審議すらできないんじゃないかと思うんです。

こちらのほうから資料を請求してからしか出さないというこの姿勢は、今後、ぜひとも改めていただきたいというふうに思うんです。本来ならば、事前説明のときにでも、本来ならこういった請求した資料なんかも事前に配っていただいて、その上で、これこれこういう部分なんですと、条例に関してはこういう部分なんですという部分で説明するのが本来の筋ではないのかなという点があるんじゃないかなという点、この点については、執行部のほうも、今後ぜひとも考えていただきたいと思います。

そういう点では、1点目については、いただいた資料から見ても施設ではないんだと、管理する建物ではないということがわかりましたので、1点目については、今の私の部分の点で言っておきたいというふうに思います。

2点目についても、展示施設の概要という点についても、いただいた資料で一目瞭然でわかりましたので、この点についても答弁のほうは結構だと思います。

3点目の指定管理者という点も条例の中には書かれていますので、指定管理者についてはどのように選定を行うのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 ご質疑の3点目、指定管理の選定についてでございますが、条例制定後に選定に関する手続等を行う期間がないこと、まず1つ。それから、現在のねごろ歴史の丘の管理について、令和2年度末で指定管理が終了となること。それから、令和2年度中に新たに指定管理の選定を行う必要があること。これら3点の理由から、令和2年度中は当該部分のみ、現在の指定管理者であるねごろ歴史の丘管理協会に、管理業務を委託するという形でしたいと思っております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、この部分については、私、この前も現場見に行ったんですが、現実的には、今工事がされていると思いますね。工事そのもの自身が終わってからの管理になると思うんですが、この既存の施設ができるのは、完成するのはいつなんで

しょうか。いつを予定されているんでしょうか。この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えします。

現在、施設の工事中でございまして、今年度末、3月末までに施設の北半分が完成します。そして、半分のみを4月1日から供用開始いたします。その残りにつきましては、令和2年の11月中に完成させるということで、予定として聞いております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第8号の一般会計の補正予算については、2点お伺いをしたいと思います。

委託料として、無線LANのネットワーク環境構築業務という形で計上されているんですが、これはネットワークというのを通じて、どのような事業というんですか、ことをやっているのか。そしてまた、業務そのもの自身の内容については、どのようなものなのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、2点目は、合併浄化槽の補助金、これも下水との関係で毎年あるんですが、ずっと市としても合併浄化槽に対する補助金というのが出てきています。当初の基数というんですか、合併浄化槽の基数というのが、予定していたものがどれぐらいだったのか。そして、結果的に、自主的に設置された合併浄化槽というのはどれぐらいだったのかという、この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員のご質疑の1点目についてお答えいたします。

委託料として、無線LANネットワーク環境構築業務として計上されているが、業務の内容はということですが、国のGIGAスクール構想に基づきまして、児童生徒に1人1台パソコンを整備するに当たりまして、令和元年度の国の補正予算に設けられた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金を活用しまして、小中学校の教室に無線LAN及び児童生徒用パソコンの充電保管庫の施設整備を行う

ものです。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 2点目についてお答えします。

浄化槽設置整備事業における当初計画の見込み件数は170基で、実績については77基となっております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、無線LANの関係で、1人1台パソコンというようにも言われました。ということは、生徒数に応じたパソコンの台数が要るんじゃないかというふうには思うんですが、そうすると、各教室にパソコンを置いておかなきゃならないというふうには思うんですが、そうすると生徒というんですか、子供の机の中で管理するのか、それとも別立てで、どこかのところへ、箱というんですか、そういうものを人数分を設置するのか、その辺の今後の1人1台パソコンという部分についての今後の教室なんかの対応面というんですか、そういうのはどういうふうにご検討されるのか、この辺だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

教室での管理につきましては、使用したパソコンは充電しないと、次また使えませんので、そのために充電保管庫というものを教室に設置いたします。約40台、ノートパソコンがここの入る、充電できるような箱、大体これぐらいの大きさになるんですけれども、それを各教室に整備する事業もこの中に含まれております。

以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第1号、尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第1号から質疑をさせていただきます。

まず第1点なんですが、今回の条例改正による条文を読みますと、意思能力を有

しない者について、成年後見人から変更するということではありますが、意思能力を有しない者の概念及びこれは誰が判断をし、認定するのかということについてお聞きをまずしたいと思います。

それから、改正による磁気ディスクということが書かれておるんですけども、磁気ディスクというのはどういうものを指すのか、これについてお聞きをしたいと思っています。

○田畑議長 答弁願います。

市民課長。

○大島市民課長 尾和議員のご質疑の１点目、意思能力を有しない者の概念及び誰が認定するのかについてお答えいたします。

意思能力を有しない者とは、自己の行為の法的な結果を認識、判断できる能力を欠く状況にある者であり、条例及び総務省の通知に基づき、職員が対応し、確認いたします。

続いて、２点目、磁気ディスクとは、具体的に何を指すのかについてお答えいたします。

本市は、クラウドシステムを導入しているため、磁気ディスクとは、データセンター内にあるサーバーのハードディスク及び本庁庁舎にあるバックアップサーバーのハードディスクを指しております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。意思能力を有しない者の認定については、窓口で市民課で判断をするということではありますが、以前の条例では成年被後見人として明記をされております。成年被後見人については、裁判所に申請をして、医者の長谷川方式というものに従って判断をして、医者の裏づけのもとに、裁判所が成年被後見人として確定をするわけであります。

しかし、今回の意思能力を有しない者については窓口でということになりますと、非常に幅が広くて、どこの基準があるのか、不明確であります。また、認知症の方にとっては波がありまして、わかるときとわからないときという形で、対人的にも、話しておりまして、そういう状況になるわけであります。そういうときに、地方自治体は、意思能力がないと断定することは、これは彼にあってはその個人の人權を害することになるわけでありますから、明確な基準を設けて、意思能力を有しない者とはどういうものを指すのか、具体的に明示をする必要があると私は考えて

おりますが、それについて再度ご答弁ください。

それから、磁気ディスクに関してであります。ハードディスクに含んでいるということでもあります。過去の議会において、ハードディスクなるものについては、公文書かということで問いただしたんですけども、それは公文書の範疇ではないというようなご見解であります。磁気ディスクに保存するものについては、公文書であるという、私は認識をしているんですが、これについてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

市民課長。

○大島市民課長 再質疑にお答えいたします。

意思能力を有しない者の概念ですが、窓口において、条例に基づき、本人の意思があるかどうか、総合的に判断させていただくこととなります。印鑑の登録をしようとする方に意思能力があるかどうか判断するに当たり、職員が状況に応じまして確認させていただくこととなります。その際、成年被後見人に対しましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせまして、総務省から通知が出ており、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人の申し出であるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることとして、差し支えないとされております。今までは一律に排除されていまして成年被後見人の方について、条例の改正により所要の要件を満たすと印鑑登録が可能となります。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員再質疑の2点目、ハードディスクは公文書か公文書でないかということですが、これはさきの12月議会で答弁させていただいたとおり、法律に基づいて判断いたします。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この時間、余りとりわけにはいかないので、時間限られておるんですが、今の説明でも、私は納得することが不可能です。もっと明確に意思能力を有しない者に対する取り扱いについては、統一見解を求めておきたいと思います。

それから、当然、成年被後見人については、印鑑登録はできないんですね、意思能力はないわけですから。成年被後見人として登録された方については、土地の売買であったり、賃貸の貸借においても、その意思能力を有しない、実印を押しても

それは無効になります。無効になるがゆえに、その人に対して公証役場において、後見人を選定して、その人は意思を代理をしてすることは可能であります、今の答弁では納得できませんので、これは次の機会にまた指摘をしておきたいと思えます。

磁気ディスクについてですが、今の答弁でも、例えば、U S BとかD V Dとか、こういうものについても、この磁気ディスクに該当するかどうか、再度ご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

U S Bとかは磁気ディスクに当たるのかというご質疑であったかと思いますが、本市においてはU S B等の使用はいたしておりませんので、ここでいう磁気ディスク等に該当しませんので、そういうものを公文書保管に利用はしてございません。

○田畑議長 続きまして、議案第2号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第2号について質疑を行います。

先ほどの増田議員の答弁にありましたが、延長する理由については、一定の理解をしております。

そこで、2番目の当市における意見書の提出についてですが、何件あるのか。それから、提出日数で20日以内に処理できないもの、これでいけば60日以内、20日から60日に延長するわけですが、60日以内に、例えば、30日に出してもええし、10日に出してもいいという理解でよいのか、これについてお聞きをしたいと思えます。

それから、これに関連してですが、監査委員に監査請求をした場合に、これも該当する事項になるのか、意見書の範囲になるのかどうか、お聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

2点目からということでございます。当市における意見書数は何件か、提出日数の実態はどうかということでございます。意見書の件数につきましては、この条例の第7条のほうで規定しております地方自治法第233条第2項の規定による決算書及び証拠書類等の審査の結果に係る意見書、これにつきまして、年度で1件となり

ますので、過去5年となりますと、5件ということでございます。

また、地方自治法第243条の2第8項の規定による職員の賠償責任の免除に係る意見書につきましては、過去5年で職員に賠償責任が生じるような事案自体がございませんので、ゼロ件ということでございます。

次に、提出日数の実態ということでございます。意見書提出依頼の日から、実際に提出した日までに要した日数を申し上げますと、日数でございますが、平成31年度では54、平成30年度では49、平成29年度でも49、平成28年度で47、平成27年度で46、おおむね50日前後を要しているというところが実態でございます。

続いて、住民監査請求に基づく監査ということでございますが、その監査に対する意見書ということではございませんので、これには該当しないというふうに考えてございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 事務局長にお聞きするんですが、今、実績を聞きました。今までは20日であって、実際は長いので54日、短いので46日間ということになりますと、現在やっていたものについては、これ条例に抵触をしていたという認識でよろしいんでしょうか。

それと、もう1点は、決算に対する意見書ですが、出納が5月に締められて、6、7で2カ月、60日になりますね。9月議会に提案される決算報告については、物理的に現行も条例違反をしているんですが、現行の流れで9月議会に監査委員の意見書を添付することは可能になるのか、その窮屈な事務流れになるんでないかという気もするんですが、そこら辺についてのご見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

期限を過ぎて提出していたことに問題はないかということになろうかと思います。同条のただし書きにおきまして、特別の事情がある場合には、この限りでないとの例外規定があることから、問題はないというふうに考えてございます。

また、監査委員からの提出が遅くなって、議会に付議することができなかったということは、そういうようなことはなかったというふうに認識してございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 答弁もいただきました。特別条項があるからいいんだということで、やはり条文どおり捉えて、20日以内に定めておるわけですから、20日以内に監査委員はそれに対して精力的にやると。やむを得ない理由というのは、特別な場合、今までずっと見たら、全部条例から逸脱しておるわけですね。特別な事情が、どういうものがあつたのか、過去にですね。それによって変わってくるんですが、やはりそこら辺については厳格に条文を理解して、監査委員の事務執行に当たるべきだということを思っておりますが、どうでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

特別の事情ということで、どこまでを特別の事情と認めるかの判断については、いろいろあることをございます。ただ、先ほど申し上げましたように、50日前後かかっているというのが実態でございますので、今回の地方自治法の一部改正に伴って、この条文の改正が要したということでございますので、より適正なものに改めようとさせていただくものでございます。

○田畑議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号について質疑を行います。

今回の改正で、増減額についてお聞きをしたかったんですが、先ほどの増田議員の質疑の中で答弁をされておりました。その中で見ますと、実態的にはプラスマイナス、保険料の総額で約3,800万円増収、保険料がアップすると。岩出市において実態が出ております。

これについてですが、これに関連して、和歌山県下全体として、どのような国保の収支になっているのか、赤字なのか、収支はどうか、そこら辺について重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、県下の市の比較についてですが、当然、資産を持っておられない方については該当しないんですけども、資産を持っておられる方は、それだけ軽減をされるということになるかと思います。

和歌山県下の実態を見てみますと、和歌山市では、もう既に資産税はゼロになっておりますが、所得割と均等割、平等割、いわゆる所得割によってこの保険料が定められております。すなわち所得割というのは、多くはサラリーマン、労働者の賃金所得であって、そういう人たちの保険料がアップすると、自営業者なんですが。



会社員については国民健康保険とかの形で会社の中でかけられますので、その分については該当しないと思うんですが、そこら辺で所得のある人のみ負担が増大をするということについての見解をお聞きをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、標準世帯の年間保険料は、30代、40代、50代、60代、70代、75代によってどのように変わるのか、つかんでおられるとすれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 通告に従いまして、尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の今回の改正による増減額につきましては、賦課総額で、先ほども申し上げましたとおり、所得割で3,980万8,000円の増、資産割で1,515万3,000円の減、均等割で1,482万2,000円の増、平等割で22万1,000円の減となっています。

続いて、2点目、県内の市における比較では、令和元年度当初賦課における1人当たりの一般被保険者の保険料調定額で比較しますと、岩出市は9万1,989円で、9市中5番目となっております。

続いて、3点目、限度額は県下統一かにつきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合計した賦課限度額は96万円で、県内全て同額でございます。

続いて、4点目、国保連合会の収支の実態はどうかにつきましては、国保連合会は、会員である保険者等からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される診療報酬明細書について、適正かつ公正な審査を行い、保険者等への請求と保険医療機関等への円滑な支払いを実施している機関であります。

診療報酬支払いの収支につきましては、保険医療機関等からの請求額を市町村に請求し、市町村から受け入れた診療報酬等をそのまま保険医療機関等に支出する仕組みとなっております。

続いて、5点目、標準世帯の年間保険料は、年代別に幾らとなるのかということですが、国保税の計算は、世帯の所得や資産税額の状況、被保険者数、介護納付金の納付対象であるなどの条件により行っているため、年代が違ってても所得や世帯構成などが同じであれば保険税額は同額になり、同じ年代でも所得などの算出条件が違えば保険税額は異なるため、税率改正における保険税額の算出を年代別では行うことができません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ちょっと4番目の国保連合会について、私ちょっと誤解をしていたんで訂正をしておきたいと思うんですが、今、県下で各市町村から保険料が上がって、県下で統一されておると思うんです。そこの収支をちょっとお聞きをしたいという意味で、この連合会というのは、今、治療して、それに対する支払いの機関であるということはちょっと理解していたんですが、そういう意味でなかったんで、ちょっとその点だけお聞きをしておきたいと思います。

それから、一番最初に、所得割の部分がふえて、資産を持っていたとしても、それが該当から、これ10年間で全部ゼロになるという計算でしょうけども、所得割というのは、所得に応じて増減をするわけですね。ある意味では、資産割は固定をして、ある程度、プラスマイナスの幅が少ないんで、きちっとした保険料というのは計算できると思うんですが、所得割を中心にとすると、毎年度の保険料のプラスマイナスが発生する可能性がある。そうしますと、保険自体の財政的な安定感というか、そういう意味では不安定になるんじゃないかということでは思っているんですが、そこら辺についてのご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

和歌山県の収支ということなんですけども、和歌山県の収支の状況につきまして、平成30年度からの繰越金が約15億円あったと聞いております。また、平成30年度、市町村に交付していた普通交付金の返還分と高額医療国庫負担金の追加交付分で2億6,000万円あり、計17億6,000万円の譲与がありました。うち平成30年度分の国への返還金が13億4,000万円あったので、差し引きで約4億2,000万円の黒字になったと聞いております。

続きまして、所得割に移行していきますと、資産税額と違いまして、毎年、増減が読みにくくて不安定になるのではないかとということだったと思うんですけども、資産割を減らしていく理由なんですけども、県の国保運営方針の中で、資産割を廃止した3方式による統一保険料を目指すこととされておまして、市といたしましても、この方針に基づきまして、資産割の減額を行っていかなければならないと考えております。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長　続きまして、議案第４号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第４号について質疑をさせていただきます。

今回の一部改正についてですが、現行の収支でプラスマイナス、今ご答弁をいただいて、先ほどの小学生では１食当たり２０円、中学校では１食当たり１７円持ち出しになっているんだということでありますが、総額として実態はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、食材の高騰ということではありますが、この食材について何が高騰したのか。野菜とかキャベツとか白菜とか、そういうものによっては季節がらプラスマイナス、上がったたり下がったりしたり、タマネギにしてもそういう状況にあると思います。何が高騰したのか、具体的に答弁をください。

それと、給食費の未納の実態についてであります。給食費を払えない人に対する未納の実態、払えないという実態の父兄の皆さんもおられると思うんですが、そこら辺について、これについてお聞きをしたいと思います。

給食費に対して、基本的には、他の地方自治体では既に給食費を無料にするというところも出てきております。岩出市として、そのような考え方を持たないのか、全て給食食材については父兄の負担にして対応するんだというような姿勢で行くのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長　尾和議員のご質疑の１点目、現行の収支はどうか。プラスマイナスの実態についてお答えいたします。

平成３０年度の実績、小中学校合計の学校給食分担金で申しますと、歳入が２億６７９万８,１５４円に対し、歳出が２億８５９万４,３０２円となりましたので、差し引き１７９万６,１４８円が市の負担分となっております。

続きまして、２点目の食材の高騰とあるが、何が幾ら上がったのかについてお答えいたします。

前回給食費の改正をいたしました平成２６年度と比較いたしまして、米１０キロが１,１５５円６０銭、牛乳１本２００ｃｃが３円６６銭、マーガリン１５キロが４５３円６０銭、油１斗缶が６４８円、みそ１０キロが１８３円６０銭など高騰しております。

３点目の給食費の未納、実態はどうかについてですが、過去３年分の収納率を申しますと、平成２８年度の現年度９９.３２％、過年度は５１.５１％、全体で９７.４３％の収納

率です。平成29年度は、現年度99.52%、過年度57.4%、全体で98.46%です。平成30年度は、現年度99.62%、過年度は76.9%、全体で99.31%となっております。

4点目の軽減措置はあるのかについてですが、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の方につきましては、就学援助の制度を活用し、給食費の全額免除を受けていただいております。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。これで見ますと、収支で見れば179万円ですか、こういう金額になるということですが、今回、その値上げ、30円の値上げによって幾ら収支でなっていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、給食の軽減措置で対象者がおられるということですが、実際に岩出市における小中学生の実態はどうなっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今回30円値上げすることによりまして、歳出、歳入はほぼマイナスがない状態になる。実質10円プラスで給食の内容の充実を図ってまいりますので、歳出、歳入が限りなくゼロに近づくという方向になっていくと思います。

それと、2点目の小中学生の就学援助を受けている実態でございますが、給食費の免除対象、受けている児童生徒、平成31年4月1日現在で、小学校は238人、中学校は138人、合計376人となっております。

以上です。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長、マイナス179万円ぐらいだったら、どこかの予算を考えて対応できないんですか。やはり将来の岩出市を担う子供にとって、それぐらいの全体の予算からいうたら、そんなに大きな金額じゃないと思うんですよ。全て父兄の持ち出しにするという考え方に立たなくて、他の地方自治体では、給食費全額を一般会計から補填を出しているところあるんですよ、実際に。ここで言えば、今答弁をいただきましたが、そんなに岩出市の財政をマイナス、足を引っ張るような金額でもな

いというように思いますが、それについて最後にご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほど課長のほうが申し上げました実績でございますが、差し引き179万円ということで申し上げましたが、これはただし年度によって、相当やはり差があるわけですね。当然、その年その年のメニュー、そういったことも関連してくるわけで、毎年必ずこういう金額になっているわけではございません。したがって、今回は給食運営委員会のほうから提言をいただいたということでございます。

それから、無償化というお話も出ましたが、学校給食法第11条で、学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとなっておりますので、無償化については考えてございません。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時36分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第6号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号について、続けて質疑を行います。

今回のこの指定管理者についてであります。条件はあるのか。

それと、先ほどの質疑に関連して、指定管理者についてですが、産業振興課長が既に指定管理者を決めているようなこと、指定するとかという答弁があったんですが、これは明らかにミスリードではありませんかね。それと、当然、指定管理者については公募を行って、公平な運営を、募集をして、そこからやるべきだというふうに考えますが、これについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 指定管理者への条件についてですが、条例では、指定管理者に行わせることができるとなっておりますが、先ほど、増田議員にお答えしたとおり、令和2年度中は業務委託による管理といたします。先ほどお答えいたしましたのは、

令和２年度中は当該部分のみ、現在の指定管理者であるねごろ歴史の丘管理協会に管理業務を委託することとしますということでお答えしております。

また、令和３年度からは、新たにねごろ歴史の丘全体で改めて指定管理者の募集を行いますので、詳細な条件等、募集要領はその際に策定いたします。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この施設、根来遺跡に関する展示、ここで言えば展示施設であるということなんで、私がここで指定管理者への条件はあるのかということなんですが、学芸員等による配置は必要ではないかなと思うんですけども、そういうものは置く必要性はあるのかなのか。

それと、これ公募によるということではなりましたが、それはそのとおりやっていただきたいと思うんですが、教育施設なのか、産業振興課の管轄なのか、どこで管理を、窓口ですね、行政における、これはどのようにになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

まず、施設に学芸員等の常駐をということですが、展示施設でございますが、人が駐在するようなそういった施設でなく、屋外のものでございますので、現在のところ、そういった学芸員を常駐とか、指定管理者に義務づけるとかいうようなところまでは考えておりません。また、そういったことにつきましては、イベント等、そういった機会に学芸員の説明等を導入しまして、施設の魅力増進に努めていきたいと考えております。

それから、管理の所管についてでございますが、これは県で設置した施設でございます、県のほうでは所管が教育委員会の生涯学習局のほうの所管となっております。市では、ねごろ歴史の丘の一体となって、市のほうはもちろん施設の所管であります文化振興のための施設でございますが、一体となって観光の施設としても活用するという面から、今回、産業振興課のほうから上程させていただいている次第でございます。管理、活用につきましては、教育委員会と共同して、施設の活用を図っていきたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 学芸員を置かなくていいという解釈でよろしいですか。

それと、今ご答弁いただきましたが、教育委員会と産業振興課が共同で管理するんだと。責任の所在が不明確じゃないですか。例えば、産業振興課の該当する業務かなという面もありますし、基本的には根来の遺跡関係ですから生涯学習課、教育委員会で管理をしていくのが、本来のあるべき姿ではないかと、私はそのように思うんですが、それについてお聞きをしたい。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えいたします。

学芸員につきましては、常駐させる予定はございません。

それから、管理につきましては、管理の所管といたしましては、一体の観光施設として産業振興課が当たります。管理の責任所在は産業振興課になります。活用におきましては、文化財とかの活用も含めて教育委員会と共同でやっていきたいと考えております。

○田畑議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第8号について質疑を行います。

浄化槽の今年度の補正予算であります。浄化槽の補助金のマイナス要因について。

それから、小中学校のLANネットワーク事業、目的及び具体的な内容について。

それから、一般管理費についてですが、これは何名分なのか、この計算方法についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 浄化槽補助金のマイナス要因についてお答えいたします。

公共下水道第5次認可区域の拡大によるものが大きなマイナス要因と考えております。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員のご質疑の2点目、小中学校のLANネットワーク事業の目的及び具体的な内容についてお答えいたします。

多様な子供たちを誰一人取り残すのことがない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的としております。具体的に言いますと、タ

タブレットパソコンによって実施いたしました課題であるとか、テストは短時間のうちに答え合わせが可能となりまして、A I等の技術を使うことで、児童生徒一人一人の不得意な分野に対応が可能となります。このように作業を効率化することで、先生が児童生徒と向き合える時間がふえるという流れが考えられます。

具体的内容につきましては、小中学校それぞれ普通教室、特別教室、小学校141教室、中学校63教室、合計204教室において、インターネット回線に接続できる環境の構築及び小中学校の普通教室143教室、小学校は101教室、中学校は42教室に、児童生徒用パソコンの充電保管庫を設置するものでございます。

以上でございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 ご質疑3点目の一般管理費について、何名分かについてですが、補正分としまして、8名分を計上しております。

特別負担金は、一般職の職員が自己都合退職以外の事由、例えば、定年退職や応募認定退職などで退職した場合などに、和歌山県市町村総合事務組合に負担金を納入します。

計算方法についてですが、主な計算方法としては、実際支給される退職手当の額とその職員の1年前の給料月額で、自己都合退職とした仮定して計算した額の差額を負担金として納入してございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 浄化槽の件ですが、募集件数は何件あったのか。それについては全てオーケーを出したのかということ再度お聞きをしておきます。

それから、2番目のネットワークLANですね。これ莫大な金を使うわけですね。国の方針でGネットですか、それに向かって、安倍総理がやっていることなんですけども、やはり機械貧乏になってはだめだと思いませんか。

もう1点は、小中学校に配布した場合、タブレットということで、一人一人に割り当てるといことなんですけど、そのタブレットについてはどうなんですかね。今日のコロナウイルスのような状況の中で、家庭に持ち帰って、それを使えるようなLAN設備も対応するような形でやられようとしているのか、これはどのような形になるのか、そこまで見通して、今回の形をしているのか、お聞きをしたいと思うんですけど、タブレットについては家庭に持ち帰っていいのかどうか。それから、学校だけですよということなのか。やはりこれによって、小学・中学生の学習意欲が



向上になって、成績が上がるということについては否定するものではありませんが、やはり使っている生徒、教える先生、その体制は十分確保できているのかと。学校、中学校において、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の退職金の問題であります。これは決算で、毎年毎年、この組合に岩出市の賃金全体を見て、これだけという形で上納というんですか、納めておられると思うんですが、それでオーバーする分をこの8名ですか、8名分の再度組合のほうに納めるという理解でいいんか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再質疑にお答えします。

浄化槽の設置補助金申請は77件でございます。77件の申請に対しまして、交付決定を行っておりますのは、77件全てでございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、機械の導入につきましては、一度に児童生徒一人一人というわけではなく、年次計画的に国のロードマップに従いまして導入していこうと思っております。

教職員の研修については、これもしっかりと行っていく方針でございます。

一人一人に割り当てるタブレットにつきましては、現在のところ、家庭に持ち帰るという想定はしておりませんが、今後、将来的にはそういうような形になっていくのかなと思っております。

実際、学校現場における教える体制についてですが、これも今現在入っているパソコンを活用して、ネットワークの授業というのは行っております。さらに、これが1人1台ということになってきますと、またそれに見合った研修を間もなく実施していく予定でございます。先日も学校代表の教員だけではございますが、実際にその機械を使つての体験はしております。

以上でございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 特別負担金についてですが、特別負担金の性質としましては、毎月の一般負担金が自己都合退職した場合の退職手当額を想定して、総体的に低目の額を負担金として納付しているのに対しまして、特別負担金につきましては、定年退職等のために自己都合退職より高い退職手当額が必要となる時、その差を補うた

めに負担するものとなってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このネットワークの件ですけども、将来的にということなんですが、年次計画ということですけども、どういう計画で今年度はということなんでしょうか。最終的に何年度をもって対応するということなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、学校教育現場においては、先生が全てパソコンなり、精通されている方というのは温度差があると思うんですね。非常にパソコンに強い先生と、先生であっても、そんなに邪魔くさいことしないよとか、うるさいよという人もおられると思うんです。そこら辺をどのようにバランスをとって、各教室でスムーズな使えるような環境をつくるのかというのは、教育委員会に与えられた職務ではないかと思うんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、一番最後の退職金の問題ですが、今、課長のほうから、低目に計算をして納入して、上納して、それによる対応するんだということですが、今現在、共済というんですか、退職金に該当する金額をプールして、各市町村がそこから支出をしていると思うんですけども、それは岩出市の支出した金額というのは確保され、各市町村ごとが確保されて、確保された上でオーバーする分を今回補填をするのか、全体のプールから退職者に対して退職金を支給するのか、そこら辺の絡みについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 再々質疑にお答えいたします。

国のスケジュールによりますと、令和元年度の補正予算で、小学校5年生、6年生、中学校1年生、令和3年度の予算で、中学校2年生、3年生、令和4年度に、小学校3年生、4年生、令和5年度に、小学校1年生、2年生の導入計画となっております。

学校のほうの研修につきましても、補助金等を申請し、またICTアドバイザー等も活用いたしまして、研修の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

退職金ですが、低目に計算してということですが、低目の計算というのは、和歌山県市町村事務組合の負担金条例、これに基づきまして納付をしてございます。岩出市の支出が確保されているのかということで、岩出市の支出分として確保されてございます。

○田畑議長　続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第11号についてですが、今回、繰越明許という形で計上されているんですが、どういう理由で繰越明許になったのか、ご説明ください。

○田畑議長　答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長　尾和議員の質疑にお答えいたします。

繰越明許の理由は何かということで、公共下水道事業を行う上で、関係機関との調整に時間を要し、工事期間が長くなったことと、国に対して追加補正要望を行い、昨年12月にご承認をいただき、増額補正を行う事業を含めて、工事16件、委託1件、補償7件が繰越事業となります。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今ご答弁いただきましたが、関係機関の協議ということですが、私は理解していたのは、買収の完了ができなくて、実質的に工期がおくれたんかなと思うんですが、そのように理解をしていたんですが、今の話では、関係機関と協議がおくれた。関係機関というのは、当初から想定して、事前に予算組みの段階で潰して根回しをして、問題のあるところはクリアして、予算に計上されるというのが私の理解なんですけども、なぜ関係機関の協議がおくれたのか、関係機関とはどこのことを指しているのか、ご答弁ください。

○田畑議長　答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長　尾和議員の再質疑にお答えします。

関係機関といいますのは、主に地元とか、あとほかの地下埋設物協議者とかと工事の調整を行った結果、地元のほうで工事のほうの通行どめとかで時間を要するところを少し工程をずらしてほしいとかいうのを後から工事入っていく中で発生した事案がありまして、それにつきまして発注時期を後方にずらしたことによって、時間とかを要したことになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今の説明では、地元の理解という、関係機関というから、ほかのいろいろなことがあるのかなと思ったんですけども、ここで言われている関係機関というのは、地元の工事における事前の打ち合わせ、計画、理解、そういうところに時間を要したということで理解してよろしいのか、そこら辺について、必要なところの土地の買収もあるでしょうし、そういうことはないのか。例えば、市道と認定されてないところに管路を入れるということの、私道に入れるという場合もかかる場合もあると思うんですが、そういうのに時間を要したという理解でよろしいでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

公共下水道工事につきましては、現道のところを工事いたしますので、用地買収等を行う工事とかではありません。実際的に、今説明させていただいた分に、私道とかというところで承諾をいただいた分で工事を行う上で工程がおくれる場合もあります。

○田畑議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第12号についてお聞きをしたいと思います。

2点、質疑通告しておりますが、2点目の根来95号線については、この議案いただいてから、現地を全て視察をして見てきたんですが、95号線、これは、あの図面だけ見たら、そこで分断されているのかなと思って見に行ったら、接続されておりました。これはいいことをしてくれたなと。私、あんまり褒める機会は少ないんですが、これについてはお礼を申し上げておきます。今後もこのような接道するところについては、可能な限り、予算書にもうたわれておりますが、ループ状にしていくと、逃げ道をつくるという接道の供用ができるように、一層努力をしていただきたいと、かように思っておりますので、それについてはご答弁は結構です。

それから、1番目の川尻8号線、図面いただきまして、現地を確認したところ、あれは東側、根来川にとって、東側の道の拡幅、既存の西側の道路については、そのままだと思うんですが、南側に私有地、民地がありまして、どこまで南進するのかと。なければ余り意味のない計画だなと思うんですけども、ここら辺についてど

のような構想を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

川尻8号線の南進の件ですが、今のところ、南進の計画はございません。あの工事なんですけれども、県事業である根来川の河川改修事業に伴って、農免道路、山西国分線にかかる前田2号橋の下流にある前田1号橋まで、この間が川尻8号線として認定する予定にしています。前田1号橋のかけかえが困難であるため、県との協議によって、河川管理道路を拡幅して、市道として整備するものでございます。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 川尻8号線ですが、民地、私有地が絡んで、非常に難しい現状ではないかなと思うんですが、県事業だから、岩出市は余りタッチしたくないという本心なのか、それとも、あれだけ東側の道路を南進させて、途中で工事をやめるということになると、あんまり有効的ではないのかなと。

あわせて、根来川にかかっている歩道ありますよね。何メートルでしたかね、2メートルぐらいのかかっているところがあるんですけども、例えば、それであれば、あそこに西に向けて4メートルから5メートルぐらいの道をつけて、そこからずっと交差点に出れるような方策も1つの案ではないかなと。南に出ていくということになると、かなりの時間的にも要しますから、川尻の橋のところ、現行の橋の改良、これは非常にありがたいなと思うんですが、あそこの地元の人に聞きますと、これ何のための工事よという一抹の不安を持っておられるんですよね。

個人の家が3軒ぐらいありましたよね、あそこは、そういう実態であるんで、県に強くそこら辺の協議をして、前向きに進めていただきたい、そのように思っておりますが、どうでしょうか。

○田畑議長 質疑時間が30分を経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁をお願いします。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今おっしゃられた歩道橋ですかね、そのかけかえのかわりに、新しい今言われている川尻8号線を整備することになります。

かけかえが困難であるので、同場所で、今の歩道橋をかけかえるのが困難であるので、そのかわりに市道として整備するものでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第13号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第13号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算～

日程第22 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算

○田畑議長 日程第16 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算の件から日程第22 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第14号、増田浩二議員。

○増田議員 令和2年度の一般会計の予算、これが発表もされました。この中では6点大まかな部分についてお聞きをしたいと思います。

皆さんもご存じのように、昨年、消費税の増税、これが行われました。そして、つい最近の増税後の状況として、実質6.3%の経済成長となるというような指数なんかも出されてきました。いわば一般会計の予算というのが、やはり今大きく市民生活に影響が出てきているという中で、実際には市としても、このような状況の中で市民生活、これがこういった消費税の増税による負担増となる中で、どう市民の生活の応援をする予算を組んでいくのかというのが問われると思います。

そういう点では、令和2年度の一般会計予算、これについては、どう市民生活を応援する予算編成というふうになっているのかという点、この点についてまずお聞きをしたいと思います。

そして、予算編成に当たってという部分の中では、人口減少を念頭に諸課題に対応するということなんかもされているんですが、現実的には、市税においては個人市民税は5,747万円の増額を見込んでいます。この点から見ると、人口減少面、これをどう市としては推移をするようなことになっていくのかという点をどう市として認識をしているのかと。その中で、実際には人口減少を念頭にということになっているんですが、そういう点では、少し矛盾するような点があるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点について、市税の考え方についてお聞きをしたい思います。

3点目については、岩出市のホームページにも出ているんですが、いわで御殿が3月31日で休館となりますというようなことも市のホームページに出てきています。そして、今年度の予算の中では、いわで御殿について、省エネ改修工事を行うとされているわけなんですけど、いわで御殿についての今後の活用方法についてはどのような考えを持っているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目については、ごみの減量化面についてお聞きをしたいと思うんです。実際には、この間、市としてもごみの減量化に取り組んできているというのは理解ができるわけなんですけれども、しかし、現実的には、この間、思うような減量化というふうにはなってきていません。そういう点では、計画年度の最終年度というんですかね、その中で今年度どう取り組んでいくのかという考えを持っているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

5点目については、クリーンセンターの関係です。この間、クリーンセンターについては、運転管理業務の委託料というのが年々ふえてきているというような状況が生まれてきています。そして、今年度予算を見てみますと、総額については6億7,000万円というふうになってきています。修理や点検費用も含むんだということを言われていたんですが、6億7,000万円の委託料の内訳、これについてお聞きをしたいと思います。

6点目については市民プール、これが昨年度から実質運用開始もされてきているわけなんですけど、今年度予算を見てみますと、会計年度の任用職員で管理についてはやるんだという点と、別の項目で管理業務委託料というものも計上がされてきています。この点では、市民プールの管理面という点では、どのような管理体制を行っていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の消費税増税が行われる中、市民生活が負担増となると。今年度予算面において市民生活応援の予算編成面はどこにあらわれているのかということでございますが、消費税率引き上げの対応につきましては、幼児教育・保育の無償化を実施したところでございます。令和2年度以降におきましても継続して実施してまいります。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 増田議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

令和2年度予算で、個人市民税は納税義務者の増により増加するものと見込んでおります。ところが、予算編成に当たって人口減少を念頭に、諸課題に対応するとあるのは、今後の人口減少に備え、諸課題に対応していかなければならないということだと認識をしております。

また、人口減少面の推移につきましては、今後、人口は徐々に減少していき、人口の最も多い45歳から49歳の、いわゆる団塊の世代ジュニアの方々が定年を迎える15年後には税収が大幅に減少するものと予測しております。

以上でございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑の3点目、いわで御殿の今後の活用方法について、どのような考えを持っているのかにつきましては、いわで御殿は、これまで皆楽園によるデイサービス事業、会議室等の貸し館及び公衆浴場等に活用していましたが、近年、施設の老朽化が進んでおり、随時修繕等を施している状況でありました。また、施設の利用者が少なく、年々浴場利用者も減少していることや、昨年9月末をもって皆楽園のデイサービス事業所が廃止となったことから、収入より管理に要する支出がますますふえており、施設全体の効率的な活用方法について検討が必要な状況となっております。

今回の改修工事は、今後の有効活用に向けて設備更新を行うものであり、具体的な活用方法については未定です。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 質疑の4点目、令和2年度のごみ減量化の取り組みについてお答えします。

家庭系可燃ごみにつきましては、減量化が進んでいるところですが、引き続き排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会や小学生を対象とした環境出前講座を

開催するなど、見える啓発に取り組んでまいります。

また、粗大ごみについては、リサイクル工房の活用により、展示販売会を開催するとともに、持ち込みごみに対する不適正排出の取り締まり強化を行い、粗大ごみの減量化に取り組んでまいります。

現在の一般廃棄物処理基本計画は、令和２年度が最終年度であり、平成12年度のごみ量の25%減量化を目標達成にさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、事業系ごみについては、都市基盤の整備等により事業所の増加、それに伴う従業員の増加や消費者ニーズの多様化など、経済情勢は大きく変化していることから、目標達成は極めて厳しいと考えております。

令和２年度は次期計画の策定年度でありますので、これまでの取り組みに対する成果を総括、検証し、ごみ減量が進んでいる家庭系ごみと経済活動に影響される事業系ごみの個別の視点で捉え、現状に見合った目標の設定を行ってまいりたいと考えております。

なお、これまで取り組んでいる事業所訪問による助言指導などについては、引き続き事業所と共同して、ごみの減量、資源化の推進に取り組んでまいります。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員ご質疑の５点目、運転管理業務委託料６億7,000万円の内訳につきましては、運転管理業務費１億1,280万円、点検・補修業務費３億2,478万1,500円、予備品・消耗品費として800万円、ガス・水道・電気料金として１億2,555万円、薬剤・油脂類として3,599万9,200円、保険料450万円、合計６億1,163万700円に消費税を入れまして、６億7,279万3,770円となります。

○田畑議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員ご質疑６点目、市民プールの管理面において、会計年度任用職員と管理業務委託料も計上しているが、どのような管理体制を行う予定なのかというご質疑にお答えいたします。

現在、岩出市民プールでは、管理人として臨時職員を２名雇用しているところですが、地方公務員法及び地方自治法が改正されたことに伴い、令和２年度からは会計年度任用職員として雇い入れるもので、管理業務委託料については、会計年度任用職員の管理人で賄えない部分を委託するためのものです。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 消費税増税関係の部分での市民生活応援という部分では、残念ながら、

幼児教育ですか、その無償化について捉えているというようなことでした。幼児の無償化というのは、もう既にされてきていますよね。新たにこういった消費税増税によって、やっぱり大きな市民生活に影響が出てきているわけです。そういう点では、やっぱり市民生活を応援する、こういうような予算が求められているのではないのかなというふうには思います。

そういう点では、新たに予算編成に向けて、市としても、当然新規事業というような部分なんかも考えてこられたと思うんですが、こういう点では、新規事業という部分の点では、市民生活応援を考えようという点では、どのような視点、またどのような予算を組んでいく中で組んでこられたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

2点目の人口減少面という部分については、先ほど15年後から大きく下がるんだという認識を持っているんだという点、これは確認という点で捉えておきたいというふうに思います。

3点目のいわで御殿です。このいわで御殿については、今のところ、今後どうするかは未定だということでした。しかし、予算の中ではいろんな経費、必要経費というんですか、そういうものなんかもあったと思うんですが、現実的には休館にして、実際には省エネ改修工事というのをやるんだというんだけど、実際にはこの省エネ改修工事というのは、工事の中身というのはどういう中身なんでしょうか。将来的にどういうものかもわかっていないのに、いわで御殿を改修する計画というんですか、図面というんですか、それが実際にはとれるのかなというふうに思うんです。

利用方法もわらんのに工事の改修をするというのはどういうことなのか。実際には、どういうふうにするのかというのをいつまでに、それをいろんな形で議論をして結論を出すのか。結論を待った上で、どういう新しいいわで御殿の活用方法というのを決めていくという方向性も出るんじゃないかなとは思いますが、それが決まらんと工事なんかもできないんじゃないかなというふうには思うんですが、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

それと、ごみの減量化については、今るるお答えもいただいたんですが、その中で、答弁の中で、今の現状に見合った形で計画なんかも組んでいくということを言われました。今の現状に見合った計画というのは、今まで掲げてこられた、あれ平成12年でしたかね、その部分の中で、これだけ市としては減量化するんだという目標を立てた、その計画よりも、グラム数というんですか、それよりも現状に見合

った見直しというのは後退するのか、それとも、もともとあった1日当たりの減量化を目指すんだという、その数字でいうと、どうなるのか、先ほど答弁のあった現状に見合ったという点では、どういう方向を持っているのか、その点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、クリーンセンターの運転管理業務です。先ほど点検等で3億円かかると。莫大な金ですわね。現実的には、3億円かかっている場所、取りかえ費用とか、修理とかというのは、何年使ったやつ、何年を炉を使った中で、3億円もかかるような状況になっているのか。3年なのか、5年なのか、クリーンセンターは平成23年ぐらいから開始だったと思うんですが、そういう点でいうたら、今回の3億円かかるその部分の部品、何年使ってきたのか。何年使った中で、今回かえていかなきゃいけないのか、その点、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

消費税増税が行われる中、市民生活を応援する予算ということで、新規事業を含めてどのような視点で取り組んでいるのかというご質問であったかと思います。

消費税の引き上げに伴う分につきましては、社会保障財源化されて、社会保障施策に要する経費として、その財源として充てるということで、法律で決まっております。それで、どのような視点で取り組んでいるのかということにつきましては、予算書の参考資料として作成しております令和2年度一般会計予算の概要、黄色の概要ですけれども、その6ページに、消費税引き上げに伴う市町村交付金、社会保障財源化に充てられる社会保障施策に要する経費、これをどのように配分しているかということはこの表に取りまとめているので、地方消費税交付金で社会保障財源化分として入っております5億2,909万1,000円を6ページにある各事業に割り振っているということでございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回の省エネ工事の改修工事の中身はにつきましては、老朽化した設備を更新するための工事であり、内容は空調や照明の更新、複層ガラスへの入れかえなどの省エネ化工事、段差を解消する等のバリアフリー化などであります。

今回の改修工事は、増田議員のわかっていないのに御殿を改修工事をするのかということにつきましては、今回の改修工事は今後の有効活用を検討するに向けて、

設備更新を行うものであります。

また、時期につきましては、省エネ改修工事が完了された後に効率的な活用方法について検討していきますが、現時点では従来の活用を引き継いでいきたいと考えております。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再質疑にお答えします。

現状に見合った目標設定ということはということでございます。先ほども申し上げましたとおり、経済活動に伴うことであり、都市基盤の整備により事業化の増加、それに伴う従業員の増加、さまざまな要因により経済状況は変わってきている現状でございます。

その中におきまして、目標達成は極めて厳しい状況であると考えておりますので、今まで取り組んできたことを総括いたしまして、新たな目標設定をするということで考えてございます。また、国、県等の目標設定等も整合性をとりながら、再度見直しをかけていきたいと考えております。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、再質疑の修繕費についてお答えいたします。

岩出クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設であり、搬入される廃棄物は多種多様であり、建設のコンセプトである環境負荷低減も含めた本施設の性能を維持するため、高度な運転技術や補修・修繕は必要であります。

そのため市では5年間の長期包括契約時に、今後5年間の補修計画を提出させ、その計画に基づいて点検・修繕を行っているところであります。令和2年度の主な点検・修繕箇所につきましては、法定点検ということで、ごみ計量器・ごみクレーン、非常用発電機等、メーカー点検・補修工事で、可燃性粗大ごみ破碎機、熔融炉、酸素富化装置、各種コンベア、各種空気圧縮機となっております。

それから、金額なんですけど、ごみ処理施設で耐用年数、一応の目安というものはありますけれども、そういうもので言いますと、熔融炉関係では、耐火材の場所、部分部分で毎年変わるんですが、ことしは出滓口金物ということで、大体2年ぐらいの更新となっております。それから、触媒反応塔、これは3年周期で全て入れかえております。押込空気余熱器、耐火物更新、これも大体5年間でございます。

それから、年々、クリーンセンターは、青天井のように上がっていると言われておりますが、5年間の修繕費の金額でいきますと、平成30年度が3億1,797万6,000円、元年度は、ことしですね、2億175万3,000円、令和2年度は3億2,478万1,500

円、令和３年度になりますと9,542万5,000円、令和４年度、２億2,581万8,500円と、５年間でトータル的に維持していくと、そういうふうな施設になっておりますので。以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 １点目は、ごみなんです、今の答弁いただいたんですが、基本的には、ちょっと確認だけしたいんですが、最終年次となった今回の計画のもととなる数字という数字、それについては目標にする数字というのは、今ある数字よりも高くなるというんですか、今、そこまでなかなか減量せんと、たしか950何ぼでしたかね、そのぐらいのやつが、当初は600代ぐらいやったと思うんですが、なかなかいかないと。600までいかないけども、今の現状に見合った数字でいうと、そこまで無理だという中で、それが700になり、750になるということはないと。当初の600という部分をあくまでも目指して減量化を図っていくということではないのでしょうか。

それが現状に見合ったという部分との関係性でいうと、どうなのかという点、改めてちょっとお聞きをしたいと思うんです。

それと、いわで御殿なんです。今の中では、あくまで省エネ改修工事というのは、バリアフリー化のためだけの工事ですよ。その後で言われたのが、利用方法については、現状、従来の活用方法を検討していくということを言われました。そうすると、要するに従来の活用方法をするんだということであれば、おのずと、今の時点で結論が出ているんじゃないのかなというふうに思うんです。

そうだったらとしたら、省エネの改修工事を行った後、そんなに時期を置かなくても、いわで御殿の再活用というのがするのかなというのが、今の話を聞いていて思ったんですが、従来の活用方法を考えているという部分というのは、新しく、今のいわで御殿をほんまにどういうふうなものにしていけば、もっと有効活用できるのかという部分なんかは、市として考えないのかなというふうに思うところがあるんです。従来のことで使うのであれば。

その辺でいうと、本当に市として、いわで御殿というのを市としてどう活用していくのかというのは、改めてみんなで一緒に考えていくというような方向なんかは考えていないのでしょうか。このことだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再々質疑にお答えします。

目標値につきましては、当時、平成12年度を基準として、25%の削減という目標でございました。しかしながら、目標達成には、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな状況、経済状況の変化等により、目標達成は厳しいというところでございます。

それも踏まえまして、今まで取り組んできた成果を総括、検証して、減量化が進む家庭系可燃ごみと、経済活動に伴う事業系可燃ごみ、それぞれを検証、総括いたしまして、現状に見合った目標値の新たな設定ということで考えております。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどの回答しましたように、現時点では従来の活用を引き継いでいきたいと考えてはおりますが、方向性が決まったわけではございません。現状況では、収入より管理に要する支出がますますふえているということで、施設全体の活用方法については効率的な方向性を検討する必要があると考えております。

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第14号をお願いします。

○尾和議員 議案第14号から質疑をさせていただきます。

令和2年度の予算であります、言うまでもなく、予算書というのは、これから1年間の重要なことを決める案件であります。いかにして収入を多くして、経費を削減し、市民サービスの向上に向けて、いかにして使っていくのかということが本来の目的であります。

そこで、今回の14号の質疑について、具体的にお聞きをしていきたいと思っております。

まず、市税の点であります、今回の予算書では、個人税が増加をして、法人税が4億4,200万円余り減額になっております。これについて、どういうことでこういう法人税が減額になったのか、これについて、まずご答弁をいただきたいと。

それから、株式等譲渡所得割交付金の大幅な減収が計上されております。1,900万円余りですが、なぜ株式等譲渡所得割交付金が減ってきているのか。

それから、消費税交付金の試算であります、増加になっております。もちろん消費税が10%に上がって以降、一挙に消費が冷え込んで、今回のウイルスの問題も絡んで、この試算額でいいのかというのは、予測がしがたいというように思いますが、この交付金について、どういう計算のもとに、この消費税交付金を算出しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、財産収入の減少であります、これについて400万円余り減っているんですけども、財産収入の減はどういう理由なのか。

それから、電気使用量、これについては光熱水費と絡んでおるわけですが、市内の電気使用量をいかにして減らしていくのかということが求められると思うんですが、この取り組みについてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、会計年度任用職員の賃金については、この予算書の中で総額幾らとなるのか、お聞きをしたいと思います。

あわせて、人件費、総予算の中で15.8%という形で計上されております。の中には報酬なり給料なり賃金という表示がないんですが、そういう形で報償金とか、いろいろな形で設けておりますが、この使い分けについて、どのような使い分けをされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、職員の健康と命を守るために、超過勤務手当というのがありますが、全体として、今年度の予算の中で目標値を幾らと定め、全体の超過勤務手当の削減に向けて、どのような取り組みをされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、寄附金に対してであります、計上を見ますと200万円しか計上されておられません。この寄附金については、ふるさと納税の事項であると思うんですが、具体的に、ふるさと納税によって、いかにして寄附金を岩出市がいただくかと。岩出市の市民が他の市町村にふるさと納税しますと、岩出市の税収はマイナスになるわけであります。その点についてお聞きをしたいと思います。

先ほど、財産収入とあわせて、雑入のところで、このことについては、ちょっと1点お聞きをしておきたいなと思うんですが、どこを探してもないんで、どこに計上されているのかという事項があります。それは山地区の太陽光発電の売買益を計上されていると思うんですが、どこの事項に計上されているのか。これ雑入と財産収入のところのどこを見てもないんで、これについてご答弁をください。

それから、公共施設の下水道接続に関してありますが、今年度はどこの施設を接続し、残りの施設について何カ所あるのか、これについて完了したところと、今年度接続するところ、残っているところについても、あわせてお願いをしたいと思います。

それから、会計年度任用職員の期末手当の根拠がありますが、これについて、総額についてお聞きをしたいと思います。算出の内容、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、派遣職員給与等の交付金についてですが、該当者及びそれについてお聞きをしたい。

それから、光熱水費、先ほどは電気でしたが、光熱水費のうち水道料、ここら辺について削減計画をどのようにしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、PCBの処分委託料がありますが、現在の保有数量はどうなっているのか。

それから、庁舎等修繕工事の内容について、どこをどう修繕するのか。

男女の出会いサポートに関して、実績と効果、これについて実績を踏まえて、今年度計上されている75万2,000円について、どういう計画で進めようとされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ウェブサイト委託料の委託先について、お聞きをしたいと思います。

それから、コンビニ等取扱手数料の内容がありますが、コンビニでの振り込み並びに、以前にも指摘をしたんですが、キャッシュレス化、例えば、市民課における戸籍の交付等についてキャッシュレス化をする必要性があると思うんですが、岩出市内におけるクレジットカードでの決済の取り組みについて、あわせて手数料を減らすという意味でも、並行してどのように考えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、地方税の回収機構負担金についてありますが、今日までの評価と効果について、どう認識をされているのか、今後どのようにこの問題について取り組もうとしているのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、市長選と市議選についてありますが、この選挙における岩出市民の選挙権のある方の外国在住者の投票権行使についてはどのように今までされてきているのか、これについて、今後、今回の予算上でどのようにされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、成年後見人申立手数料がありますが、この手数料については何人分を

計上したのか。

それから、緊急通報事業の登録者数及び実績について、お聞きをしたいと思います。

それから、老人クラブ連合会助成金であります、登録者数と実績、諸活動についての取り組み等について、ご報告をいただきたいと思います。

それから、養護老人ホーム入所措置費の内訳について、お聞きをしたい。

それから、幼児トイレの改修工事について、どういう工事をするのか、これについてお聞きをしたい。

いわで御殿の照明改修についてであります、午前中にも問題になりましたこの件について、1億円計上されておりますが、これについて、その内容をお聞きをしたい。

児童発達支援の具体的内容について、お聞きをしておきたいと思います。

それから、高等職業訓練促進給付金の評価と実績について、今年度も900万円余り計上されておりますが、どういう取り組みをされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、健康ポイント事業であります、委託先及びどういう仕組みで実施をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、那賀病院分担金の4億2,000万円余り計上されておりますが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、一般及び特定不妊治療補助金の内容について、現在の取り組みと今年度の予算計上の中で、該当者は何人として想定して補助金を設定されたのか。

防犯灯設置と撤去工事の内容について。

L E D 防犯灯の設置補助金について。

それから、農業次世代人材投資資金の実績と効果について、お聞きをしておきたいと思います。

それから、多面的機能支払交付金について、この内容についてご答弁ください。

それから、ため池ハザードマップ作成委託料の対象池はどこなのか。岩出市におけるため池のハザードマップについて、お聞きをしたいと思います。

それから、大畑才蔵負担金の使い道について、これについては用水路を開発した海南出身の方なんですけども、10万円計上していますが、どこへどのような使い道をして、どの団体にこの10万円を負担するのか、お聞きをしたいと思います。

それから、根来地域案内サイン板の工事の内容であります、270万円計上され

ておりますが、これはどこにどういうものを設置をしようとしているのか。

それから、財団法人日本さくらの会の用途についてお聞きをしたいと思います。

それから、畑毛7号線新設工事の計上されております。物件補償として、合わせて4,900万円余り計上されておりますが、これはどこの新設工事なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、空き家等協議会についてであります。開催内容、これからの開催予定、これについてお聞きをしたいと思います。

家具固定委託料の実績と今年度の予定について、お聞きをしたいと思います。

それから、危険ブロック補助金の実績と予定についてであります。1,000万円計上されております。過去の実績と照らして、今年度の予算が妥当なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、防災行政無線整備工事の内容であります。これについて2億3,000万円余り計上されておりますが、設計を合わせますと2億3,800万円、これについて、現状の防災無線で、これによってどのように変わるのか、市民が聞きやすくなるのか、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

会計年度任用職員の報酬であります。これは人員と学校別に3,300万円計上されておりますが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、紀の国緑育推進事業の使途について、お聞きをしたい。

それから、要保護、準要保護児童扶養費の対象者及び、この扶養費については就学前ということで説明のときお聞きしましたが、具体的に、いつ交付するのか。

それから、演芸委託料の委託先及び事前に契約書を交わしておるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、紀の国わかやま文化祭2021とは、どういうことを計画されているのか。

それから、文化財看板、船戸山古墳群環境整備、下中島大イチョウ環境整備工事について、お聞きをしたいと思います。

オリンピック聖火委託料であります。この問題については、昨今の情勢から縮小なり中止の可能性はゼロではありません。その場合に、どういう岩出市としては対応をしていこうとするのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、同じく岩出マラソン大会であります。今年度は3月8日実施が中止になりましたが、この助成金について、このようなことが起きるとは想定、考えておらなんでしょうけども、その場合の問題として、参加料をどのように処理をしていこうとしているのか。来年度もそういう事象が出た場合に、どのような対応をする

のか、お聞きをしておきたいと思います。

市民プール管理業務委託料、これは委託先はどこを想定して委託料を計上しているのか。

それから、予備費の使途であります。予備費計上が3,500万円計上されております。これについては、どういうところに想定して予備費を計上したのか。

以上、よろしくお願いします。

○田畑議長 尾和議員、№5の中ほどにオートクレーブ検査料の内容、何台あるのかという通告があるんですが、これ飛ばしていましたので。

○尾和議員 済みません。オートクレーブ検査料の内容ですね、これ学校で使われているということを聞いておりますが、何台あるのか、どういう検査をやっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質疑の男女の出会いサポート事業について、お答えいたします。

男女の出会いサポート事業は、これまで結婚願望がありながら出会う機会のなかった男女に出会いの場を提供するとともに、市のPRや地域活性化に取り組むことを目的として、平成28年度から実施しております。

令和元年度の実績につきましては、男性104名、女性61名、合計165名の申し込みがあり、12月1日のイベント当日は、男女各25名の計50名が参加していただき、9組のカップルが成立いたしました。

効果につきましては、出会いの場の提供はもちろん、会場を旧和歌山県議会議事堂で実施することで、道の駅ねごろ歴史の丘のPRにも努めております。

また、イベント告知につきましても、和歌山放送のラジオ番組にてイベントの啓発及び岩出市のPRを行うことで、観光振興及び地域活性化につながっております。

また、本年度の事業実施につきましては、プロポーザル方式により選考し、実施していきたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の会計年度任用職員の賃金は幾らの増となるかについてですが、平成31年度当初の臨時職員、非常勤職員の賃金等と比較しまして、4,349万9,000円の増となっております。

人件費の報酬、給料の使い分け理由は何かについてですが、地方自治法第203条の2及び第204条に基づき予算計上しております。一般の常勤職員については給料、パートタイム会計年度任用職員については報酬で予算を計上しています。

超過勤務手当の増減はどうかと、全体として目標値はどうかについてであります。当初予算では、令和2年度が8,298万4,000円、平成31年度当初予算が8,304万5,000円であり、6万1,000円の減額となっております。当初予算編成の際には、前年度対比で3%削減を目標としておりましたが、国勢調査やマイナンバーカードの交付円滑化計画による交付事務、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業など、新たな事業などに対応するため、削減が目標に届かなかったものです。職員の健康の観点からも、事務の効率化を図り、超過勤務削減に努めてまいります。

続きまして、会計年度任用職員の期末手当額の根拠についてですが、昨年12月の議会において議決をいただいた岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいてございます。総額としましては3,666万8,000円となっております。

次に、派遣職員給与等交付金の該当者及び数についてですが、和歌山県より、総務部長、生活福祉部長、事業部次長として派遣いただいております3名分を計上してございます。

続いて、ウェブサイト委託料の委託先についてですが、株式会社サイバーリンクス海南支店となっております。

続きまして、家具固定料の実績と予定についてですが、令和元年度実績につきましては、令和2年2月末時点で7件の申し込みがあり、委託料37万5,340円を支出しております。令和2年度については、50件で275万円を予算計上しております。

次に、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金の実績と予定についてですが、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金は、地震等によるブロック塀等倒壊による被害を未然に防止することを目的として、道路等に面したブロック塀等の撤去・改善に対し補助を実施しております。令和元年度実績については、令和2年2月末時点で、交付決定10件、補助金236万2,000円の支出を予定しております。令和2年度においては20件で1,000万円の予算計上してございます。

次に、同報系デジタル防災行政無線設備整備工事についてですが、現在使用しているアナログ式電波が、電波法の改正により、令和4年11月末で使用できなくなることから、平成30年度から3カ年でデジタル波を使用した防災無線設備の更新を実施しております。平成30年度において、市役所設置の操作卓の機器更改、令和元年

度で親局、中継局及び一部屋外拡声子局の整備を進めており、令和２年度で全ての屋外拡声子局整備を完成する予定となっております。

防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確な災害情報等を提供し、市民の生命、身体、財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段であります。デジタル化した場合の代表的な効果として、現在のアナログ式無線と比較し、高品質でクリアな音声放送が可能となります。また、文字入力による音声放送により正確かつ均一の内容での放送が可能となるなど、情報伝達性の向上や災害時における迅速な対応が可能となります。

以上です。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、消費税、交付金額の試算の方法、増となる理由は何かということでございますが、地方消費税交付金につきましては、国が示す地方財政計画における伸び率、これが令和２年度で19.7%、及び令和元年度の決算見込み額８億1,000万円、これにより計上しているところでございます。この決算見込み額に伸び率を掛けた金額の算定をしてございます。

続きまして、電気使用量減への取り組みと光熱水費の削減計画についてを一括でお答えいたします。

光熱水費の削減計画については、平成27年度に第３次岩出市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減に取り組んでおります。日常的な取り組みとしましては、昼の休憩時間や業務時間外などに不必要な電気を消灯しているほか、冷暖房についても、稼働時間や設定温度の管理に努めています。また、施設面においても、本庁舎の照明を蛍光灯からＬＥＤへと変更しているところです。

なお、毎月の使用量については、施設ごとに前年比較し、５%以上増加した施設については原因を調査し、改善に取り組んでおります。令和元年度の実績では、前年比0.86%減少しておりますが、小中学校普通教室へ空調設備を設置するなど、増加することもあることから、今後もさらに節電、省電力化に取り組んでまいります。

また、ご質問にありました水道使用量の抑制につきましては、先ほど申しました実行計画の中で、水の使用量を抑制するということは、上水道を利用するために必要となる上水道におけるエネルギー使用量の削減につながるということで、水道の使用後は確実に栓を締める、あるいは水道水の水漏れの定期点検に努める、それと芝生や植木などの散水は効率的に行うなど、それぞれ項目をつくっておりまして、

それを守っていただくように周知をしているところです。

次に、P C B 処分委託料、現在の保有数量ですが、これは蛍光灯の安定器で22個保管しております。

続きまして、庁舎等修繕工事の内容につきましてですが、庁舎においては、従前から取り組んでおります庁舎内の照明をL E Dに取りかえる工事や人事異動に伴う電気・電話・L A N配線工事並びに急に発生する機器・エアコン等のふぐあいに対する工事費を計上しております。また、今年度は、サンホールにおいてトイレの洋式化工事を計画しておりますので、その分も計上しております。

次に、予備費の使途についてですが、予備費は地方自治法第217条の規定により、予算編成時において予期しなかった災害対応経費や復旧事業費などの緊急を要する予算外の支出に充てるため設けております。令和2年2月末現在における充用実績は4件、114万円であり、使途は災害対応1件、裁判費用3件となっております。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

1点目の市税の増加する要因は何か、個人の増と法人の減の算出ですが、市税の算出に当たっては、基本的には、令和元年度の調定見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率と見込み徴収率を乗じて算出しております。個人市民税の増の要因は納税義務者の増、それから法人市民税の減の要因は税率の引き下げによるものでございます。

次に、2点目の株式等譲渡所得割交付金は、令和元年度の交付見込み額に国が示す地方財政計画の伸び率を乗じて当初予算を算出しております。令和2年度の地方財政計画の伸び率が54.9%となっており、通商問題の動向や海外経済の不確実性、それから消費税率の引き上げ後の消費者マインドの動向など、株価を押し下げる要因が見込まれることから、大幅な減収となっております。

続きまして、コンビニ取扱等手数料の内容につきましては、コンビニ取扱手数料は、納税義務者の利便性の向上のため、平成20年度から利用開始しております。

なお、コンビニ等取扱手数料の算出につきましては、月額基本料3,300円と1件当たり64.9円で、令和2年度では3万8,400件を見込んでおります。

また、キャッシュレス化につきましては、コンビニ等取扱手数料の中には、昨年の5月から開始いたしましたスマホ決済に伴う手数料も含んでおります。また、スマホ決済だけでなく、複数の地方公共団体に一度の操作で電子的に納税できる地方税共通納税システムを昨年の10月から開始しております。このように収納チャネル

ルの多様化により、納税義務者の利便性が向上し、さらなる徴収率の向上につながるものと考えております。

続きまして、地方税回収機構の負担金の評価と効果はどうかについてお答えします。

平成27年度から令和元年度まで過去5年間の市からの負担金額と回収機構からの入金額は、全ての年度で回収機構からの入金額が負担金額を上回っているため、一定の効果があると考えております。

今後につきましては、和歌山回収機構は、和歌山回収機構というネームバリューによる滞納の抑止効果もあり、また、回収機構と連携を図ることにより、課員の徴収スキルがアップするなど、結果として徴収率の向上につながっておりますので、今後も回収機構との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の市長選及び市議選における外国在住者の投票権行使についての質疑にお答えをいたします。

岩出市の市長選挙及び市議会議員選挙については、岩出市の区域内に住所を有していない人については選挙権がないということになります。ご質疑にあるように、外国在住ということで、外国に住所を有するという事になれば、選挙権がないということになりますので、投票することはできないということになります。

なお、市長選挙及び市議会議員選挙について、選挙権を有する人が短期の仕事、出張などのために、選挙の期間中、告示日の翌日から投票日当日、告示日の翌日から期日前投票、不在者投票が始まります投票日は、当日、投票所で投票することができます。この期間中に国外にいらっしゃるという場合、この期間、国内にいないというような場合には、原則、現行の投票制度では投票することができないとなっております。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員のご質疑、成年後見人申立手数料につきましては、2人分の予算を計上しております。

続きまして、緊急通報事業の登録者数と実績につきましては、令和2年1月末現在の登録者数は116名で、実績としましては、相談が173件、救急者出動6件のうち救急搬送5件、不搬送1件です。また、協力員の出動は28件、出動員の出動は6件です。

続きまして、老人クラブ連合会助成金登録数と実績はにつきましては、平成31年4月1日現在の登録者数は2,140人です。実績につきましては、老人クラブ連合会が実施する会員の教養の向上、健康の増進、地域活動の支援のためのスポーツ大会事業、研修費、事務費、単位クラブの活動支援等に係る費用について助成をしております。

続きまして、養護老人ホーム入所措置費の内訳はにつきましては、現在措置している4つの施設に対し、主に一般事務費、一般生活費等の費用を見込んでおります。

続きまして、いわで御殿省エネ改修についてですが、老朽化した設備を更新するための工事であり、内容は、空調や照明の更新、複層ガラスへの入れかえなどの省エネ化工事、段差を解消する等のバリアフリー化などです。随時修繕等を施している状況であることから、これらの状況も含め、必要な費用を算定したものです。

続きまして、児童発達支援の具体的内容はにつきましては、このサービスは療育の観点から、集団療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、その児童に合った必要な支援を行うものです。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

まず、幼児トイレの改修工事についてですが、今回の幼児用トイレ改修工事の内容については、岩出市総合保健福祉センター1階検査室の約半分を改修し、幼児用トイレを増設するものです。

次に、高等職業訓練促進給付金の評価と実績はどうかについてですが、高等職業訓練促進給付金は、ひとり親家庭の就労支援として、専門資格養成機関等で資格取得講座を受講する場合、受講期間中の生活費を支給し、ひとり親の自立を促進することを目的にしています。

まず、実績についてですが、平成30年度は10名、本年度は現在9名の方が給付金の支給を受けております。次に、給付金の評価ですが、本年度に資格を取得し、給付金を終了する方は5名で、全ての方の就職内定が決定しており、給付金制度には一定の効果があるものと認識しております。

次に、那賀病院の分担金の内容はについてです。那賀病院が地域の基幹病院として、良質で適切な医療の提供と高度医療、緊急医療の充実、健全な病院経営を行っていくための分担金です。

分担金額については、地方交付税に算入されている項目に着目して、繰出基準額

を算出し、総務省繰出基準も加味した上で、紀の川市、岩出市で、均等割20%、人口割30%、利用者割50%で案分して計算しています。

繰出基準額に係る地方交付税の算入項目としましては、病床数、企業債の元利償還金額、小児医療病床数、感染症病床数等となっております。

次に、一般及び特定不妊治療補助金の内容はについてです。一般不妊治療助成事業補助金の内容についてですが、助成の対象となるのは、タイミング療法や薬物治療など、医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療や医療保険適用外の不妊治療のうち、人工授精など、体外受精や顕微授精を除く治療です。また、抗体検査や染色体検査などの不育検査も対象になります。助成期間は1年度につき3万円を限度に助成します。助成期間は連続する2年間です。

特定不妊治療助成事業補助金の内容は、体外受精や顕微授精、またそれに係る男性の不妊治療について、治療の一部を助成する制度です。助成額は、不妊治療に要した額から、和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成額及び治療費総額の3割相当額を控除した額で5万円を上限としています。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 防犯灯設置・撤去工事の内容についてお答えします。

防犯灯設置工事は、移設・撤去を含め30カ所、ポール設置は10カ所、ポール撤去は5カ所を計上しております。

次に、LED防犯灯設置補助金についてお答えします。

LED防犯灯設置補助は、既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯へ取りかえる自治会等から申請があった場合、予算の範囲内において、購入費及び設置工事費の2分の1以内、限度額1基につき2万円で補助しております。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 財産収入の減の理由は何かについてのご質疑にお答えいたします。

減の理由は、クリーンセンターでの全ての資源ごみの売却収入で、特に古紙の市場価格の下落により、前年度より431万5,000円の減額となっております。

○田畑議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員ご質疑の健康ポイント事業の委託先及び仕組みにつきましては、40歳前後から糖尿病、高血圧症などの罹患率が増加することから、岩出市の40歳以上の市民を対象とし、特定健診やがん検診等の健診の受診や市民運動会や健康教室などの健康に関するイベントの参加、また、市民がそれぞれ設定したチ

チャレンジ目標の達成に対し、5から20ポイントのポイントを付与し、合計50ポイント以上で記念品の注せんに応募できる仕組みを考えております。

記念品は岩出市産品を中心とし、事業の周知から応募、注せんまでは市が実施し、記念品の送付は委託することとしておりますが、この事業により、市民の疾病予防、健康づくりの取り組みの推進と岩出市産品や道の駅のPRを図りたいと考えていることから、委託先は道の駅ねごろ歴史の丘を考えております。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 多面的機能支払交付金事業についてですが、農地や農業用施設、農道、水路を地域ぐるみで保全、管理する活動や施設の老朽化へ対応するため支援を行い、集落を支える体制を強化する事業です。

次に、ため池ハザードマップ作成委託料の対象についてですが、防災重点ため池32カ所が対象となっております。

次に、大畑才蔵負担金の使い道についてですが、世界かんがい施設遺産に登録された橋本市小田から岩出市根来までの総延長32.5キロメートルの小田井用水路を完成させた大畑才蔵の業績をたたえて、没後300年に当たる令和2年に関係する市町で記念シンポジウムの開催及び記念誌の作成の負担金となります。

次に、畑毛7号線新設改良工事の内容についてですが、畑毛地区で、市道根来畑毛線から市道曾屋畑毛線をつなぐ延長280メートル、幅員5メートルの新設改良道路になります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 空き家等協議会の開催は、3回を予定してございます。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと納税の具体的な方針でございますが、ふるさと納税制度を活用したふるさと岩出市応援寄附金について、市でウェブサイト等に掲載し、継続して募集しているところです。

また、平成29年度からは地元特産品等のPR、販路拡大等による地元事業者の活性化を図るため、地元特産品を返戻品として贈呈を開始しています。

寄附の申し込み方法としましては、ふるさと納税ポータルサイト「ふるぽ」「ふるさとチョイス」を活用し、広く寄附を募っているところでございます。

それから、通告にないということでございましたが、山地区の太陽光発電の歳入でございますが、予算書の32ページ、21款3項2目4節、諸収入、雑入の農業費雑入、協力金として計上されております。

次に、農業次世代人材投資資金の実績についてですが、平成28年度が2件、300万円、平成29年度が1件、112万5,000円、平成30年度実績はありません。また、効果としまして、旧制度を含め、農業次世代人材投資資金の交付を受けた者、5件のうち4件が地域の農業経営者として定着しております。

次に、根来地域案内サイン等設置工事につきまして、根来寺周辺におけるイメージカラーやシンボルマーク等を定め、統一感を持ったローカルブランディング計画を作成し、その計画に沿ったデザインの案内サイン等の設置を予定しています。

具体的には、和歌山大学観光学部等と共同研究し、効果的な場所や内容について検討しながら、案内サインの作成を進めていく予定となっております。

次に、財団法人日本さくらの会賛助会費の用途についてでございます。こちらは、桜の愛護、植栽、普及、啓発顕彰、桜の保全、研究、相談、また機関紙、資料等の編さん、発行、桜の交流事業に使われております。

なお、本市としては、平成29年度に宝くじ桜寄贈事業として、桜の若木50本の寄贈を受けています。

以上です。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 公共施設の下水道接続に関して、完了及び未接続施設はどこかということでお答えします。

下水道計画区域内で排水設備のある市の公共施設は49施設ございます。そのうち供用開始区域に市の公共施設は26施設があり、25施設が接続済み、1施設が未接続となっております。未接続の施設は、山崎北こども園の1施設です。また、元年度での公共下水道への接続箇所につきましては、10施設でございます。施設名は、大宮神社公衆便所、岩出地区公民館、上岩出公民館、曾屋教育集会所、学校給食共同調理場、山崎小学校、桜台地区公民館、中央小学校、駅前ライブラリー、岩出第二中学校でございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 会計年度任用職員報酬、人員と学校別にでございますが、令和2年度予算について、指導主事2名、ALT2名、学校教育指導員2名、介助員、小学校17名、中学校4名、用務員、小学校6名、中学校2名、学校給食配膳補助員2名、部活動指導員5名の計42名です。

学校別につきましては、介助員の21名は、岩出市小学校に3名、山崎小学校に3名、山崎北小学校に3名、根来小学校に3名、上岩出小学校に2名、中央小学校に

3名、岩出中学校に2名、岩出第二中学校に2名です。

用務員8名につきましては、岩出小学校1名、山崎小学校1名、山崎北小学校1名、根来小学校1名、上岩出小学校1名、中央小学校1名、岩出中学校1名、岩出第二中学校1名、学校給食配膳補助員は、岩出中学校に1名、岩出第二中学校に1名です。部活動指導員は、岩出中学校に3名、岩出第二中学校に2名を予定しております。

続きまして、オートクレーブの検査料の内容についてであります。オートクレーブとは滅菌機のことでございます。ドアパッキンや扉軸、ヒーターパッキンの交換、エアフィルターの点検・確認をすると同時に、固体差に合わせた調整をすることで、障害を未然に防ぎます。また、機器の安全性を担保するための動作確認や器具内部の清掃を実施いたします。台数につきましては、各学校1台の計8台です。どのように使うかということにつきましては、学校での健康診断の際に、舌圧子や歯鏡、耳鏡などを使用後に滅菌するもので、養護教諭が使用いたします。

続きまして、紀の国緑育推進事業補助金の使途であります。森林体験に要する作業員賃金、謝礼、間伐体験機材の使用料、会場使用料、森からのめぐみ体験料、木工用ボンドや軍手等の需要費、傷害保険、バス代、材料費となっております。

要保護・準要保護児童扶助費の対象者及びいつ出すのかについてであります。入学準備金につきましては、事前支給は令和3年度の入学児童生徒が対象となります。対象者は、小学校の入学予定者60名、中学校の入学予定者58名です。いつ出すのかにつきましては、1月末までに申請をしていただき、3月中の支給を予定しております。

○田畑議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 通告に従い、尾和議員の演芸委託料の委託先及び事前に契約しているのか以降、ほか5点について一括してお答えいたします。

演芸委託料の委託先は、現時点では決定しておりません。選定に当たっては、若い世代の声を聞いたり、年度年度で人気のあるものを選定しております。具体的には、演芸の企画会社より企画案を出していただき、採点方式により決定後、契約しております。

続きまして、紀の国わかやま文化祭2021とは、2021年10月30日土曜日から11月21日日曜日の23日間に和歌山県内で開催予定の第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会の愛称でございます。

続きまして、文化財看板設置工事については、岩出市水栖の大日寺に所在する岩

出市指定文化財となった大日寺石造宝塔の説明板の設置工事費用です。

船戸山古墳群環境整備工事については、年次計画に基づいて実施しており、令和2年度は古墳の石室上部に生育している大木の伐採と古墳群へのアクセス道の確保を主な整備事業として実施するための経費となります。

下中島の大イチョウ環境整備工事については、県指定文化財となっています天然記念物の適切な維持管理のために必要な措置に係る工事代経費です。

続きまして、オリンピック聖火リレーの件でございます。オリンピック自体の開催が不透明な中、主催である組織委員会から、状況を見て何らかの指示があると考えていますので、我々としたしましては、その決定に従う考えでございます。

続きまして、岩出マラソン大会の予算は、市の助成金に加え、大会参加料から成り立っています。主な使途は、参加賞などの消耗品、記録計測などの委託料であり、過去の実績を見ますと、総経費の平均がおおむね670万円であり、参加料として平均270万円の収入がございますので、助成金の400万円は適切であると考えます。なお、精算後の残金は市に返還しています。

最後に、市民プール管理業務委託料についてでございます。委託先は、現在のところ決定してございません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最初から行きます。

令和2年の予算についてであります。市税の増減についてであります。やはり基本的には、法人税のマイナス分を個人の税収でカバーするというような形になっております。法人税の岩出市内の減収については、4,200万円余りしておるといのが実態であります。これらについては、私としては、法人税の減税については問題があるというふうに思っておりますが、税率については、本社が岩出にある場合と支社が岩出にある場合、どのような形で減収になるのか、どういう計算式になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、消費税の交付金額の決算であります。今日の状況からいうて、この19.7%、決算伸び率を勘案してということではあります。この金額については、見込みが狂うんではないかなと思うんですが、そのときにはどうされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、電気の使用量については、具体的にLED化をしていくということですが、岩出庁舎内のLED化については、今年度中に完了するのか、それとも令和

3年度に回るのか、そこら辺の計画についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の賃金であります、これについては、聞くところによると、月額がマイナスになって、一時金でということですが、そのように理解していいのか、再度確認をさせてください。

それから、人件費の計上についてですが、事項別説明書の中に、このグラフで出ている人件費の総額15.8%、この金額については、報酬、給与等々の全ての人件費が算入しているという理解でいいのか、別立てになっているのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務の手当ですが、やはり目標値を設定しておかないと、現状では6万1,000円しかマイナスになってないということでもありますから、今年度の目標値を何%削減するのかということで、3%と言われたんですかね、その点について、再度具体的に職員間で意思統一をして、それに向けて取り組みをしていくということが大切であろうと思いますが、それについてお聞きをしたいと。

寄附金のふるさと納税であります、やはり200万円というのは、余りにも少な過ぎると思いますね、他の地方の実態から見ますと。もっと具体的に、寄附をしていただく方に魅力あるものを、製品を提供していくと、渡していくという取り組みをもっとやるべきではないかなというふうに思っております。

それから、太陽光発電の900万円については、協力金だけでは、我々が予算書を見てもわからないんで、協力金の内容を太陽光売電による協力金であるというような表示に、これは変えていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、公共下水道の接続についてであります、これについても、10カ所ですか。49カ所で26カ所ですから、23カ所が未接続であるということでもありますので、開始区域においては、速やかに接続をするという方針を示していただきたいと思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費の削減であります、いかにして使用量を減らしていくのか、光熱水費の問題について、今、部長からお話がありましたが、もっと具体的かつ職員の皆さんとあわせて、どうしていくのか、いかにして減らしていくのかという議論を進めて経費の削減を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、庁舎内のLEDの交換ですが、現在、私は全部終わったのかなと思ったんですが、完成年度、この予算の中でできるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、地方回収機構の負担金についてですが、これは、もう既に取り組みをされて、効果があるということでありますが、いずれは、やはり基本は職員がいかにして税収の未納の部分を上げていくかということであろうと思うんですね。手に負えないやつについては、この地方回収機構に委託するということでありますが、最初から回収機構に回すんじゃなくして、職員の間でもこの取り組みを強化をして進めていただくことをすべきであるというふうに思いますが、市の考えをお聞きしたいと思います。

それから、市長選、市議選の問題であります、外国在住者という形で表現しました。私は、後の後段のところで事務局長が答弁されました、岩出に住所を置いて、出張なり単身赴任、短期間の単身赴任の場合については、そこら辺について投票できるようなシステムづくりをやるべきであるというふうに思っていますので、それについて再度お聞きをしたい。

それから、成年後見人の申立手数料であります、これは2人ということなんです、21万5,000円ですから、1人10万円ぐらい、医者診断が5万円から6万円と言われておりますので、裁判所の手数料については何千円ですから、2人でいけるのかどうか、これらについてももっとふやすべきではないかと。認知症の患者が5人に1人になるという時代に、余りにも少ない予算であるというふうに思いますので、この考えについてお聞きをしたいと思います。

それから、幼児トイレの改修であります、これは、あいあいセンターのみで何基、幼児トイレをするのか、女性用、男性用、何基ずつなのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、いわで御殿についてですが、いわで御殿に関しては既存の風呂ですよ、入浴施設、これについては継続して入浴できるようにするのかどうか。改修の中で取り壊すのかということが出てくると思うんですが、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、健康ポイントについてですが、これは窓口は保険年金課になるんですかね、子ども・健康課ですかね、あると思うんですが、対象者を36万7,000円で何人をめどにしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、不妊治療の関係ですが、これについては何件を想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、防犯灯の設置と撤去の内容であります、防犯灯設置については30カ所ということでありますが、これに関連して、今、岩出市で求められているのは聞

くんですが、岩出第二中学校の通り、南に向けて道路が走っておるんですが、そこに防犯灯の設置工事が含まれるのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、ため池の問題であります。ため池についてのハザードマップ、これについてはいつを目標に完成して、それを全ての情報を公開するということが求められておるんですが、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、大畑才蔵の問題であります。生まれは海南であるということを知っておるんですが、六箇井を含めて、江戸時代にかんがい用水を設置をしたということで、田畑の水は助かったということなんですけども、そこら辺の催しについても広報して、広めていくということが必要ではないかと思います。

それから、根来寺の案内ですが、現在、五百仏山の前にある案内、それ以外に岩出市の案内板を道の駅にもあるんですが、大門の近くにあればよりベストかなというふうに思っていますが、どのような、案内板でサインでということであるんで、電光型の案内板を想定されるのかなと思うんですが、どこの場所にこれをつくるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、家具の固定の委託料であります。これについて、現在どういう実績でやられているのか、答弁を聞き漏らしたかわかりませんが、今年度の予定はどうするのかということでもあります。

それから、危険ブロックの補助金の問題であります。やはり予算を組んでも、それを市民の皆さんが使うということにならないのは、やはり啓発活動が不十分ではないかと思うんですけども、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、防災行政無線の問題であります。多額の金をかけて、要は市民がそれを防災無線でアナログからデジタルに変わるからということで、聞きやすく、聞き取りやすくなるのかどうか。それよりか各家庭に直接防災無線が飛ぶような形の器具のほうがより効率がいいんじゃないかと。風水害の場合に聞こえないという苦情が出ておりますので、そこら辺についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、演芸委託料の問題であります。契約はまだしてないということですが、いろんな事情で契約をしたけども、解約したときに、その解約金というのは取られるのか、それとも事前に契約の中で、諸般の事情によつての契約を実施することができない場合に、その負担金というのか、契約解除による損害金という形で支払いをするような事項が含まれているのかどうか、これについてお聞きをして

おきたいと思います。

それから、オリンピックの聖火委託料であります。昨今の情勢からいって、やはり中止あるいは延期、その他いろいろな事象が起きてくると思います。これについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁を願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の月額をマイナスにして、期末手当で補填ということでもいいのかということですが、市としましては、年間の収入で下がらないようにと考えてございます。

次に、人件費ですけれども、こちらにつきましては、報酬、給与を含んだものでございます。

超勤手当、これにつきましては、職員間で意思統一をする必要があるということで、これにつきましては、毎週水曜日、金曜日のノー残業デー、資質向上、またボーダレス、オーバークロスによって、超過勤務の時間の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、家具固定の今年度の実績と予定についてですが、家具固定の実績につきましては、令和2年2月末時点で7件の申し込みがあり、委託料37万5,340円を支出してございます。

危険ブロック塀等改修の啓発が足りないのではないかということでございますが、こちらにつきましては、住民への周知につきましては、広報紙、また市ウェブサイトの周知を初め高齢者を対象とした市のふれあい学級等での周知・啓発に努めてまいります。また、これにつきましては、令和2年度で終了事業となりますので、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、防災行政無線についてでございます。これについては、各家庭に置くようにということですが、まず、今回、デジタル化をするに当たっては、現在のアナログ式電波が電波法の改正により、令和4年11月末で使用できなくなるということで取り組んでいる事業でございますので、こちらが使用できなくなりましたら、全然使えないものとなりますので、まずはデジタル化するものでございます。

あと、気象状況などによって無線放送が聞き取りにくいということですが、情報伝達につきましては、放送内容を再度聞くことができる電話応答サービスや岩出市

安心・安全メール、防災わかやまメール配信サービスなどの登録制メール、また、緊急速報エリアメール等の強制配信を行うものや市ウェブサイト、SNS等、複数の手段を用いることとしてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、消費税交付金額の試算の方法で、見込み額に狂いが出た場合というか、そういう場合の対応はどうかということでございますが、これにつきましては、先ほどご説明いたしました、基本的に地方消費税交付金というのは、国が示す地方財政計画による伸び率を使って計上しております。この伸び率の見込みが、当初見込んでいたよりも少なかったりした場合というのは、それは必要に応じて補正での対応となると考えてございます。

次に、電気使用量への削減の取り組みということで、本年度で計画が終わるのかという話と、あと、これに関連して、庁舎修繕のLED化の話もあったんですけども、それをあわせてお答えさせていただきます。

光熱水費の削減につきましては、具体的には、先ほども申しましたが、電気については、毎月の使用量は、常に一月ごとにチェックを行って、対前年5%増加している施設については、原因を調査し、改善に取り組むようにということでの取り組みをこれまでも地道にしているところでございます。

LED化が完了するのかどうかということでございますが、これにつきましては、庁舎修繕の工事のところで説明をいたしましたが、庁舎内の照明というのはLEDに取りかえる工事というのは、市役所での通常業務に支障がないように進める必要があるために、一度にたくさんの範囲を工事をするというのはでなくて、築年数の経過した施設を中心に順次進めているところでございます。

それで、今後もそれを進めていくんですが、まだすぐに終わるというようなところにはなってございません。引き続き継続して進めていくということでございます。ちなみにLED化、参考までに申しますと、庁舎でいいますと、平成28年度には玄関ロビー、平成29年度は市民課、税務課の前の通路、平成30年度は市民課、税務課、上水道業務課、生活福祉部の内部の通路、平成31年度は、令和元年度ですけど、生活支援課、第1会議室、第5会議室、そういった形で順次LED化を進めているところでございます。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

法人市民税のマイナス分を個人市民税のほうでカバーしているのではないかといいことでございますけども、法人市民税の減につきましては、この引き下げによる減収分の補填といたしまして、令和２年度から始まります法人事業税交付金が県から交付される予定でございます。これが2,200万円でございます。

それから、法人市民税が、後で申しますが、3.7%下がりますして、法人県民税も2.2%下がります。合わせて5.9%下がるということになるんですけども、この下がった分を国税であります地方法人税が5.9%引き上げられるということになります。この地方法人税といいますのは、地方交付税の原資となるものでございまして、先ほどの2,200万円と、この地方交付税で入ってくる分がございまして、その分でカバーできると考えております。

それから、法人市民税の税率の引き下げの計算方法ということでございましたけども、本社と支社ということではなくて、法人の資本金等の金額が1億円以上かつ法人税割の課税標準となる法人税額が500万円以下の法人につきましては9.7%が6.0%に、それから、上記以外の法人、大法人等になるんですけども、それが12.1%だったのが8.4%に引き下げられるということでございます。

続きまして、回収機構、多分最初から全て回収機構に頼ってはいどうかというような趣旨のご質疑だったと思うんですけども、回収機構への移管件数は40件でございます。徴収困難な案件とか、広域に係るもの、こういったものを回収機構へ移管しております。

税務課といたしましては、差し押さえ、それから搜索、インターネット公売、それから不動産公売、合同公売等に参加も行っております。全て回収機構がしていることは、税務課でもやっていると思っております。

全て頼っているということではないと思いますけども、今後も連携していくことにより、徴収率の向上につながっていくものと考えております。

以上です。

○田畑議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の市長選挙及び市議会議員選挙における外国在住者の投票権行使についての再質疑にお答えをいたします。

選挙権のある人が投票できないという状況にあることは非常に残念ではありますが、投票制度については、公職選挙法において厳格に定められているところであります。市選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法に基づきまして、選挙を適正に執行、管理することが求められているところでございます。市選挙管理委員会

において、独自にシステムを構築するというようなことはできないということで、ご理解いただきたいと思います。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑、まず、成年後見人申立手数料が2人分では少ない予算ではないかにつきましては、この費用は、申し立てが必要な状態であるが、身寄りがない、身寄りがあっても虐待等、何らかの理由により申し立てする人がいない場合に対して、市長が申し立てを行う場合の費用でありますので、毎年、年間2人前後の実績であることを参考に、2人分の予算を計上しております。

次に、いわで御殿につきまして、浴場のほうを継続していくのかにつきましては、今回の工事は建物の基本的な設備に対しての工事であって、利用に伴う改修工事ではございませんので、活用方法については改修工事が完了された後、従来の活用を引き継ぐ考えで、入浴施設の分も含め、今後、効果的な活用について検討してまいります。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず1つ目、幼児用トイレ、何基つくるのかということですが、小便器が1カ所、それから大便器が2カ所を増設する予定としております。

次に、不妊治療、何件を予算化されているかということですが、一般不妊治療につきましては40組分、特定不妊治療につきましては50組分を予算化しております。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 防犯灯設置の再質疑にお答えします。

防犯灯設置につきましては、区自治会等から設置要望の申請があった場合に、岩出市防犯灯設置要綱に基づき、自治会が責任を持って維持管理できるものに対して、予算の範囲内で設置するものでございます。

議員ご質疑の中にある第二中学校南への道路という部分については、自治会等からの申請に基づきとなってございますので、含まれてはございません。

○田畑議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑、健康ポイント事業の委託料の予算は何人分を想定しているかということですが、予算は記念品分になりまして、155名分を想定しております。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 再質疑にお答えします。

ため池ハザードマップの関係ですが、既に平成27年に、ため池の位置、浸水予想区域、避難場所を記載したため池ハザードマップを全戸配布しております。今回は個別の池ごとに作成することになりますが、土木課、総務課のカウンター及び地区公民館での閲覧としたいと思います。なお、希望者の方には戸別配布を考えております。業務としては、令和2年度中に作成予定としております。

次に、大畑才蔵の関係ですが、関係する市町、橋本市、かつらぎ町、紀の川市、岩出市、4市町あるんですけれども、今後、広報活動等については協議してまいりたいと思います。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと応援寄附金についてでございますが、200万円では少な過ぎるのではないかと、もっと魅力のあるものを返戻品として取り入れて、増額をということでございました。現在、ふるさと納税制度、返戻品につきましては、過度な競争を避けるようにという制度の改正がございまして、品物でいろいろお返しするというようなことはかなり難しいということになっております。また、通常どおり、現在でも返戻品については、常時募集はしておりますので、事業者の方、これと思うものがあれば、ぜひともうちのほうに返戻品として登録していただきたいと思います。

また、それと同時に、本来の岩出市応援寄附金という意味にのっとりまして、プラスになっているかどうかはちょっとわかりませんが、私たち、市外、県外など観光プロモーションなどに出向くときは、ふるさと応援制度の寄附金のパンフレット、チラシ等も配布して、寄附を広く募っているところでございます。

それから、太陽光の歳入の表示でございますが、説明表示、これからもわかりやすい表示をするように心がけてまいります。

次に、根来地域の案内サインのほうでございますが、議員おっしゃっている五百仏山のハイキングのルートの案内でありますとか、大門近くの総合的な案内の看板とかいうのもありまして、それぞれ県の遊歩道の整備事業でありましたりとか、観光協会のほうの事業として立てられたものでございます。

今回作成を考えておりますのは、そういった総合的なものとはまたちょっと違ひまして、根来を歩いて回っていただく、楽しんでいただくために、個別の施設、設置場所としましては、国宝大塔を初めまして、今回の重文指定を受けました6棟を含む大門とかの重要文化財の建造物、それから経済の主要な施設や行くための経路、

そういった案内などを想定し、サインを設置する予定でございます。

なお、議員おっしゃっていたような電光、電気で光るようなものは考えてはおりません。

設置箇所、内容等の詳細につきましては、地元事業者など、有志によるプロジェクトチームや、また旅行会社等、専門家のさまざまな視点から検討し、検討していきたいと考えております。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 公共下水道のほうの接続の件ですが、市の公共施設、先ほど申し上げたとおり、49施設ございます。そのうち実際に下水道の工事が完了して使えるようになった区域、供用開始区域ですが、これが26施設、そして、残り23施設でございますが、ここにつきましては、まだ下水道が整備されていない区域となりますので、現在のところ接続することはできません。

ただ、23施設につきましては、今後、下水道の整備計画を立てまして、順次整備をしてまいります。また、この整備時期が確定しましたら、各所管課と接続についての時期の調整を行いまして、速やかに接続していただけるよう取り組んでおります。

○田畑議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

演芸委託料の件なんですけど、成人式の記念事業でございまして、解約金を支払ったなどの事例はございませんが、例年の契約では、やむを得ない理由によりイベントが計画どおり実施できない場合は、速やかに発注者と協議し、対応するものとしてございます。

次に、オリンピックの聖火リレーに関してでございますが、県を通じて組織委員会の指示に従ってまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第14号から議案第20号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第20号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を

設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、井神慶久議員、福山晴美副議長、田中宏幸議員、松下 元議員、上野耕志議員、奥田富代子議員、増田浩二議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第14号の審査につきましては、3月16日月曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第14号の審査につきましては、3月16日月曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の間選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の間選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対

策事業の期間延長を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

福山晴美副議長、演壇でお願いいたします。

○福山副議長 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月5日提出

|     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 福山 | 晴美 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 尾和 | 弘一 |

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

趣旨説明をさせていただきます。本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

近年、気候変動の影響等による激甚的な自然災害が全国各地で頻発しています。

国においては、平成30年度から令和2年度までの3年間を防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として閣議決定し、通常予算とは別枠で予算を上乗せして対策を進めているところであり、緊急対策期間後の令和3年度以降も、防災・減災等の対策に必要となる予算と財源を継続的に確保していただく必要があるため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間を延長されるよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほどお願い申しまして、説明といたします。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日水曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は３月18日水曜、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(14時50分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和2年3月18日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第2号 監査委員条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第12号 市道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について |
| 日程第15 | 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第16 | 議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第21 | 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第21号 副市長の選任について |
| 日程第23 | 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書について |
| 日程第24 | 議員派遣について |
| 日程第25 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 1 号から議案第 20 号までの議案 20 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長の報告、報告に対する質疑、討論、採決、議案第 21 号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第 21 号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第 21 議案第 20 号 令和 2 年度岩出市下水道事業会計予算

○田畑議長 日程第 2 議案第 1 号 岩出市印鑑条例の一部改正の件から日程第 21 議案第 20 号 令和 2 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 20 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 20 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

3 月 5 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 1 号 岩出市印鑑条例の一部改正についてのほか議案 10 件です。

当委員会は、3 月 10 日火曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の付託議案について審査を行いました。

議案第 1 号 岩出市印鑑条例の一部改正について、議案第 2 号 監査委員条例の一部改正について、議案第 6 号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について、議

案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 市道路線の認定について、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について、議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算、以上10議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第13号、議案第18号及び議案第20号は可決、議案第12号は認定いたしました。

議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中での主な質疑を報告いたします。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についてでは、変更する意図は。また、それによりどのような影響を受けるのか。意思能力を有する、有しないと証明する判断基準は。成年被後見人が印鑑登録できなかった理由は。について。

議案第2号 監査委員条例の一部改正についてでは、これまで20日としてきた理由は。また、特別な事情とは、どういうものが該当すると考えているのか。について。

議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定についてでは、屋根のある部分にどのようなものが展示されるのか。また、屋根が小さく見えるが、雨天時に見学者の対応はできるのか。半地下式倉庫のレプリカとはどのようなものか。について。

議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでは、水道の塩素濃度は。について。

議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、個人番号カード交付事業の補助金は、国からどのように割り当てられているのか。通知カード・個人番号カード関連事務負担金はどこに支払いをしているのか。新型コロナウイルスの対応は。について。

議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第12号 市道路線の認定について、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算では、墓地返還還付金について何基分か。また、還付に至る理由は。について。

議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算では、水道の利用戸数は何戸か。黒字が出ている中で、低所得者の負担軽減のための施策は考えていないのか。について。

議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算では、県からの下水道事業促進交付金の内容について。また、交付される時期は。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてのほか議案8件です。

当委員会は、3月11日水曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について、議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、資産割について、毎年見直していくのか。値上げする背景について。また、市民の納得を得られると考えているのか。広域化による岩出市のメリットは、現状でどういうところがあるのか。について。

議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正についてでは、10円値上

げすることによりどのような充実を図ることができるのか。給食の無償化については考えていないのか。就学援助の費用について市の持ち出し分の金額は。について。

議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、低所得者の軽減措置に該当する方の数は。軽減措置することにより、財政的にはどう考えているのか。について。

議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、障害児通所給付費の増額理由は。また、児童発達支援に対して施設は足りているのか。就労移行支援について、どのような支援を行っているのか。また、作業所等に行っていない方について市は把握しているのか。新型コロナウイルスによる休校で、学校給食に従事している方への対応は。また、食材はどのようにしたのか。教育のICT化によるメリット、デメリットはどのように考えているのか。について。

議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんでした。

議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、居宅介護サービス給付費の増額について、どの分野で増額しているのか。また、どのような分析により算出したのか。必要なサービスを受けるため、限度額を超えている方の実態を把握する必要があるのではないか。入所している方で、施設外の病院を受診する場合の仕組みはどのようになっているのか。について。

議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、保険給付費及び退職被保険者等療養給付費の減額理由は。未受診者対策業務委託料について、どこに委託するのか。また、内容は。パートタイム会計年度任用職員及び会計年度任用職員の内容について。

議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算では、現年度分普通徴収について、どれぐらいの件数を見込んでいるのか。地域介護予防活動支援事業について、活動の状況は。また、健康寿命を延ばしていくことに対してどのように考えているのか。主治医意見書手数料について、何件で単価は幾らと見込んでいるのか。また、意見書の内容は。について

議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、普通徴収されている方について、全体の割合は。滞納されている方等の相談体制はどのようになっているのか。団塊の世代が75歳を迎えるに当たり、長期的にどのように推移していくと考えているのか。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○尾和議員 1 ページの10円値上げということを言われたんですが、これは30円値上げと違いますか。訂正してほしいんですが。

○田畑議長 質疑の中で、そういうことだったそうですが、10円値上げについて、どのような内容になっていくのかというそういう質疑があったそうです。

○尾和議員 私がこれ発言しておりますけども、実質は30円値上げなんで、30円という表現をしたと思うんですけども、記録をとっておられて、そのようになっているのであれば、30円だという理解をしていますので、この文面ではおかしくなるんです。30円に訂正をお願いします。

○田畑議長 質疑内容が、30円アップするうちの20円は市が負担し、あと10円の値上げについて、どういう質が上がっていくのかということに対して答弁があったということであります。そういうことで間違いないと思います。

○尾和議員 今言われたやつをこの前文の中に入れてください。これだけやったら、安直に考えたら、10円値上げとしかとれないんで、今、議長が言われた案文をその前に入れて、ここで報告してください。

○田畑議長 そうしたら、委員長のほうで報告してください。

○井神議員 済みません。議案第4号の岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正についてでは、30円の値上げ分のうち20円は市の負担分となっているが、10円値上げすることにより、どのような充実を図ることができるのかに訂正させていただきます。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、上野耕志議員、演壇でお願いします。

○上野議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月5日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、引き続いて、総務部長に対して議案第14号の議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に審査を行うことに決定いたしました。

3月12日木曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月13日金曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり特別委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、市当局から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の審査終了後、議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会のご報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長の報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第2号 監査委員条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定の件、議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件、議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第12号 市道路線の認定の件、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託の件、議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案13件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案13件に対する討論を終結いたします。

議案第2号、議案第5号から議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第20号の議案13件を一括して採決いたします。

この議案13件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第5号から議案第11号、議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第20号の議案12件は、原案のとおり可決、議案第12号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の印鑑条例改正について、現行の条例、登録資格、第2条において、住民基本台帳法に基づき、本市が備える住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができるとある。

本人にかわる個人を証明する分身でもあります。人の命に通ずるものとして、現在には使用される実印鑑です。それだけに重要なものであることは言うまでもありません。役所に書類を出すときも、車や家を買うときも、遺産相続の手続にも必要な判こであります。電子取引、電子申請が普及しても、なぜなくなる。それどころか、実質のサインよりも、目の前にいる本人よりも、判こが信用されているのです。銀行などでは、これは登録された判ことは違いますと書類を突き返されることもある。

10年ほど前までは、中国や韓国、台湾にも印鑑登録制度がありましたが、今も続くのは世界で日本だけであり、日本人は一生のうち、平均5本の判こを持つと言われております。結婚して夫婦で新しい人生を始めるときに、実印、銀行印、認め印の3点セットを送る風習もありました。車の車庫証明、マイホームの登録なども、もちろん親御さんが亡くなったときの遺産相続では、遺産分割協議書に各相続人の実印が必要になります。

加えて、銀行や役所などでの脱判この流れもあります。そうした動きはありますが、判こをなくすと不便であるのも事実です。平日の日中、銀行の窓口に行けないサラリーマンの妻がかわりに行ってもらったとき、静脈認証ではどうしようもない。会社印にしても、社長の静脈を登録して、手続のたびに社長が銀行や役所に出向くのは現実的ではありません。

判こには判この利便性があります。判こは本人認証というよりは、確かにこれを

どうしたという意思表示の証拠として意味が大きい。だから、静脈認証や生体認証で全て代替できないのであります。印鑑証明とは、この実印を本物であると証明するための書類であります。

印影のほか、氏名、住所、年齢などが書かれております。実印は本人を証明する手段として最も信用性が高く、官公庁での諸手続を初め、公正証書の作成、銀行からの借り入れなど、大きな契約取引の際に必要であります。

しかし、実印だけでは第三者による成り済まし行為が簡単に発生してしまうことから、公的な印鑑証明をあわせることで、初めて効力を発揮するようになります。

実印のみ、もしくは印鑑証明のみでは契約はできません。印鑑証明は人生において頻繁に使用するものではないため、初めて取得するという方も多いのではないのでしょうか。これは大切な印鑑登録において、成年被後見人を削除して、基準もなく、誰が誰をもって判断するかもわからない、意思能力を有しない者に改めるとあるが、少なくとも公正で中立的立場の者が判断しないものは、到底理解できません。

市役所において、市民課で誰が意思能力を有しない者と判定するのでしょうか。窓口において、恣意的に取り扱いをすると憲法に保障されている個人の人権をないがしろにすることにもつながることが懸念されます。

以上、よって、私はこの印鑑条例に対して、この条例改正に対して反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について、私は賛成討論を行います。

岩出市印鑑条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため改正を行うものであります。

条例改正の内容は、印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改め、成年被後見人を一律に排除する規定から、必要な能力の有無を判断する規定へと改正するものです。

この改正により、これまでの印鑑登録ができなかった成年被後見人の方が、法定代理人を同行し、かつ本人による申請があるときは意思能力を有する者として印鑑登録ができるようになります。

成年被後見人等の人権尊重の観点から、本議案について、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第1号に対する討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

この議案は、国保事業者に対して、県の広域化に伴い、新たに負担増を押しつける条例となっています。県の広域化に対して、自治体独自に一般会計からの繰り入れ施策は柔軟に対応できる側面もあるとされていますが、今回の条例の基礎となる部分では、市としての対応は十分にとられていないと考えます。

将来の資産割廃止を前提に、所得割、均等割部分の税率を引き上げるものとなっており、新たに国保利用者への負担を押しつけるものとなっています。

この条例における影響額として、国保会計では、一般被保険者部分では1,785万円の増額となっています。言うまでもなく、国保利用者は低所得者が数多く加入しており、このような値上げが行われれば、ますます払えない世帯を生み出し、生活破壊につながります。

市としての健康施策の充実、病気やけがを防ぐ施策の向上を進めることとあわせ、国保利用者の負担軽減対応こそ求められていると考えます。国保の高騰化の要因となっている国の負担割合の是正を県の広域化組織とも力を合わせて改善を求めることを申し述べ、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成

の討論を行います。

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化を背景に、国保1人当たりの医療費は全国的に増加の一途をたどっております。このような状況の中、平成30年度から制度改革により県が財政運営の責任主体となり、県は市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、市町村は決められた額の納付金を県に納付することとなっております、その納付金には、保険税を充てることとされております。

1人当たりの医療費の増加等により、令和2年度の国保事業費納付金が増額し、現行の税率等では賄うことできないため、税率等の改正は、納付金の納付に必要な費用を確保するためには、やむを得ないものであります。

また、本改正では、基金を活用することで被保険者の保険税負担の増加に対し、一定程度の負担緩和が図られた改正内容となっております。

また同時に、資産割の引き下げも行われており、県国保運営方針における3方式による統一保険料を見据えたものとなっております。

以上述べました理由により、国民健康保険の運営に必要な条例改正と認められますので、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第3号に対する討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

そもそも教育の一環として行われている給食は、無料にすることが望ましいと考えており、その方向にこそ向かうことを望んでいます。今回の値上げは、食材費の

価格の上昇に伴い見直しを行うというものです。小学校、中学校、1食、たったの30円の値上げだと考えるかもしれません。しかし、月にすると、小学校では4,000円が4,600円となり600円の値上げ、中学校では4,300円が4,800円となり500円の値上げ、年間で言えば、大体6,000円、5,000円もの出費がふえるということです。

家族の中で学校に通う子供が多ければ多いほど負担は大きくなります。ただでさえ経済状況は落ち込んだままで、給料は上がらない、しかも10%まで消費税は引き上げられ、家計が大変なときに、わずかな金額であっても、負担がふえれば生活に影響を及ぼします。

現行の収支は、食材だけで179万円もの市の持ち出しと説明ありました。運営費がかかっていることも理解できますが、市が負担できない金額ではないと考えます。学校給食も教育の一環と捉えるならば、保護者負担をふやさず据え置きすることもできたはずではないでしょうか。

持続可能な開発目標、SDGsの中にも貧困をなくそう、飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなにと目標があります。まちづくりを進める上でも重要なテーマの1つ、こうしたことから考えても、今回の値上げは逆行するものと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例につきましては、岩出市学校給食運営委員会において、昨年度から3回にわたり審議を重ね、委員会より給食費の見直しについて意見書が提出された上で改正するものであります。

近年の諸物価の高騰に伴い、給食用食材の価格などが大幅に上昇しております。給食用の牛乳とパンや米飯の加工委託料は毎年値上げされ、給食用食材購入費にかけられる費用が圧迫されております。従来 of 献立を維持することはもとより、さらなる献立内容の充実を図るためにも、給食費の見直しは不可欠であると考えます。

学校給食の円滑かつ適正な運営を図るため必要と考えますので、私は、本議案について賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第４号 岩出市学校給食分担金徴収条例の改正について、私は反対討論を行います。

今回の小学校230円を260円、中学校250円を280円に、いずれも給食費30円を値上げするという内容です。実施日は４月１日から実施するとある。本会議の質疑の中で、市は食材の高騰、野菜の値上げと答弁した。米は10キロ当たり3,570円で購入していると答弁したが、量販店にて売価を調査してみると約3,000円であり、安いものでは2,800円のものもあった。この値上げで、豚肉から牛肉が使用でき、内容の充実ができると言っているが、理解できません。野菜に至っては、その時々で値が下がる時もあるので、その理由として不適當であります。

また、年間の収支、赤字はマイナス1,790万円だと言っておりますが、しかし、この金額は、岩出市の来年度の総予算167億7,350万円から見てみると、0.001%にも満たない金額であります。

昨日、３月17日、大阪市は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2021年４月に開始予定だった市立小中学校の給食費の無償化を子育て世帯の負担軽減にするため、ことし４月から前倒しして実施するという考えを発表しました。感染拡大がいつ終わるかわからない状態だから安心して子育てできる形をつくりたいと述べ、市が20年度に負担する財源は70億円程度で、年間五、六万円の可処分所得が各家庭にふえると見込んでおります。

大阪市の教育委員会において、政令市で給食費を無料にするのは初めて、当初の目的も保護者らへの負担軽減だったが、新型コロナの感染拡大で前倒しにして支援が急務と判断したとあります。なぜ、大阪市と比較してこんなに違うのか。岩出市は根本的に子供支援の考え方を改めるべきであると私は考えます。

よって、私は、この条例、給食費値上げに対して反対をいたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第４号に対する討論を終結いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

岩出市の特徴面である子育て支援面では、子供医療費無料化制度において、今年度も1割負担が導入されています。保護者負担をしなければ親が子供に注意を払わないという市の認識こそ改善が求められるもので、負担のない制度への改善がどうしても必要と考えます。また、学校給食の無償化が言われる中で、今年度、新たに給食費の値上げも行われています。子育て支援の充実とは相反するものと言わざるを得ません。

高齢者、障害者などの移動手段対策としての乗り合いタクシー制度など、移動手段の改善、利便性向上への調査や研究、検討も公共交通検討協議会の開催予定は1度というものでした。真剣に住民の移動手段改善対策に取り組んでいるとは到底言えないものだと考えます。交通手段の検討については、地域住民の不安や意見を尊重し、丁寧な対応が必要と考えます。福祉タクシー券制度においても、障害者の社会参加の促進を図る施策として、ガソリン券など利用しやすい制度への改善もされてきていません。

公民館運営面でも、午前中休館からの公民館運営の改善、公民館貸し出し時期についても、1カ月前という状況は改善されていません。

これ以外にも、いわで御殿については、今後の利用方法、方向性が見えない中で、いわで御殿の改修に1億円も使われようとしています。市民の声を聞きながら、活用方法を議論して、活用方法を見きわめてから改修対応すべきものと考えます。

危機管理体制面では、今回のコロナウイルス対策において、市民に対しての対応面を初め、いち早く議会へ事後対策を報告されている自治体もある中で、危機管理室が全面的に先頭に立って、教育委員会部局、生活福祉部などの連携面を図る危機管理体制のあり方において、十分機能が発揮できていない一面も問われている体制ではないかとも考えます。

ごみの減量化対策面については、目標の見直しを行うということを明言しながら、次期計画においてどう減量化を図るのか。指数とする目標内容などは不透明なままでした。新たな計画内容の公開こそ求められるものです。

予算総額面から見てみますと、市民が払った税金は、どこの自治体でも、基本的には同じ割合で算出されており、国、県からの交付金で行政を進めている中で、市民の納める税率が変わらないのに、1人あたりに使われる市民サービスの算定額は、他市と比べ非常に少ないものとなっています。

現在、岩出市民の要求は山積みしています。子供医療費の改善、高騰化する国保、介護対策、保育所施策の充実、大規模学校の解消など、市民要求は山積みしているのです。

今年度予算については、若者が安心して暮らせるまち、誰もが行き届いた教育を受けられるまち、福祉・医療の充実したまちを築いていく予算として、市民の暮らしを応援する予算となっていないと考えます。

経常収支比率や財政力指数面では、岩出市は優良な自治体です。この間、岩出市は年々基金をふやし続けて、現在では66億円にまで積み上がってきています。この基金の活用や、国、県の補助事業の促進こそ岩出市に求められていると考えます。

就学前の前倒し支給や健康促進へのポイント制度の導入など、前進面はありますが、他市並みの市民サービス算定額の予算へと積極的に事業展開を行い、市民生活改善につながる予算が求められているということを申し述べて、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

一般会計予算につきましては、地域の発展と活性化、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、確実にかつ継続的に各種行政サービスを実施するため、前年度比で3億2,900万円、2.0%の増となっております。健全財政の堅持を財政運営の軸として、国・県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としており、また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である国土強靱化対策事業の財源として、緊急防災・減債事業債を活用するなど、将来に負担を残さないよう努められていることが十分うかがえます。

計上されている各事業については、国土強靱化対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援につきましては、岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供たちが心身ともに健やかに育つよう、さまざまな施策を推進されます。

また、子供医療費助成制度については、利用できる医療機関の拡大を図り、利便性の向上に期待しているところです。

障害のある方の移動手段につきましては、福祉タクシー券助成事業により社会参加の推進を図っていることのほか、高齢者、障害のある方などの移動手段として、岩出市巡回バス運行事業や紀の川コミュニティバス運行等事業、また、大阪方面への通勤・通学等の交通手段としての大阪方面路線バス運行事業により、市内はもとより公立那賀病院や公共交通機関などへのアクセスを図り、市民の日常生活における安全で利用しやすい移動手段の提供に努められています。

また、いわで御殿省エネ改修工事につきましては、市の財産である既存公共施設の老朽化対策に向け、財源確保に努められていることが見受けられます。

危機管理面では、今回の新型コロナウイルス感染症につきまして、2月12日に新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を、また3月2日には新型インフルエンザ等対策本部を設置し、粛々と対策を進めていると聞いております。

また、学力向上については、小中学校におけるICT化の推進を計画的に実施されています。これらは福祉施策や教育関連施策等の一部であります。各施策にわたり充実した内容であり、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

以上述べました理由により、私は本議案については賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第14号 2020年度（令和2年度）岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、2020年度岩出市一般会計予算案に対して反対したいと思います。

まず1番目の理由についてであります。新年度の重要事業として、これまで取り組んできた防災対策、人権施策、地域高齢者福祉対策、介護・障害者事業、公共下水道事業、観光振興、生活保護、子育て支援事業、道路整備、浸水対策及び学校教育、学力向上に引き続き重点を置いて予算化をしたと表明されました。

いずれも重要な課題で、解決すべき課題であることは否定しませんが、子育て支援を掲げるなら、中での一番重要な課題は少子高齢化に向けての子育てへの手厚い予算配分であると考えます。

岩出市の最大でやるべきことは、市民の命と暮らしを守るために、どのような政策を構築するかであり、政の基本であります。中でも中学校卒業までの医療費の無

料化であります。市の見解は、親が子に対してやるべきことが基本であるとして、いまだに実施しないことは全く理解できません。和歌山県下で、ただ岩出市だけが市民の声に答えていない、時の流れに逆行しているのです。また、中学校のマンモス化を見ておきながら、将来、人口減少するからといって、全く基本計画しない姿勢は、市民として許されるものではありません。

さらに、人間が子々孫々にわたり生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今何をやるべきか。市民と協働して、目標を掲げ取り組むことが大切であり、具体性が全くありません。

さらには、公共性、効率性、費用対効果等を考え、今まで行っていた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきですが、評価までは実施していますが、継続するか、やめるかの最終判断については公開されておられません。何を審査し、査定して決めたのか。

また、市民の知る権利を伏せて、情報の公開をしていない。いつでもその場所に行けば全ての市行政のやっていることが、これからやろうとする事業が閲覧できる情報コーナー、センターを正面玄関に設置することを求めてきましたが、これもやろうとしていません。

今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるためにどう予算に反映するか、総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。市民の血税を市民サービスとして振り向けることであります。創造性のある市民が感動する予算とはなっていません。夢あるものではない。今までの惰性で予算を編成したとしか見えません。

観光振興と言いながら、岩出市への宿泊施設はほとんどなく、民泊への取り組みもありません。

具体的に指摘しておきたいと思います。市税の増加する要因については、外部の要素が多くあり、自然増が主なものであります。しかし、新型コロナウイルスで、今後税収は不安定であり、不確定であるという要因が発生してきております。また、過去、贈収賄、公金の着服事件、入札の改善等々、岩出市民を裏切ってきた。清潔で公正な行政が最大の課題であります。この点について一言も触れておられません。議員として、毎年、警鐘を鳴らし続けておきたいと思います。さらに改善し、二度と起きないような、日ごろから常に改革し、実行すべきであります。

ゼロベースで経営の見直しを行い、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたの

か疑問であります。市民にもわかりやすい広報が求められると思います。

ふるさと納税に向けて、やっと取り組みをしておりますが、余りにも貧弱過ぎます。市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確ではなく、曖昧であります。

信頼される行政の基本は、行政の透明化であり、いかに情報を公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていくその過程、結果の情報を全て公開すべきであります。

公文書の管理は後世に対する検証すべき事項であり、改ざんすることのないよう強く求めておきます。

市民サービスの向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、予算に反映することです。

職員の賃金について、市行政の業務を支えている非常勤職員は低賃金、低労働条件であり、官制ワーキングプアの固定化をするものであり、同一労働、同一賃金の流れに逆行するものになっております。抜本的な改善がされておられません。

さらに、過労死、自殺が増加していく中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であり、質疑の中でいろいろな理屈をつけて答弁し、取り組む意思があるとは考えられません。

住基カードからマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっており、この施行は個人情報情報の漏えいにつながり、市民にも役に立たないものであると考えます。全国民の普及率は約14%程度であると言われております。情報企業への無駄遣い投資であり、税金の無駄遣いと言えます。

光熱水費について、省庁を初め、全ての公共施設に関して節電効果ができるLED化計画はまだまだ不十分であること、過去から電力の自由化が実施されてきましたが、何やかんや言いわけをして、具体的実施計画はない。他の先進市自治体に学ぶ姿勢がないことであります。

同時に、福島原発の事故から、3月11日で丸9年になりますが、いまだに5万人から7万人が、福島県浪江町では6%、周辺での自治体でもよい市町村で10人中2人、20%しか避難し、故郷へ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることに真剣に考えるならば、脱原発ゼロへの取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創

設は岩出市ではありません。

工事請負費に関して、積算根拠を詳細に組まず、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに精度が向上していないと考えます。つまみ予算であると言えます。さらに、決算時に入札の差額であると言い、当たり前のような顔をする発言をしております。

また、ワクチンの同時同日接種に、毎年約1,000万円から無駄な支出をしていることにもかかわらず、改善する意思がなく、何を求めて仕事をしているのか。

さらに市民サービスの一環として、新庁舎の建設は一新されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用がかさんでいるとしか言えません。南庁舎を増設したが、庁舎内は迷路化して、動線の表示を求めてきましたが、これすら実施をしていません。

市民サービスの向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用はもっと重要な課題であります。5万3,000人から人口が増加しているにもかかわらず、職員数は見直しもしていない。これだけ職員への負担が増加していることは火を見るより明らかであります。この点について、具体的方針がないことでもあります。

防災マニュアル作業事業では、土砂災害危険箇所への看板設置をするような予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。また、自主防災組織についても、設立はしたが、実際に開店休業の組織にならないよう、市としてもっと側面から支援をすべきであります。

予算書、説明書欄での表記について、一言申し上げます。

行政みずから障害者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設の設定計画がないこと。若もの広場、大門池、新池駐車場に関して賃貸契約の不当性を主張し、返還を求める発言をしてきた。いまだに市民の税金である約4,700万円を請求せず、弁護士と相談をしていると言いながら、行動に移そうとしないこと。大門池、新池訴訟裁判について、高裁での判決が出たと聞いておりますが、この件についてどうしていくのか不明確であること。ほかにも指摘すべき事項は多々あります。

最後に、強調しておくべき事項について申し上げます。

議案提案者であり、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは、余りにも無責任であります。他の業務があっても、委員会の出席を第

一にすべきであります。執行機関、市長がいない中で、補助機関、補助行政職員のみで審議すること自体、異常であり、到底納得できませんし、理解できません。和歌山県知事は、みずから委員会に出席していると言っております。二元代表制の中でチェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して是認すること自体、問題であります。

さらに、1人会派として、不利益な扱いを強要し、特別委員から排除して議事が進められていることについては許されない。パワハラの暴挙であり、村八分、差別であると言わざるを得ません。

市議会議員の基本は、行政の監視及びチェックであり、質疑及び一般質問において、行政をただしていくことであります。

そういう立場から、今回の2020年（令和2年度）新年度予算に対して、反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

我が国の経済は緩やかに回復していくことが期待されており、また、和歌山県内も緩やかに回復しつつあるとされておりますが、通商問題の動向や海外経済の不確実性、消費税率引き上げ後の消費マインドの動向、さらには新型コロナウイルス感染拡大による影響に留意しなければならない現状となっております。

このような中、令和2年度は、市において、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の決算の年でありますので、地域の発展と活性化を進めるとともに、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けた各種行政サービスへの取り組みがこの予算から見受けられます。

また、歳入においては、国・県補助金等の財源を有効に活用しており、基金の繰り入れも必要最小限としています。また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である国土強靱化対策事業の財源として、緊急防災・減災事業債を活用するなど、健全財政に努められております。

次に、歳出において計上されている各事業は、国土強靱化対策事業については、ため池ハザードマップ更新事業、地蔵池防災環境整備事業、幹線道路舗装長寿命化事業、災害用備蓄物資配備事業の拡充や同報系災害行政無線整備事業など、重点的に配分されております。

また、学力向上については、国の補正予算との相乗効果も見込まれる、小中学校におけるＩＣＴ化の推進を図る教育情報化推進事業を計画的に実施されております。

下水道整備、観光促進及び子育て支援を初めとする各福祉施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政に引き続き配慮しながらも、各種施策にわたり充実した内容であります。

よって、私は、本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第14号に対する討論を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化をスタートさせ2年が経過しました。都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることになります。市町村の独自繰り入れの解消で国保税がさらに引き上がり、保険証の

取り上げや差し押さえなど、無慈悲な滞納制裁が一層強化されるのでは、住民の苦難は増すばかりです。

今、岩出市に求められているのは、住民を守る防波堤となる自治体の役割が問われています。新年度予算では保険料の改定案が上程されました。これ以上高過ぎて払えないと悲鳴が上がっている保険料の値上げを容認することはできません。国保加入者の多くは低所得者です。値上げが続けば滞納者もふえてしまうことにつながり、悪循環が起きてくるのではないのでしょうか。国保の都道府県化は、市町村の一般会計繰り入れをやめさせる圧力を強化するものですが、地方自治を規定した憲法のもと、市町村独自の公費繰り入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。一般会計の繰り入れで、国保税の引き上げを行わない選択もできたはずですが。しかも、今後ますます引き続き上がることが予想されます。

高過ぎる保険料は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会や全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

国民健康保険制度に構造的な問題があるのは、今や共通認識となっています。これを解決するために、全国知事会等が求めている公費1兆円の投入で、サラリーマン健康保険並みに保険料を引き下げることや子供がふえれば保険料もふえる応益負担割の廃止を行うこと。そして、払える保険料にして、市民の命と健康を守る国民健康保険制度に改善すべきです。

今日の国保の危機を招いたのは、国庫負担金の削減にあります。国庫負担金を増額し、誰もが払える保険料にすべきと考え、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の討論を行います。

国民健康保険制度は、市町村国保が抱える構造的な問題に対応していくため、県と市が共同保険者となり、広域化することで財政基盤の安定を図るなど、将来にわたって持続可能な制度とすることを目的に制度改革が行われ、今年度で2年が経過します。これにより県が財政運営の責任主体となり、市は、これまでも実施していた保険税率の決定、保健事業の実施などのほか、県が決定した国保事業費納付金を

納付することとなっております。

また、岩出市国保につきましては、被保険者が年々減少する一方、1人当たりの医療費は増加している状況であると聞いております。

歳入では、県支出金や国保事業費納付金納付のために必要な国保税額が予算計上されているとともに、被保険者の国保税負担の増加を一定程度緩和するため、基金を繰り入れる予算となっております。

歳出においては、県に納付する国保事業費納付金や特定健診など、被保険者の健康増進を目的として実施される保健事業費などが増額されており、国保事業運営に必要な予算が確保されていると思います。

以上の理由により、適正な予算と認められますので、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第15号に対する討論を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度が発足して4月で12年です。高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上人口がふえるほど、保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを

圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。滞納者は、毎年20万人以上で推移、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安定して医療にかかれなくなる事態は問題です。

高齢者の年金は毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加している。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院、治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、反対討論いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しているもので、保険給付費については、国・県・市の負担分が約5割、現役世代の後期高齢者支援金が約4割、残りの約1割を被保険者が保険料として負担し、社会全体で支えている制度です。

和歌山県では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営されています。今回の予算のうち、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が99.3%の9億3,716万4,000円で、被保険者の増加などにより、対前年比7.6%の増となっておりますが、納付金の内容は、保険料や療養給付費負担分などの制度を維持するために市の負担が必要とされる部分や、広域連合の運営に必要な事務費負担金などで、制度上必要な予算であります。また、人間ドック等保健事業費も計上されており、被保険者の健康増進に資するものと考えます。

以上述べました理由により、適正な予算であると認められますので、私は本議案に賛成いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算に反対の討論を行います。

岩出市の水道会計については、毎年、監査委員から岩出市の経営状況は純利益を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされてきています。

莫大なお金が黒字になるのは、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が、現在では約4,200戸という状況だからです。市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があります。この実態を踏まえた水道事業施策が求められると考えます。

内部留保額が30億円近くにまで膨らんでいる中で、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、今年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

また、職員体制面でも、5万3,000市民の命の水を預かる体制面でも、十分に対応できない側面が続けられている点があるとも考えます。

よって、水道会計の予算については反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の水道事業会計予算については、給水収益が前年度と比較しますと、2,100万円増加しておりますが、年々水需要が減少傾向であり、営業費用についても、前年度と比較しますと3,021万3,000円が増加し、維持管理コストの増加により経営状況が厳しくなっていく中、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

また、建設改良費については、前年度と比較しますと1億9,817万円の増加で、8億6,013万4,000円の計上しており、老朽化している水道施設の改築更新事業や水

道管の布設、布設がえ、移設工事による管路の耐震化事業にも取り組んでおり、市民に安全で安定した水の供給を図れるよう、経営基盤の強化を図っているものと考えます。

水道事業は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営のもと、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第19号 2020年度水道事業会計予算について、私は反対の討論を行います。

水道会計の予算については、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用料を全て一律に切り上げ、2,200円として徴収しております。岩出市世帯の約2%の住民の方が負担をしていると言わざるを得ません。この公序良俗に反し、不合理性をただすべき問題点を指摘してきました。過去の判断で、第一次的には住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。

2人住まいの高齢者等の使用量は20立方メートルも使用していないと言われているのが現状であります。すなわち市民が疑問を感じたまま、議会の立法機関がこれらの声に応え、是正させるべき課題でもあります。

さらに、消費税のアップ10%により、ますます岩出市民の生活に負担を求めるものになっております。この消費税についてではありますが、私たちは、この消費税の問題について看過できない現状であります。

水道接続においても加入施設分担金が、他市に比べて高額であると市当局は認識しながら引き下げることもしない。今までの惰性と慣行として硬直した考えであり、市民の立場に立っていないものと考えます。地方自治体が独占で行わず、水道事業の会計は営利団体化していると言っても過言ではありません。

さらに、他市では実施している生活保護者や障害者等々への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度も求められていますが、それにも応えていません。諸経費でも電力使用量の削減について、具体的取り組みをしておりません。

提案をしたいと思います。水道タンクからの段差や落差を利用して、発電装置を途中に設置をして、みずから発電をするということも考えられます。これについて

積極的な取り組みを申し上げたいと思います。

今後の水道事業は、水道法の改正で民間への運営が画策されておりますが、岩出市は明確に反対の態度を表明しておりませんし、すべきであると思います。

よって、この水道予算に対して、反対いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第21号 副市長の選任について

○田畑議長 日程第22 議案第21号 副市長の選任の件を議題いたします。

副市長は退室願います。

(佐伯副市長退席)

○田畑議長 提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 追加議案のほう、よろしく願いをいたします。

議案第21号 副市長の選任についてであります。現副市長の佐伯繁樹氏が令和2年3月31日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いします。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いします。

○尾和議員 今回の副市長の選任についての議案であります。2点質疑したいと思

います。

選任するに当たり、どういう理由で、何をもとにして決めたのか。

2 番目に、副市長の役職の業務及びその内容について、具体的にご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質疑の1点目の選任に当たって、何をもとにしたのかについてありますが、副市長の職務を的確に遂行できる人物を考え、選任しました。現在の地方自治体を取り巻く環境は一段と厳しくなっており、行政の複雑・多様化、住民ニーズの多種多様化に対応する必要がある中で、引き続きその職務を行っていただきたいと考えました。

2点目の役職の業務及びその内容は何かについてではありますが、副市長の職務につきましても、地方自治法第167条において規定されているところであります。その職務及び内容としては、市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務の監督を行うことであります。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の副市長の業務、機関についてはご答弁をいただきました。

そこで1点ばかり、副市長の執行権及び人事権は副市長にあるのかどうか、ご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

副市長の執行及び任命権は副市長にあるのかどうかというご質疑であったかと思いますが。

○尾和議員 いやいや違う。

○大平総務部長 人事権ですか。

○尾和議員 人事権は言うたけど。もう1回言いましょうか。

○大平総務部長 はい。

○田畑議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 副市長として、いわゆる執行権は副市長にあるのかという質疑でありま

す。及び人事権についても副市長にあるのかという質疑をしております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、副市長の執行権、行政に関する執行権だと思いますが、これにつきましては、市長から専権事項で与えられた分はあると思います。基本的には、最終的には市長が執行権を持っております。

それと、人事権につきましても、これは市長が最終的に判断をするものであります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第21号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は退室しますので。

(尾和弘一議員退室)

○田畑議長 これをもって、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号 副市長の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり同意されました。

副市長は入室願います。

(佐伯副市長入室)

○田畑議長 副市長から発言を求められておりますので、許可します。

副市長。

○佐伯副市長 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま副市長の選任につきまして、議員の皆様方のご同意を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

この場に立ちますと、4年前のことが思い出されます。岩出市が市制施行10周年を迎える大切な年に就任をさせていただきました。中芝市長を先頭に、健全財政の堅持を財政運営の軸として、これまで防災、災害対策、浸水対策、渋滞対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実など、施策の推進に参画をさせていただきました。それ以来4年が経過し、徐々にではありますが、実を結びつつあるのではないかと考えてございます。

これからは、人口減少時代に入り、少子高齢化の対応や自然災害への備えなど、市政を取り巻く環境はさらに厳しくなると予測されます。

議員の皆様方のご指導、ご協力をいただき、市職員の皆様と一体となって、市長を補佐し、微力ではございますが、岩出市政発展のため尽力する所存でございますので、なお一層、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(尾和弘一議員入室)

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

(なし)

○田畑議長 発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議員派遣について

○田畑議長 日程第24 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時20分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和2年3月23日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○田畑議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、13 番、奥田富代子議員、15 番、増田浩二議員、16 番、尾和弘一議員、14 番、市來利恵議員、以上 5 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7 番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回は、岩出市地域福祉計画についてと、老朽化した水道管についての 2 点お伺いいたします。

最初に、岩出市地域福祉計画について質問いたします。

岩出市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定する地域福祉の推進に関する計画であります。この計画は、地域福祉の理念を定めるとともに、公助による地域福祉の推進を図るもので、計画期間は平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間となっており、来年度、最終年度を迎えます。この計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関するなど、福祉全体を包括する計画として位置づけるものであり、市では住民同士が互いに尊重し合い、ともに支え合い、助け合う関係が構築された住民一人一人が安心して笑顔で暮らせるまちの実現のため、みんなで支え合い、安心して暮らせる笑顔の岩出を基本理念に掲げられており、また、一人一人のつながりづくり、住民同士が支え合い、助け合う関係づくり、安全で安心して生活できるまちづくり、人権を尊重したまちづくりの 4 つを基本目標と定め、それぞれ基本的な施策の方向性が示されております。

そこで、１点目の質問として、４つの基本目標ごとで、策定から今まで重点的に取り組みがあった事業について、お答えください。

２点目、社会福祉法では、市町村は定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うようになっていきます。そこで地域福祉計画では本計画の進捗管理と、評価については岩出市地域福祉計画策定委員会を通じて、計画に関する取り組みなどの進捗状況を把握するとともに、評価、検証を行うことになっていきますが、平成28年度から現在までの評価、検証の結果及びその対応策はどのようなになっているのか、お答えください。また、新たに生じた課題などについても検討していくことになっていきますが、そういう事案があった場合はどのような内容でどう対応したのか、お答えください。

次に、３点目、社会福祉法では、地域福祉計画策定に当たって、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとなっています。そのため令和２年度が完了年となっているため、次期計画の策定に当たり、市民を対象としたアンケート調査を本年１月に実施されていますが、そのアンケート調査の実施方法やその結果について、お答えください。また、アンケート調査とあわせて、各種団体等の意見も聞いていると思いますが、どのような意見があったのか、お答えください。

次に、４点目、この調査結果から、何を重要な課題と認識し、その結果をどのように反映させていこうと考えているのか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　おはようございます。

福岡議員のご質問１番目、岩出市地域福祉計画について、一括してお答えいたします。

地域福祉計画は、地域住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携・協働して、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるように、地域が抱える生活課題や問題の解決に向け、取り組むための基本的な方向性を定めたものです。

市では、計画に掲げた基本理念である、みんなで支え合い、安心して暮らせる笑顔の岩出の実現に向けまして、４つの基本目標に基づき、岩出市長期総合計画を上位計画とし、高齢者福祉や子育て支援、障害福祉など、各部署の対象別、分野別の計画等に基づく施策と連動させ、各種事業を推進しているところです。

重点的に取り組んだ主な事業としましては、基本目標の１つ目、一人一人のつな

がりづくりでは、各種事業やイベント開催による子供や高齢者などの交流促進事業、2つ目の目標、住民同士が支え合い、助け合う関係づくりでは、ボランティア育成を目的とした地域福祉講座の開催、3つ目の目標、安全で安心して生活できるまちづくりでは、母子、高齢者、障害者等に対する各種相談事業の実施、4つ目の目標、人権を尊重したまちづくりでは、人権を考える集いなどの実施が上げられます。

計画の評価、検証につきましては、平成28年度から毎年度、各担当部署において事業の評価、検証等を行っており、その進捗状況を保健、福祉、地域の関係団体代表、学識経験者から構成する地域福祉計画策定委員会に報告し、ご意見をいただいております。

委員からは、地域のつながりが弱くなってきている。地域づくりの推進には、行政だけでなく、自分たちでやっていくことを考えていく必要があるなどのご意見がございました。

市民意識調査につきましても、前回の調査項目をベースに、委員の意見を踏まえ項目を設定しました。対象は20歳以上の市民で、年齢階層ごと、無作為に2,500人を抽出して実施しました。調査結果につきましては、令和2年度の委員会において、委員のご意見をお聞きする予定としております。

議員ご質問の新たな課題につきましては、調査の結果を基礎資料とし、令和2年度の策定委員会において課題抽出を行い、第2次地域福祉計画策定作業を進めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 地域福祉計画の評価、検証及び今後の策定並びに重点的事業についてご答弁いただきました。この地域福祉計画については、先ほども申し上げましたが、令和2年度をもって完了となります。また、現在、市では第7期介護保険事業計画及び高齢者計画や第2期障害者計画を策定されていますが、これらの計画も令和2年度をもって完了となります。

そのような状況の中、これらの計画の整合性から、地域福祉計画の策定に当たってはどのような位置づけとなるのでしょうか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員再質問についてお答えいたします。

本計画は、先ほど議員のご質問の中にもございました社会福祉法第107条の規定

に基づき策定したものです。各部署の対象別、分野別の岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画、岩出市障害者計画、岩出市子ども・子育て支援事業計画等に関連計画として、それぞれのそれぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 最後に、地域福祉において、個人の努力や家族で支え合う自助、地域でお互いに支え合う互助、ボランティアや住民組織、NPOの活動で支え合う共助、そして行政が提供する公的援助の公助が相まって支える仕組みと体制が重要とのことであり、そのためにも、現在、地域福祉計画の基本理念や4つの基本目標により、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるよう、さまざまな事業に取り組まれています。しかし、岩出市においても、今後、人口減少問題や少子高齢化の進展により、地域福祉計画はなくてはならない計画であると考えています。

今後、市としてはどのような地域福祉を目指していくのか、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員再々質問にお答えします。

議員のご意見にあるように、地域福祉については、自助、互助、共助、公助が重要であると市も認識しております。市といたしましては、住民の地域での安心した生活に向け、住民、福祉関係者、行政等が相互に協力して、地域福祉を推進していく必要があると考えております。そのためには日常的に住民同士が支え合い、助け合う関係を構築していくことを目指していきます。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 次に2番目、老朽化した水道管についてお伺いいたします。

去る1月19日、和歌山市において、花山交差点付近の漏水による断水ニュースが全国で報じられました。断水への備えとして、岩出市内のスーパーなどで水が売り切れになっているのを見ました。また、岩出市の水道局が応援として、和歌山市に駆けつけたということで、関係者の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

今回の件を他山の石とせず、身近な問題として考えていくことが必要だと思いま

すので、2点質問させていただきます。

1点目として、老朽化した水道管について、岩出市の現状は把握しているのでしょうか。

また2点目として、改修等の計画はどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福岡議員ご質問の2番目、老朽化した水道管についての2点目、改修等の計画はどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

水道事業の直面する課題に対応し、水道施設の基盤の強化を図るため、平成27年度に岩出市水道事業ビジョンを、平成28年度に岩出市水道事業アセットマネジメント計画を策定をいたしてございます。

本市におきましては、施設の老朽化が進んでいく中、アセットマネジメント計画に基づき、投資の平準化による財政面の軽減に努め、施設の改築更新や耐震化を図り、市民に安全で良質な水道水を安定して供給をしております。

なお、1点目のご質問につきましては、担当局長からお答えをいたします。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 福岡議員の2番目、老朽化した水道管についての1点目、岩出市の現状は把握しているのかのご質問にお答えします。

水道管の現状につきましては、水道管路台帳にて、管種、口径、布設年度、延長等を把握しております。また、水道管の法定耐用年数は40年とされていますが、この40年とは、地方公営企業法に基づく固定資産の減価償却に用いる年数であり、実際にはそれ以上の耐久性があります。本市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用できるものとして延命を図っております。

なお、平成30年度末時点において、水道管総延長388.8キロメートルに対して、法定耐用年数の40年を超えた水道管の率は26.3%で、延長にして102.2キロメートルであります。

また、石綿管につきましては、平成19年度に改修を完了しており、60年を超えた水道管はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 水道管の現状についてご答弁いただきました。

岩出市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年使用できるものとして延命を図っているとのことですが、延命に向けて日常点検をされていると思いますが、何らかの原因で万が一断水等の問題が起こったときの対応についてどう考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 断水対応ということでございます。小規模な断水につきましては、戸別訪問などにより断水の実施を周知をいたします。また、大規模な計画断水につきましては、市内放送、ウェブサイト、広報車等により事前に周知をまいります。また、近隣との連絡管により影響範囲を抑制するとともに、断水の規模によっては、日本水道協会和歌山県支部との水道災害相互応援協定により給水車の派遣を依頼し、必要な台数を確保して、市民への給水を実施してまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福岡議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。ただいま議長の許可を得ましたので、3点の一般質問させていただきます。質問方式は一問一答方式でさせていただきます。

まず初めに、がん検診の受診率向上への取り組みについて伺いいたします。

昨年の厚生労働省の発表によりますと、日本人の平均寿命は、男性が81.25歳で、女性が87.32歳、ともに過去最高を更新をしたと発表されました。

日本人の三大死因である、がんや心疾患、脳血管疾患などの死亡率の低下が平均寿命を延ばしていると分析されています。日本では2人に1人は何らかのがんにかかり、3人に1人ががんで死亡すると言われております。国立がん研究センターの日本の最新がん統計まとめによりますと、死亡数が多い順番は、男性は1位が肺がんで、2位が胃がん、3位が大腸がんであります。女性は1位が大腸がんで、2位が肺がん、3位が膵臓がんとなっています。

しかし、現在は検査法や治療法が進み、早期に発見し、早期に治療すれば、がんは治せる病気になっています。そのためには、がん検診を定期的に受けることが何よりも重要となってきます。厚生労働省によりますと、我が国のがん検診受診率は、欧米諸国に比べて低く、この改善のためには広く国民ががんの病状、治療法を正しく理解することが大事であると言っています。

本市のがん検診は、総合福祉センターで受けられる集団検診と医療機関で受けられる個別検診がありますが、集団検診と個別検診をあわせて、過去3年間の受診者数と受診率についてお伺いいたします。

2点目として、受診率の目標数値をお伺いします。

3点目は、受診率向上への取り組みをお伺いいたします。

○田畑議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　奥田議員ご質問の1番目の1点目、過去3年間の受診者数と受診率、2点目、受診率の目標数値、3点目、受診率向上への取り組みはについて、一括して回答いたします。

1点目の過去3年間の受診者と受診率についてですが、市では、これまで年齢上限なしでの受診率を算出しておりましたが、国や県では69歳以下での受診率を公表しており、これらと比較できるよう、同じ基準での受診率を平成28年度からの3年間でお答えいたします。

平成28年度は、胃がん検診受診者数2,633人、受診率46.1%、肺がん検診受診者数3,285人、受診率44.1%、大腸がん検診受診者数3,292人、受診率44.2%、子宮がん検診受診者数4,520人、受診率60.8%、乳がん検診受診者数3,461人、受診率67.6%です。

平成29年度は、胃がん検診受診者数2,249人、受診率39.4%、肺がん検診受診者数3,084人、受診率41.4%、大腸がん検診受診者数3,173人、受診率42.6%、子宮頸がん検診受診者数4,489人、受診率60.3%、乳がん検診受診者数3,283人、受診率64.1%です。

平成30年度は、胃がん検診受診者数2,228人、受診率39%、肺がん検診受診者数2,919人、受診率39.2%、大腸がん検診受診者数3,025人、受診率40.6%、子宮頸がん検診受診者数4,448人、受診率59.8%、乳がん検診受診者数3,214人、受診率62.7%です。

2点目の受診率の目標数値については、厚生労働省の目標数値と同じ50%として

いますが、既に50%を超えている乳がんと子宮頸がんについては、前年度数値を超える目標設定としております。

3点目の受診率向上への取り組みについては、市広報やウェブサイト、メール配信での周知啓発を初め岩出市内の医療機関にポスターを掲示しております。また、母の日の保育所、幼稚園、小学校のお母さんに対してのチラシの配布、市民運動会などの市のイベントでのがん検診啓発チラシの配布、市立保育所での保育参観の保護者向けに乳がん検診や子宮頸がん検診の健康教育、成人式での子宮頸がん検診の啓発チラシの配布も行っております。さらに、広報いわでは、市のがん検診を受診し、早期がんが発見された人へのインタビュー記事の掲載も行っており、1年を通し、あらゆる機会にがん検診の受診率向上に努めています。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 女性特有のがんである子宮頸がんと乳がんについては、確かに目標数値50%を超える受診率ではありますが、子宮頸がんの受診率は、平成28年度が60.8%、平成29年度は60.3%、平成30年度は59.8%と徐々に下がってきております。また、乳がん検診につきましても、平成28年度は67.6%であったのが、平成29年度には64.1%、そして平成30年度には62.7%と、徐々にではありますが、5%も減少しております。

また、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診におきましても、徐々に数値が下がってきており、46%、44%台やったのが39%、また40.6%と徐々に下がってきております。年々検診に対する意識の低下が見てとれると思います。

先ほどご答弁でもありましたが、広報でインタビュー記事が載せてあるということとであります。広報いわで2月号の健康・介護のページに、がんについて知ろうというコーナーがあります。それは、がん検診を受け早期のがんが見つかった方へのインタビュー、その記事を読んで、私自身とても驚きました。なぜかという、私も、令和元年度、去年の秋にがん検診を受けたところ、精密検査を受けるということになりまして、同じくポリープをとった後の検査でがんということがわかりました。全く自覚症状がなかったのですが、がん検診を受けたことで早期に発見され、取り除くことができ感謝しています。このように、自身の経験からもがん検診の重要性を強く感じています。

検診を受診していない人に直接電話や手紙などで受診を勧奨するコール・リコール制度というのが多くの自治体で取り組まれております。少しでも検診率を上げる

ため本市においても実施されているのか、コール・リコール制度の取り組みについての状況をお伺いいたします。

また、先ほどのご答弁では、乳がんと子宮がんについては、前年度の数値を超える目標設定をしているということですが、受診率は、先ほども述べましたように、徐々に前年度を下回ってきているというのが現状です。

新年度の事業に、健康ポイント事業というのが予定されております。これは市民が行った健康に関する取り組みに対しポイントを付与し、ポイントを達成した方に抽選で岩出市の産品を贈呈することで、市民の疾病予防、健康づくりの取り組みの推進と、それから岩出市の産品のPRを図るというものであります。特定健診やがん検診を受診した場合でも、この健康ポイントというのが付与されるのか、お伺いいたします。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　奥田議員再質問にお答えします。

まず、コール・リコールはされているかということでございますが、がん検診の未受診者へは個別の通知文書を送付し、受診勧奨を行っております。また、がん検診や特定健診は、健康ポイント事業の対象かということでございますが、がん検診や特定健診についても健康ポイント事業の対象と考えております。各健診につき20ポイントの付与を想定しており、この事業が市民の皆様にとって積極的な健診受診のきっかけづくりにつながってほしいと考えているところでございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

(な　　し)

○田畑議長　これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田議員。

○奥田議員　交通弱者への支援についてお伺いいたします。

昨年、2019年の運転免許証の自主返納件数は60万1,022件で、前年より17万9,832件ふえて、過去最多を更新したということが警察庁のまとめでわかりました。そのうち75歳以上が35万428件で58.3%を占めています。自主返納制度は、安全のために、また自動車の運転を卒業しようかなと考えるシニアドライバーが、有効期限が残っている免許証をみずからの意思で返納する制度です。

しかし、運転免許証を自主返納すると、買い物や通院に困る、免許証がないと身

分を証明するとき不便ではないかと思い、自主返納をためられる方が多いのも実情です。身分証明については、運転免許証を自主返納した方は、申請によって、公的な身分証明書としても使える運転経歴証明書が交付されるので解決できます。ただし、運転免許証の有効期限が切れてからでは、この制度の対象外になってしまうので注意が必要です。

市長も、数年前、運転免許証を自主返納され、高齢者が自主返納するきっかけになればと語っておられました。しかし、日々の生活で車を使えなくなり最も困るのが買い物や通院です。和歌山県の各市町村では、卒免支援、免許証返納等の卒免ですが、卒免支援として、免許証を自主返納された方への特典がいろいろ実施されております。

岩出市では、自主返納した方のみならず、市民で65歳以上の方であれば、巡回バスを無料で利用できる、あいあいカードが交付されています。私も、先日、このあいあいカードを申請させていただいたところ、もう数分ですぐ交付され、何と素早く交付されるもんだなと感心しました。

そこで、1点目として、巡回バスの利用状況をお聞きいたします。

そして、2点目、利用状況における課題や要望はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○田畑議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　奥田議員ご質問の2番目、交通弱者への支援についての1点目、巡回バスの利用状況についてお答えいたします。

岩出市巡回バスの利用状況について、過去3年間の利用実績につきましては、平成28年度は3万8,950人、平成29年度は3万5,456人、平成30年度は3万7,120人となっております。

次に、2点目の利用状況における課題や要望についてであります。巡回バスは高齢者等交通弱者の日常生活における交通手段の確保を主な目的としており、福祉バスとしての役割を担っております。

利用状況における課題や要望については、利便性の向上を図ることが第一であることから、バス停の新設や交通渋滞回避のためのルート変更等を随時行っているところです。

また、近年では、高齢者の運転免許の返納も推進されており、そういった方々への交通手段の確保についても重要な課題であることから、より一層の広報、啓発が

必要であると考えております。

今後により利便性の高いバス運行を実現するため、引き続き研究を行ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 利用状況につきましては、年間4万人弱ということです。今後、高齢者の免許証自主返納の増加に伴い、移動手段に悩まれる方もふえると予想されます。自主返納者の巡回バスが無料で利用できるという、あいあいカード交付の制度をどのように通知されるのか、お伺いします。

もう1点、高齢者や障害者が利用しやすいノンステップバスの普及が進んでまいりましたが、本市でのノンステップバスの導入状況をお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、免許を返納される方への周知といたしましては、岩出警察署に依頼し、運転免許の返納手続を行う窓口に、市が運行する巡回バスや大阪方面路線バス、紀の川コミュニティバスの時刻表を設置いただいております。返納後の交通手段として、公共交通を利用するきっかけとしてもらいたいと考えております。

また、補助ステップの設置状況ですけれども、巡回バスを利用される方が安全にバスに乗降できるよう、巡回バス全ての車両には電動ステップを装備しております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田議員。

○奥田議員 3番目に、不登校児童生徒への対応についてお伺いいたします。

令和元年10月、文部科学省の発表した平成30年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、小中学校における不登校の児童生徒数は16万4,528人で、前年度は14万4,031人ということで、比べますと約2万人が増加しています。不登校数は、小学校から中学校までは学年が進むにつれて増加し、中学3年生が最多となっています。

不登校児童生徒への支援としては、これまでは学校に登校するという学校復帰が

前提でしたが、文科省が新たに求める不登校支援は、学校復帰よりも社会的自立が目標と変わってまいりました。その子にとって適切な教育環境を考え、フリースクールなど学校以外の場の重要性を認める法制度により、無理に学校に行かなくてもいいという考え方が浸透したことも、不登校数がふえた背景にあるとの意見も聞かれます。

不登校の理由は1つではなく、子供によって、また年齢によってさまざまです。学校での人間関係、いじめ問題や勉強の問題あるいは本人の発達障害に起因するものや家庭の状況など複合的であり、不安や悩みも多様化、複雑化しております。

お伺いいたします。1点目として、岩出市における小中学校の不登校の現状と理由。

2点目は、また学校の対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 奥田議員ご質問の3番目、不登校児童への対応についての1点目、現状と理由についてお答えいたします。

過去3年間の小中学校別不登校児童生徒数ですが、平成28年度、小学校13名、中学校58名、平成29年度、小学校5名、中学校48名、平成30年度、小学校12名、中学校44名となっております。

不登校の主な理由は、議員ご指摘のとおり、コミュニケーション力の不足による人間関係トラブル、家庭環境に起因するもの、発達障害に起因する学習不振等であります。

2点目の学校の対応についてですが、主に学級担任が家庭訪問や電話連絡により定期的に連絡をとっております。また、放課後に登校して学習している児童もおります。また、県教育委員会作成の累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シートに一人一人の記録をとっており、毎月、教育委員会に提出することとし、情報の共有を図っております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 不登校の児童には、担任が家庭訪問したり、それから電話をしたりということで対応しているということですが、岩出市には適応指導教室フレンドというのがあります。適応指導教室フレンドでは、市内在住の小学生、中学生で、さまざまな悩みを持ち、長い間、学校をお休みしている皆さんの心の回復を図り、学校生

活への復帰を援助しますというふうに案内しております。

現在、フレンドに通っておられる児童生徒の方もおられると思うんですけども、何名通っておられるんでしょうか。また、フレンドに通うことで、状況が改善し、学校に通えるようになった、そういうようなケースがあれば教えてください。そして、フレンドにも通えない子供や家族に対してはどのような対応をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 再質問にお答えいたします。

フレンドに通っている児童生徒数については、体験入室も含めて、平成28年度、児童3名、生徒19名、平成29年度、児童4名、生徒17名、平成30年度、児童6名、生徒13名、令和元年度、児童4名、生徒23名でございます。

その状況の変化ということでございますが、本年度、通室児童生徒で3名が学校に復帰し、中学3年生9名中8名が高校受験しました。また、20日以上出席した通室児童生徒数は、平成30年度は5名でしたが、令和元年度は12名でした。不登校児童生徒の学校以外の学習の場としては、実績は上がっていると言えます。

3点目、フレンドに通えない児童生徒にはどう対応しているのか。学級担任による家庭訪問に加えて、不登校支援員による学校での別室指導や訪問支援員による自宅でのタブレットを用いた訪問支援、スクールカウンセラーによる保護者も含めた心のケアなど、児童生徒の状況に応じた対応を行っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告3番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、市民プールについて、いわで御殿に関係した質問、これを行いたいと思います。誠意ある答弁を執行部に求めるものであります。

まず、市民プールについて質問を行います。

昨年、新しい市民プールが完成をして、子供たちを初め多くの方が利用されました。まず1点目として、以前の堀口交通公園のプールと西国分東公園プールと2カ

所あったプールのときと、1カ所となった昨年と比較をして、利用者の状況についての市の認識、この点について、まずお聞きをしたいと思います。

2点目として、新プールを開始してからの利用者からの声はどう把握をしているのかについてお聞きをします。

今回のこの質問の4点目に、日よけをふやしてほしいという改善についても聞いているんですが、市民プールを初め併設しているトレーニング施設、体育施設についても、いろいろ利用されている市民から感想とか意見とかも市のほうにも届けられていると思います。この市民からの声について、市はどのように把握をしているんでしょうか。また、利用者からの声を聞く対応面、この点については、今後どのような対応をとっていくのか。また、実際にこの夏においてもどのようにとってきたのかという点について、お聞きをしたいと思います。

3点目について、堀口、西国分と、この2カ所あったときと同じ程度の1万人を超える利用者が実質ありました。当局として、危険が及ぶような入場者数があると感じた場合には、入場制限を行って、危険性についても回避をしていくというふうにされてきたということも言われていましたけれども、実際にはどのような状況だったんでしょうか。入場制限を行った時間や日があったのか、危険性回避の面についてはどのような対応をされてきたのか、この点をお聞きをしたいと思います。

4点目には、2点目としても聞きましたけれども、屋根つきの日よけ部分をふやしてほしいという声、こういった声以外にも、暑さ対策面などにおいては利用者の利便性を図る、こういう上においては、市としても今後に向けていろんな改善点、また、そういうものが見えてきたんじゃないかというふうにも考えますが、当局自身が改善が必要ではないかと認識したような点はなかったのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

5点目として、岩出市としては、この間、堀口の交通公園にプールができて以来、どんどんどんどん利用者数がふえてきたと。そういうところから、西国分の東公園にプールができてきたという経緯があります。実際には、昨年新しくできた新プールの利用者数を考えても、今後、混雑解消の手だてが必要ではないというふうに考えますが、市として、今後、混雑解消についてはどのようにして取り組むのか、この点について市の見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の市民プールについてのご質問、通告に基づきお答えいた

します。

まず1点目、利用者の状況ですが、昨年の利用者数は1万4,981名、昨年度、プール2カ所の利用者数ですけれども、1万4,829名でありまして、利用者数はほぼ同等でございます。

利用者の傾向ですが、土曜日、日曜日やお盆時期の午前10時から午後2時の時間帯の利用が多くなっており、利用者の大半は子供同士のグループが目立っております。

2点目の利用者の声の把握についてでございますが、プール利用者からは、水泳時の注意事項やプールサイドでの飲食等について問い合わせがございました。また、更衣室からプールサイドに至る通路が滑りやすいとの声をいただいておりますので、滑り防止マットを設置してございます。

3点目、入場制限についてでございますが、新市民プールにつきましては、昨年オープンした施設であり、2つの施設を1つの施設に統合したということで、どのぐらいの利用があるのか想定しづらい面もありましたので、短時間に大勢の利用者が集まる場合は、更衣室やロッカーの関係もあることから、人数制限をする必要があるであろうと想定してございましたが、結果的にはそういう事態に至らず、スムーズに運営できたところでございます。

また、最近の夏は気温が上がってございますので、当然、水温も上がってまいります。プールの運営に当たりましては、安全管理マニュアルに基づき、気温と水温の合計が65度を上回る場合は入水を控えていただく措置をとるようにしております。

また、休憩時間につきましても、これまで50分に1回としてございましたが、45分に1回の休憩時間をとるように時間短縮をしてございます。

4点目、屋根の設置というご質問でございますが、今年度の市政懇談会で1件、そのような質問をいただきました。しかし、その理由は日よけではなく、雨にぬれないようにということでございました。教育委員会としては、屋根の設置は考えていない旨、回答してございます。また、今後についても屋根を設置する考えはございません。

駐輪場については広さが限られていることから、賄い切れない場合は、総合体育館の駐輪場を利用しているところでございます。

5点目の混雑解消の手だてについてでございますが、安全管理マニュアルに基づき、短時間に大勢の利用者がある場合は、入場制限をして安全な運営に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今答弁いただきました。実質的には、昨年度、市としては入場制限を行うという必要性もなかったんだという、そういうお答えだったと思います。市が、当初、入場制限という部分をする必要があると判断した場合には、やっぱりするんだというこの基準、市としての入場制限を行う必要があるんだと、認識する基準というのは、市としてはどういう基準になっていたんでしょうか。

それと、現実的には、実際には入場制限をする必要はないと言われるんだけど、市が、今ちょっと混んでいるので、休憩室で時間とか、そういうのを見てもらえませんかというような、実質的にプールに入りたいんだけど入れなかった、待機をするような、そういったような状況というような場合なんかもなかったのかどうか、この点も少しお聞きをしたいと思います。

そして、入場者数も、今、答弁いただきましたけれども、現実的には、平成30年度決算でも、来場者数という形では1万4,829人という形に実際なっているんですね。だとすれば、当初、市が、本来、堀口の交通公園のプールだけでは、やはりどうなのかという形から、西国分のところに東公園プールができてきたという経緯があるんですが、こういう点と比べてみると、市としての対応面というのは、以前とは随分違うなというふうに思うんです。

そういう点では、こうした来場者数をどのように見ているのか、この点について、市として新たな対応面というのをする必要がないのかどうか、この点についてはどうなのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、併設しているトレーニングの部屋なんですけど、現実的には、広さそのもの自身は、以前の総合体育館のときの広さと遜色はないというんですか、それよりもまだ若干広いというような答弁が以前にもあったと思うんですが、現実的には、縦長で、通路というのかな、器具なんかも置いているようなところなんかも、ちょっと窮屈というような部分があるんじゃないかというふうに感じる場所もあるんです。そういう点でも、現在のこういう部分の、建って間がないんであれなんやけども、そういうトレーニングルームなんかも、もうちょっと広げていくというような視点というのは、当局なんかは、そういう検討の余地というんですか、そういう考えなんかは実際どうなのかという点、この点をちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、入場制限の基準でございますが、基本的には、男女それぞれのロッカーが120ということになってございますので、240名の入場、1つの目安としてございます。

それから、ことし、待機の状態であったのかということでありましたが、今年度については待機を要請した状況はございませんでした。

それから、人数の関係で、昨年と利用者数、そんなに変わっていないということで、増田議員のご質問は2カ所が1カ所になったのに混雑しているのではないかと、こういうことだと思いますけども、昨年の1万4,829人が、これ常時満杯であれば、当然混んでくることが予想されます。しかし、昨年の2カ月においての1万4,829人というのは通算の数字でございますので、当然、利用者がいない日もありますし、多い日もあったということでございます。ことしにつきましては、1日の最大利用者数が679人、最小の場合は雨天の場合ということで、利用者がなかったという日もございました。240名を目安にして、利用をしていただいております。

トレーニングルームにつきましては、新しい機器をいろいろそろえて拡大をしてございまして、利用者には大変ご好評をいただいております。現状、昨年建設したところでございますので、当面新たに拡充をするという考えはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時32分)

再開 (10時45分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問願います。

増田議員。

○増田議員 2番目のいわで御殿建設までの歴史的な経緯、こういうような点について質問を行います。

今回、この質問に当たり、現在のいわで御殿の場所が、歴史的な位置づけとして

どのような場所なのか。岩出市として、どう重要な場所で、どう岩出市として生かしていくのかを見詰め直す、こういう上で取り上げました。

皆さんもご存じのように、現在、いわで御殿が建っているところは、紀州徳川吉宗公が幼少の時代を過ごした地であります。紀州徳川家が夏の別荘として、慶安2年（1649年）に、紀の川のほとりに建てた巖出御殿、巖しいという山冠の難しい漢字の「巖出」という御殿を建てたものです。現在は、国指定の文化財として、横浜市にある三溪園内の臨春閣、これは岩出にあったものをあちこちの場所に移転をされたんですが、最終的に、大正6年に移築がされて、現在、横浜に建っています。

林町長時代に、何度もこの臨春閣、横浜のほうに対してもそうですが、国に対して、岩出市に戻してほしい、返還してほしいんだということなんかも陳情されてきました。また、中村町長の時代に、この歴史的にも貴重な場所であるこの地に史跡、こういう史跡に対しての記念碑など、市として何らかの施設施策、こういうものなんかも行ってはどうかという議員の一般質問なんかもあり、その当時、確か清水湯という名前だったと思うんですが、岩出にあったお風呂屋さん、このお風呂屋さんも廃業されたという関係などもあって、お風呂が欲しいんだという住民の要望、これなんかも実際あったわけなんです。

そういうことなんかもあわせて、地域住民の憩いの場、こういう場として活用できる施設として建設がされてきた経緯があると認識をしていますが、岩出市として、いわで御殿の建設に至る歴史的な経緯なんかを実際にはどう認識をされて、そして、歴代の町長がこの場所を本当に大切にしていきたいんだという、こういう歴史的な思いや願い、こういうものに対して、実際に現時点における市の認識、これをまずお聞きをしたいと思います。

そして、2点目に、今回のいわで御殿の建設に至るまでには、前町長のややワンマンというんですかね、そういう手法もあった中で、実際に前町長の時代には、駅前ライブラリーと、そして、このいわで御殿というものなんかが建設をされてきました。

しかし、この建設に至るまでに、実際には活用方法については、非常に過大なものではないのかとか、華美なそういう施設になるんじゃないのかとかいう形の部分の中で、いわば町長選挙の政争というんですかね、そういう部分にまで発展するようなことなんかもありました。そして、実際には、この施設については、設計変更というような形で事業の見直しなんかも行われてきました。

いわで御殿については、二十数年を経て、実際には施設の老朽化というものが進

んできているわけなんです、公共施設としてのいわで御殿の活用方法、これについて、市長としては、今後どのような位置づけで考えているのかと、この点をお聞きをしたいと思います。

そして、3点目としては、徳川吉宗公の幼少を過ごした場所としての歴史的価値や歴代の町長が願っていた、ある種、徳川家の聖地ですね、徳川家の聖地としての場所であるこのいわで御殿の場所を活用していく面では、国に対して、臨春閣に関する歴史的資料の複製とか、また、臨春閣の小型版の建設とか、ミニチュア版など、市の教育文化面、観光面にも活用できる、またそういうふうにしていくための国などへの陳情、関連資料の収集などにも、私は、同時に、市としてももっと力を入れていくべき、そういうものではないのかなというふうに感じることもあります。この点で、市の見解というものについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員のご質問の2番目、いわで御殿建設までの歴史的経緯についての2点目、いわで御殿の活用方法は、今後どのような位置づけで考えているのかの質問にお答えをいたします。

いわで御殿は、平成9年に竣工してから23年目を迎え、老朽化が進んできており、昨年9月末で皆樂園のデイサービス事業が終了したことから、今後の活用に向け、省エネ化、バリアフリー化の改修工事を行うものであります。工事に当たり、国の補助金確保のために予算化しておく必要があり、改修工事中に、後の使用方法について考えてまいります。

なお、他の質問については、担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　増田議員のご質問の2番目、いわで御殿建設までの歴史的経緯についての1点目及び3点目について、一括してお答えいたします。

いわで御殿は、市民の潤いと安らぎを持つことができる施設として設置したものであり、教育文化面及び観光面での目的で設置しているものではございませんので、現在のところ、国に対する陳情などは考えておりません。

また、現状で民俗資料館において、紀州徳川家と岩出のコーナーで、いわで御殿や臨春閣に関する展示を行っております。

○田畑議長　再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 私、今回のこの質問で問いたいのは、日本の歴史上において、徳川吉宗公という方の果たしてきた影響、また役割、そしてまた歴史上での功績、この部分を岩出市として、岩出市自身がどう捉えているのかなというふうに私は思うんです。実際には、徳川吉宗公、日本の歴史の中で多大な貢献を果たしてきているわけですね。その徳川吉宗公をいろんな意味でアピールできる。これは和歌山城のある和歌山市と、そしてこの岩出市だと思うんです。こういった歴史的な位置づけ、重み、こういう部分を本当にもっと私たちは真剣に見詰め直していく、こういうことが本当に大切じゃないのかなというふうに思うんです。

今、生活福祉部長のほうから答弁があったんだけど、そういう部分では生活福祉部として国に陳情することはありませんというような答弁だったんですけどね。現実的に、生活福祉部の関係で、国に陳情するようなものは多分ほとんどないと思うんです。実際に、これにかかわるといえるのであれば、むしろ教育委員会だと思うんです、現実的にはね。史跡という視点から見れば、なぜ教育委員会がそういうところに目を向けないのか、そういうところをなぜ大事にしないのか、私、ここを問いたいと思うんです。

そういう点では、改めてこの点については、徳川吉宗公という、この方そのものをどう見ているのか。市長自身がどのようにこの方を見ておられるのか、この点もお聞きをしたいし、教育委員会としても、現実的には、歴代の町長が、特に林町長の時代になぜ臨春閣というものを岩出市に返してほしいんだ、こういう思いを持っていたのか。現実的には文化財というような位置づけから見ても、教育委員会としても、この場所、これをどう見ているのかという点、これを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと現実的に、これほど歴史に名を残されている方のそういう文献、またいろんな各種の資料、こういうものを岩出市として、どれぐらいのこういった資料、岩出市にあるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

八代将軍吉宗公、立派な人でございます。今現在、建っているいわで御殿、紀の川湖畔に建っている木造2階建て地下1階の建物であります。巖出御殿は、既に取り除かれ、紀の川の真ん中にあったという記録があります。今のいわで御殿とは何ら関係がございません。先ほど生活福祉部長が答えたとおりでございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど生活福祉部長がお答えしたとおり、現在、民俗資料館において、紀州徳川家と岩出のコーナー、ここで巖出御殿や臨春閣に関する展示を行ってございます。歴史的建築物とか遺物等につきましては、現存していれば、今現在、その建物があれば、建築物の中での展示説明が可能でございますが、建築物が既にもうなく、今は跡地でございます。そういう場合は、その跡地にこだわらず、別の施設であっても、当時のことを展示説明できるものであれば、効率的、効果的に活用すべきであると考えてございますので、現在、民俗資料館のほうで展示を行っていると、こういうことでございます。

資料、どれぐらいあるんかということですけども、私、確認しているのは、伝吉宗公というびょうぶ、これは見たことはございますが、このコーナーで、1回、増田議員もごらんいただけたらと思います。当時の資料、何点か展示をしているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今の答弁を聞いて、非常に私残念だなという思いをしています。今の状況はどうであれ、現実的には徳川吉宗公、この方が岩出という、この地域に実際住んでおられた。こういう歴史の重みというような部分なんかにも、この方を、市としてもしっかりと岩出の中において、もっと視点を当てるべきではないかというふうに私は思うんです。

全く、今の建物なんかとは全く関係ありませんと。施設そのものにもないんだというような観点だけで、私はそういう点では、岩出をアピールしていくという視点で、こういうせつかくの歴代の日本の歴史上にも残る、そういう人物が現実にはこの岩出市とかかわりがあると。にもかかわらず、こういうところに、やはり視点を当てないという今の行政の部分なんかも問われるんじゃないかなというふうに思います。

今後、市としては、私は、現在建っているあのいわで御殿のあの周辺ですね、本当に岩出の宝じゃないんかなというふうに思っています。

そういう点では、今後、市としては徳川吉宗公という、こういう方についての部分はアピールしないというんですかね、市として活用ということなんかも考えないのかどうか、この点について再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

吉宗公が住んでいたというご指摘でございますが、もとの巖出御殿は、紀州藩の別荘として造営されたもので、吉宗も幼少のころ、ここで過ごしていたと伝えられているということでございます。

それから、先ほども生活福祉部長がお答えましたが、現在のいわで御殿は、文化的、また観光面での施設ということではございません。

それから、もっとPRしていけということですが、PR方法というのは、この地でなければならないというものではございません。先ほど申し上げましたように、民俗資料館のほうでも展示をしてございますので、巖出御殿のPRにつきましては、いろんな方法を考えてPRしてまいりたいと思います。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田議員。

○増田議員 今、歴史的な経緯も含めて質問させていただきました。その中では、私としては非常に残念だなという答弁ではなかったかなというふうに思います。その点を踏まえて、次のいわで御殿の今後の活用方法、これに関係する質問をしたいと思うんです。

私は、先ほど、まさに徳川吉宗公の幼少の地と過ごした、そういうところだと。また、いわば徳川吉宗公の幼少の地としての聖地というふうに、私は思うんです。

実際には、今回のこのいわで御殿、この部分についても、やはり今後の活用方法についても、こうした歴史的な経緯や位置づけ、こういうものも踏まえて、まさに原点に一度立ち返って、活用方法ということなんかも検討する必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

実際には、教育委員会部局や産業振興課なんかを含めて、私はもっと徳川吉宗公という方に対しての資料収集、こういう部分なんかも、ある種、もっと関心を持って、そして岩出市として何らかの組織、こういう部分なんかも立ち上げて、そしてやっていく、そういう一面もあるんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点では、先ほどの答弁では、多分する気はないというふうな答えが返ってくるのかなというふうには思うんですけどね。そういういろんな徳川吉宗公のそういう資料なんかを収集していく、そして岩出市として活用できる、そういう部分

についてはどういうものが活用としてできるのか、今、民俗資料館なんかにも資料はあるんだよと言っていましたけどね、それ以外にも、例えば、岩出町誌の中なんかにもいろんな、巖出御殿の経緯なんか載っているんですね。だから、そういう部分なんかも含めて、私はもっと資料収集、またいろんな市として活用できる方法、こういうものなんかを検討する、そういう組織というものが必要じゃないかなというふうに感じています。

こういう点では、市としてどのように考えておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

2点目については、今の部分とも大分関係はあるんですけども、関係文書とか、林町長が、臨春閣に現存している遺跡、移設してほしいという要望なんかもしてきたけども、じゃあ、岩出市として、現存は実際、先ほど必要ないんだと言ってたけども、現実には、横浜には臨春閣というのが今もあるわけなんです。だから、それの、いわば小型版というんですかね、そういう部分なんかもつくってもいいですかとか、ミニチュア版で、こういうものがありましたというものなんかもつくっていいのかどうかということなんかも含めて、私はもっと今の徳川吉宗さんという部分、岩出市としても本当に見詰め直していくというんですかね、そういうことが必要ではないかと思うんです。

そして、そのためのアイデアなんかは、幾らでもあるんじゃないでしょうかね。そういう点では、市として、いろんな意見、そういう部分なんかは各部局でもいろんな意見あると思うんです。また、市民なんかでも、もっとこんなんでやったらどうよとか、いろんな意見なんかも聞いていく、こういうことなんかもやってはどうかというふうに思うんです。

どうも、答弁も含めて、市として、こういう歴史的なそういうものに対しての面においても、調査や研究とか、市としてどのようにして生かしていくのかなという、そういう知恵は、非常に岩出市は弱いんじゃないかなというふうに思うんです。

以前、議員なんか、岡山でしたかね、広島でしたかね、そういう歴史上の人物をいろんな形で建物なんかも復元するとか、そういう部分なんかでやっているような自治体、これもありました。だから、そういう自治体として、歴史上の有名な人とか、いろんなその地で活躍してこられた方を、やはり行政としてもしっかりと利用されているというよりも、実際、それをどう活用して生かしていくのかという、こういう視点で、いろんな取り組みされているんですよ。そういう点では、岩出市はそういう側面においては、非常に私は弱いんじゃないかなというふうにも思うん

です。

その点で、市としてのそういう考え方、これを再度お聞きをしたいと思うんです。

それと、3点目として、現存しているいわで御殿の建物そのものについても、少しお聞きをしたいと思うんです。

老朽化という点からも改修工事、この点では、私、やっぱり必要性があって、早急に、やっぱりこれは取り組むべきだと思うんです。例えば、外壁とか、お風呂の部分、こういう部分なんかが老朽化してきて、本当に改修せんとだめなんだと。こういう点で利用者に対しての利便性を図っていく。これについては早急に改修すべきだと思うんです。

しかし、実際の改修に対しての当局からの説明というのが非常に曖昧で、説明を聞く限り、無駄遣いになることにつながらないのかなと。場合によっては、部分凍結、そういうことなんかも要るんじゃないのかなというふうに感じるところがあるんです。その点では、担当のほうにちょっと確認をしたいんですけども、当局の説明では、基本的には、全館、これを今使用している実態、これをそのまま想定した改修を行う予定なんだという、ちょっと不透明な改修内容の説明だったんですね。

疑問に思うのは、2階の部分なんです。2階部分の、これまで介護施設として使用してきた部分、市の説明では、当然、既存部分のところも改修がされます。改修予定の図面はありませんから、当然、今の形態、これを改修していく。劣化している部分なんかも当然修理がされると考えるんです。そうなるとすれば、当然、今後介護施設として利用されることになります。

これまで使ってきたこの介護施設の部分で、既存の施設で、ここ今こんな状況になっているけども、ここもうちょっとこういうふうにしたら利用しやすいようになるんじゃないかというようなことはなかったのか。もし仮に、そういう声があったとすれば、せっかく改修しても、今後利用する施設側から、もっとここ変えてほしいというような、利便性を求める変更なんかも求められないのかどうか。

そしてまた、既存の介護施設として利用されている部分が、今後の活用方法についてはどうするか決まっていないと。そんな中で、場合によっては、今の介護施設仕様から全然別の利用方法になるんじゃないのかと。そうなるとすれば、せっかく改修してやったというような形になるけれども、全部、変えてしまわなアカんと。こういう状況だって考えられるんです。

当然、さらに改修費用という部分なんかも生まれてくると思うんです。この点では、確認をちょっとしておきたいんですが、2階の介護施設の部分、これについて

はどのような工事を行おうとしているのか、この点を聞きたいんですね。

本当に、市として、今後の活用方法によっては、新たな工事が伴うようなことが生じるのかどうか。だとすれば、今後の活用方法がどういうふうに決まるのか。これが決まるまで、2階の部分、今の2階の介護施設部分は凍結する、こういうふうにすべきではないのかなというふうに感じるんです。せっかくお金を投じて、無駄な投資につながっていかないのかどうか。

この点では、2階の介護施設部分、今まで使ってきた部分の工事内容、これについてお聞きをしたいと思うんです。

そして、4点目には、今の既存のいわで御殿の周辺、こういうところなんかは、市として、今の既存のままのそういう状況として今後も使っていくのか。そして、それとも市として何らかの周辺整備という部分なんかも現時点、どのように感じておられるのか、こういう点なんかについても、4点目としてお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　増田議員のご質問について、通告に従い、ご回答させていただきます

3番目のいわで御殿の今後の活用方法についての1点目及び2点目について、一括してお答えいたします。

先ほどのいわで御殿建設までの経緯でもお答えしたように、いわで御殿は文化的及び観光面での施設ではございませんので、いわで御殿の歴史的な位置づけを踏まえた活用方法についてのプロジェクトチームの立ち上げや、市民からの意見を募る考えはございません。

次に3点目につきましては、今回の改修は建築後20年以上が経過していることから、今後の有効活用に向け、補助金を活用して、老朽化した設備の更新を行うものであり、無駄遣いとは考えておりません。

続いて、4点目については、いわで御殿につながる道路は、紀の川と春日川の河川管理者から堤防の天端部分の占用許可を受けて、市道として認定を行っていること、また周辺は小学校があり、住宅密集地でもあることから、交通量を増大させるような道路拡幅等の整備の計画はありません。

○田畑議長　再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 私は聞きたいのは、老朽化ということだけしか言われたいんですね。じゃあ老朽化という形になっている部分で、市としてどの部分が老朽化になっているのか、この点をお聞きしたいと思うんです。要するに改修する場所をどこの場所を改修するのか。当然、お風呂も古くなってきているという部分なんかでいうたら、お風呂なんかも改修するというのはあるんですよ。でも、2階のそういった部分で、今まで使っていたところなんかもどのような改修工事の中身になるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今回のいわで御殿の部分については、3月31日で閉館がされると。そして、実際このことによって、地域の皆さんが実際に困っているんですね。それはやっぱりお風呂が使えない。そして、エクササイズの教室で利用されている方なんかも、何組もあります。実際には利用されている方は、お風呂が利用できなくなれば、民間の高いところに行かなきゃいけないんだと。実際には歩いていくには、子供も小さいし、遠いし、場合によってはタクシーなんかも、もし仮にですよ、利用したら、さらに今の300円から550円から600円になるんか、その辺だったと思うんですけどね。そういう高いところになれば、現実的には新たな費用として、生活にも本当に影響するというような、本当に何とかしてほしいんだということも現実的に言われています。

実際には、エクササイズで利用されている方なんかも、3月で閉まったら、次どこでするんかということで、実際には教室どこでしょうという形で奔走されているというのが現実的なんです。こういった点では、閉館するということにより、実際に困っている、特にお風呂の部分のほうが大きいかないというふうには思うんですけども、こういった実際に困っている方に対して相談窓口、こういうものなんかはされないんでしょうか。

例えば、閉館によって困ったことが生じますと。そういう方には市のほうに相談してくださいというような、そういう張り紙なんかもされてはどうかと思うんです。こういう点での、今回は休館することによって生じる問題点、こういう点については、市として支援体制というんですかね、こういうのはどういうふうなものを考えておられるんでしょうか。

そして、2つ目は、管理人さんの方にも、私、この間言われました。特に困っているのは、実際に休館になるんやけども、次いつ開くんかわからんと。利用者の方からもいつ開くんですかというようなことを聞かれると思うんですよ。現実的には、利用者の方も今後どうなっていくんかというのは全く情報が入らんから、ますます

わからへんと。生活、ほんまにどうしていこうかなというふうに悩む。管理人さんなんかは、市からは何の情報も入らんから答えようもないと言うんですよ。

だから、その点では、何で利用者さんに対して、再開のめどはいつなのかということなんかを知らせないのかなというふうに思うんです。そして、管理人さんなんかにも、聞かれた場合には、今後こういうふうになりますよという、そういう情報、なぜ知らせてあげないんでしょうか。この点、2点目としてお聞きをしたいと思います。

そして、3点目は、改修という工事を行うという部分の中で、改修めどによって長期になるのか、短期になるのか、実際、私たちも全く聞かされていませんから、現実的には、時期との関係でいうと、やっぱり困っているのは、お風呂関係なんですね。だから、そういう点でいうと、お風呂の部分、この部分については、優先工事というんか先行工事、これを行って、本当に工事が終わり次第、利用できるような状況になったら即時に使えるように、市としても検討していただけないですか。

そして、2階の部分がどういうふうにするのか決まるのがいつなのか、その辺わかりませんが、少なくともお風呂の部分だけには先行工事をするということは考えていないんでしょうか。全部の工事が終わるまでは、いわで御殿の一部使用ということなんかも考えないで、全部改修終わるまで使わないという、そういう方針なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

4点目については、さっきの質問でも言わせていただいたんですが、どうも私の思いと当局の思いが若干ずれているところがあるのかなというふうに思うんです。当局のほうは、あくまでも、一いわで御殿という現在建っている場所の観点でからしか答弁がないんです。私が今回この質問で問いたいのは、繰り返しになるんですが、歴史的な、そういう人物像という部分なんかも、もっと大切にしませんかと。そういうことをお聞きをしたいんです。

例えば、わかやま国体なんかでは、準備室というようなことなんかもやっているじゃないですか。かくばん祭り、実行委員会なんかという組織つくってやっています。市民運動会、同じように、やっぱりそういう組織というんですかね、そういうものをされているんですね。だから、私が言いたいのは、今の岩出市として、そういった歴史的なそういう文献とか資料とか、そういうものを研究するような部署、また組織、こういうものを立ち上げる気はないのかどうかということをお聞きをしています。

今、全国の方に聞いてみても、本当に徳川吉宗公というのは全国区ですよ。知っ

ておられる方、時代劇なんかでも取り上げられてきているでしょう。そういう点でいうたら、本当に今の岩出市が徳川吉宗公自身の人物に対しての評価、また、これをどう見ているのかなという、ここを私、本当にもっと大事にしていきたいなというふうに思います。この点では、改めて吉宗公のそういう人物像について、市としてどう捉えているのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

そして、5点目は、今、市民総合運動場の北側、あそこは堤防、大体倍ぐらいの拡幅されて、工事もされてきて、今もう終わってるぐらいになるのかなと思うんですが、俗に言う災害、防災対応も含めて、堤防というのが強化されてきています。この点では、岩出橋からいわで御殿のこの間においても、災害に備えた堤防の強化というような計画、こういう部分なんかは、市としてもどういうふうな考えを持っておられるのか。今の市民運動場の北側のああいふような強化の計画、こういう部分なんかも考えておられないのかどうか。

実際には、それとあわせてですけども、県も今サイクリングロードというのが、紀の川の河川敷沿いにつくられてきています。そういう点も含めて、サイクリングロードというのも、多分、いわで御殿の方面、引き続いて多分つくられていくと思うんですが、こういう点ではあの辺のいわで御殿周辺の今後の対応面というんですか、この点について、市としてどのように考えておられるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　増田議員の再質問につきまして、産業振興課でまちづくり推進係で、建築の改修について検討させていただいていますので、改修の件についてお答えさせていただきます。改修の内容につきましては、建物の基本的な設備、空調設備、それから照明設備、それに加えてバリアフリー化ということを目的としまして、国土交通省の既存建築物省エネ化改修事業という補助事業から補助金を受けまして実施するものです。

今説明したとおりに、先ほど議員ご質問にありました2階部分につきましても、基本的には空調、照明、これが改修の対象となります。

それから、建物の基本性能としましては、断熱、省エネ化するにはエアコンの効率を上げるために、断熱としまして窓ガラスの複層化でありますとか、熱射の反射フィルムの張りつけなどということも検討しております。

それに加えてまして、築後23年の施設でございますので、経年劣化の部分が多々ご

ございます。水道関係、水漏れでありましたりとか、カランなどの機器の老朽化、お風呂でありますので、そういったものも全て交換する必要があるところは交換していきたい。また、それに伴って、どうしたって取り壊して改修しなければならないというふうなところも出てくるかと思います。トイレなんかも特にそうなるかと思っています。トイレもバリアフリー化していくに当たっては、便器なども古くなっているんで、取りかえなければならない、そういったこともあるかと思っています。

一般的に考えられているような改修というのは、それは改修工事と並行して、次の活用についても検討していく中なんですけど、基本的には従前と同じように、民間に活用していただくべきものではないかと考えておりますので、恐らくは介護サービスというような従前と似たような使い方になるかと思いますが、その中で必要な改造というのは、民間の事業者がすべきものだと考えておりますので、今回の改修事業をやったからといって、それは無駄になるということはありません。

お風呂などの休止、また、貸し館の休館などについてでございますが、建物を共用しながら、この改修をしていくというのは大変労力もかかりますし、また、そういう仮設費なんかもいろいろかかりますので、こういった無駄を省くために、従前の利用者が使用していないこの時期に、一斉休館して、効率的な改修を図るものですので、一般の方、ご利用者には不便をおかけしますが、しばらくの間、お待ちいただくことが必要だと思っています。

工期としましては、令和2度中に仕上がるように頑張っていきたいと思っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員再質問についてお答えします。

まず、お風呂についてですが、現在、月平均500人前後、1日平均16人前後の方が利用されております。利用者のうち8割程度の方が常連の方と認識しており、利用している理由としては、家の風呂より大きくてよく温まるが一番多く、次いで利用料が安いでございました。お風呂については、岩出市内に民間の銭湯もあることから、利用者に大きな影響はないと考えてございます。

また、現在、いわで御殿を使っているグループ活動につきましては、現在、いわで御殿で自主的にシニアエクササイズの運動をされているグループは、3グループございます。休館については市から説明し、ご理解をいただいております。また、3グループの今後につきましては、1グループについては、岩出地区コミュニティセンターを利用すると聞いてございます。残りの2グループにつきましては、活動

に理解のある２つの介護施設が施設を開放してくれるという意向を示し、４月から各施設を利用して活動することになったと聞いてございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の管理人さんが詳しくは聞いてないという件につきましては、管理人さんには、休館ということを利用の方には伝えてくれということで伝えてはおります。ただ、詳細につきましては、管理人さんを通して説明をしていただくというのは、ちょっといろいろと語弊も出てくるかもしれませんので、もしそれ以上に質問等がございましたら、市の窓口のほうに直接来ていただけるように伝えていただくように、管理人のほうにはお願いしております。

実際に、市のほうに問い合わせに来られた方もいらっしゃいましたが、市の説明のほうにご理解をいただいて、納得してお帰りいただいております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問ですけれども、議員のお考えと我々の考え、ずれております。先ほど申しました、繰り返しになりますが、基本的な考え方としては、文化施設、観光施設での活用ということについては考えてございません。岩出市の観光につきましては、ねごろ歴史の丘を中心に、今現在進めているところでございますので、吉宗を表に出しての観光振興ということについては、現在のところ考えてございません。

ただ、民俗資料館の機能として、資料の充実ということでございますが、これについては充実に努めていきたいと思っております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

国交省が実施している大宮緑地総合運動公園付近堤防工事は、河川の出水時、災害時の非常用土砂、土のう等をつくる備蓄として側帯を整備しているものであり、道路を拡幅しているものではございません。また、紀の川の堤防につきましては、堤防の法尻まで住宅が建ち並んでいることから、拡幅は物理的に不可能であると考えてございます。

それと、サイクリングロードにつきましては、県事業にて、いわで御殿周辺は既に整備済みと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今聞いた部分の中で、めど、これは１年間をかけてというようなことで

した。何から聞いたか、聞いていっていいのかわからなくなったりしたんですが、実際に、今聞いた1年、この1年という形とすれば、お風呂を利用されている方、この方にとっては、やはり年間という形になれば、この間来られた方は4人の家族で来られていました。これ本当に、こんなことされたらどうしようかなと思っていると。今300円のお風呂やから、歩いて来られるんやと。これ民間の550円以上もするようなところへ行くとしたら、生活にまで、これかかわってくると。何とかしてほしいんやという切実なことを言われていました。

だから、そういう点では、少なくとも今、勝手に言うてきてくれたらええやんかというような言い方やったんやけども、そうじゃなしに、本当にどんな形で市として、閉館することによって影響が出るのか。そのことについて、どんな対応が求められるのかという点から見ても、もっと市としての対応のあり方、あったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

管理人さんなんかも言われているのが、伝えていきますというような言い方されたんやけども、こんなん言うたら悪いけどね、怒ってましたよ。何の情報も入ってけえへんのやと。私は聞かれても答えようもないんやと。市のほうから、いつごろ、次のあけられる、あくんか聞かれるというんですよ、実際に。でも、市のほうから何も言うてくれへんので、答えようがないと。管理人さん通じて、市のほうへ聞いてくださいというような言い方したけどね、現場でやっぱり一番困っているのは管理人さんなんです。やっぱり皆さんに聞かれるんです。

そういう点では、そういう面からいうても、金銭面からいうても、1年間となったら、その方にしたら負担というのはすごい負担になると思うんですよ。そうなったら、せめて3月31日で閉まるけども、最低でも、金銭面も含めて、生活にお困りの方は、せめて、今の時点やったら、地域福祉課のところにまでご相談くださいというような張り紙ぐらいできないんですか。

場合によったら、そういう支援制度というんですかね、市でどこまでできるかわからんけども、対応とらんなん側面だつてあるかもわからへんし、それについて、どんな相談でもええから乗ってくださいというような、そんな相談窓口、私つくるべきじゃないかなというふうに思うんです。

それと、今、部長のほうから、利用者については、こうでした、ああでしたと。さも以前から調査をされて、すごい立派なアンケートをとったんだというような言い方されました。いつとったんですか。私、質問通告出して、次の日か、その翌日違いますか。それもたった1日や。これでほんまにたった1日で利用されている方

の全容というのはわかるんですか。

この間、市の方が来られてアンケートみたいなやつとってくれと言われました。1日とりました。ずっと3月31日ぐらいまでとるんですかと聞いたら、1日だけでした。ということでした。私、こういう点でいうても、やはりもっと行政として、利用者に対して、利用者側の立場に立って対応をとっていただきたいなというふうに思うんです。市として、今、部長言われたけども、今のとったアンケートだけで、利用者の皆さんの声というのは全部つかんだと、そういうふうに認識されているんですか。

しかも、中身でいうと、何も問題がないんだというようなことさえ、私に聞こえました。今、あのお風呂を利用されている方というのは、常連の方が大半だということをお聞きしましたけどね、ほんまに利用されている方の立場に立ったら、たった1日のアンケートで状況わかるんですか。

そういう点では、今後、私もう少し温かい対応というのをもとめる必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。この点では、再度お聞きをしたいと思います。

そして、もう1点は、次の問題は、先ほどの部分のところでは老朽・劣化の部分だけを改善をしますと。そして、方向性からいうと、介護施設の部分にほぼなるんだろうなということは理解ができました。ただ、最初にも言うたんやけども、工事、本当にお風呂という部分から考えたら、1年先でなかったら、お風呂を使えないというようなことをするのか、それとも、お風呂の部分だけを先行、優先的に工事をかけて、そして使えるような形で前倒しでお風呂を使っていくことなんかも考えているのかどうか、この点、改めてお聞きをしたいと思います。

そして、最終的には、どこの部署が、いわで御殿についての使い方についての決定、これをしていくのか、検討する部署、この部署についても、基本的にはどこで考えていくのかという点、この点も再度お聞きをしたいと思います。

それと、最後に、これは市長にお聞きをしたいんだけど、さっきから何遍も何遍も言うんやけども、林町長時代からのこの地、この場所については、本当に岩出市としての大事な地域なんだという認識されているんですよ。そういう点で、市長自身が巖出御殿の施設とか、今の既存のいわで御殿のことを聞いているんじゃないんですよ。徳川吉宗という方の人物像とか、市長としての吉宗公の残してきた足跡とか、そういう部分なんかをどのような視点で見られるのか。そして、市長そのもの自身は、吉宗公というものの、そのもの自身を生かしていこう、こういう気持ちとか考え、こういうもの自身を市長自身が持っておられるのかどうか、このこと

を最後にお聞きをして、今回の質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　増田議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、相談の窓口の件についてですが、これにつきましては、先ほども課長のほうからご説明ありましたが、管理人に詳細等を説明するというふうなことは、こちらとしても差し控えております。詳細については、生活福祉部の担当のほうで説明するというので張り紙等もしてございますので、管理人さんには、窓口は生活福祉部となってございますので、そちらのほうへお問い合わせ願いますということで対応させていただいております。

また、お風呂の件ですが、民間の銭湯の利用料、いわで御殿の利用料と差額、高いという話がありましたけども、現時点で、そういった形で救済措置等は考えてございませんが、先ほどアンケート等の話の中にありましたけども、利用者が8割程度が常連という形になってございますので、その方々の利用方法というのは、いわゆる広いというのと、利用料金が安い、そういった形の利用方法ということでございますので、特に家にお風呂がないからというふうな理由等で困っているというふうな話は聞いてございませんので、現時点では、特に大きな影響はないかと考えてございます。

また、お風呂だけの利用等につきましては、やっぱり工事中ということもありますので、万が一利用者がけがをされたりとか、そういったことがあってはだめですので、工事中は利用は控えていきたいと考えてございます。

担当部署については、生活福祉部となっております。

○田畑議長　教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

巖出御殿、先ほども答弁させていただきましたが、紀州藩の別荘として建てられたもので、八代将軍吉宗も幼少のころ、ここで過ごしていたと伝えられているということでございます。その巖出御殿は、歴史の中で、現在、横浜市に移築されているということでございます。

先ほどお答えしましたが、もし巖出御殿が現存していれば、その建物の中でのいろんな展示説明、観光面、文化面での活用は可能かと思いますが、これ既にもう跡地でございますので、現在は民俗資料館のほうでコーナーをつくっていると、こう

いうことですので、先ほどの繰り返しになりますが、岩出市として、吉宗を前面に出して観光をPRということは考えてございません。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

冒頭にお答えしたとおりでございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、昼からになりましたが、私の一般質問を行います。いずれも重要な案件でありますので、市民目線で市民の立場に立って質問いたしますので、市当局のご答弁をお願いしておきたいと思います。

まず第1点は、根来寺の防火対策であります。

昨年の10月31日、沖縄県における首里城が火災によって、県民の心の支えとなっていたお城が焼失し、無残な姿と化しました。首里城は、1429年に設立した琉球王国の政治外交、文化の中心で、築城は14世紀半ばから後半と見られ、溪流の地形を巧みに利用してつくられております。戦前は国宝に指定され、沖縄戦で焼失した戦後、県が守礼門や歓会門を再建し、正殿は琉球独特の宮殿建築で、1992年、沖縄の日本復帰20周年を記念して、国営公園として復元されました。正殿前の広場は、王国の重要な儀式が行われた場所でもあります。

2000年、首里城が世界遺産に登録されたのは皆さんもご存じやと思いますが、岩出市においても、重要なお寺である根来寺、観光資源の最たるものであらうと考えております。首里城と同様なことが発生しないよう、日常的に点検と対策が求められると考えております。私は、2007年（平成19年）の12月議会及び2008年（平成20年）3月議会において、根来寺の防火対策について質問をしてきたところであります。

そこで、本市の国宝、重要文化財に対して、防火対策では万全な対応をされているのか、1点お聞きをしたいと思います。

2番目に、各施設の具体的な対策について、どのようにされてきているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の根来寺の防火対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の国宝、重要文化財についてであります。現在、根来寺には、国宝が根来寺大塔、重要文化財は、大師堂、大伝法堂、光明真言殿、不動堂、大門、行者堂、聖天堂の建造物7棟のほか、大伝法堂に安置しております三尊像や絹本著色鳥羽天皇像の美術工芸品があります。根来寺以外では、旧和歌山県議会議事堂「一乗閣」、増田家住宅がございます。これら文化財の管理は、文化財保護法上の原則として、所有者が行うこととなっており、防火対策につきましても、所有者が行っており、設置している防火設備については、自動火災報知機、貯水槽を設けた消火設備などがあります。

2点目の具体的な対策について、議員ご指摘の根来寺裏山の防火用水槽についてということですが、何年か前にご質問があったということですが、その後の進捗状況を申し上げますと、内部防水工事を行い、貯水槽の水が減った場合は、水位感知機が設置されているため、補充され、本坊周辺エリアの防火用として利用されています。

また、根来寺境内中枢部は、文化財的価値が特に高い地域であることから、防火対策の強化を図るため、国庫補助事業として、平成24年度から平成26年度までの3カ年事業で新たな貯水槽を設け、防火対策を講じており、年2回の消防用設備点検や文化財防火デイに伴う消防訓練を実施することともに、消防署の立入検査時に合わせて市職員も同行し、根来寺の防火・消火等の現状把握を行い、必要に応じて関係機関と協議し、適切に指導・助言するとともに、文化財に対する防火意識の高揚に努めているところでございます。

また、根来寺以外の重要文化財には増田家住宅と一乗閣があり、どちらの施設も消防用設備が設置されており、これも年2回の消防用設備点検や文化財防火デイに伴う消防署の立入検査の際に同行して、現状把握を行っているところでございます。

教育委員会としましても、今後とも文化庁や県と連携を密にして、防災対策の充実を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 確認なのですが、そうしますと、約10年前に、私が質問したときから新たに防火水槽を設置をしたということであろうと思うんですが、それらの機能については、日常的に点検をされているということであろうと思うんですが、そこで、その当時、根来寺の自衛消防隊による消火栓を使った初期消火訓練を行うということで言われておりました。それについては、根来寺独自でそういう初期消火の訓練を実施をされているのか、改めて確認をさせてください。

それと、根来寺以外の増田家住宅ということでお話がありました。現存する住宅については居住をされているという状況でありますので、そういうことについて、どのような手順で日常的にやられているのか。

もう1点、根来の金田家住宅というのがあると思うんですが、これは重要文化財と指定されているのか、ただ、ここらについて、どのような形で岩出市はコミットしているのか、指導しているのかということについて、重ねてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えします。

点検のほうですけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、点検をしてございます。それから、各文化財につきましては、所有者が点検等を行うということでございますので、その当時、根来寺で独自で消防隊をつくっていたということでございますが、いずれにしましても、根来寺のほうで、この点をやっている。あるいはまた1日防火デイの際に訓練をやっております。

それから、ほかの施設ですけれども、まず金田家住宅のお話が出ました。これ重要文化財ではなく、市の指定文化財でございます。それから、他の重要文化財につきましても、それぞれ消防用設備の設置は行っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。ぜひ、この問題については、根来寺だけじゃなくて、岩出市の文化的な建造物でありますので、日常不断にチェックをしていただいて、火災等の起きないような万全の体制をぜひ構築してもらいたいと重ねて質問をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

国宝から市指定文化財まで、これ岩出市の宝でございます。しっかりと守って後世に引き継いでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 2番目の新型コロナウイルスに関してであります。

この正月から以降、中国で発生したと言われておりますが、今、世界的な大変な問題になってきております。そこで、新型ウイルスの感染については、實際上、自粛規制の中で、人が動かない、そうすると物が動かない、それによって経済が悪化して、自粛ムードがさらに多方面に影響を及ぼすと。甚大な影響は出てきていると思います。

和歌山県内においても、湯浅の有田済生会病院の集団感染、去る2日前には和歌山市内の市役所内で発生をしたということであります。当市においても、府県間の人の交流は、聞くところによりますと、岩出から大阪方面に仕事に通勤されている方が五、六千人おられるというふうに聞いておるんですが、こういう中で、必ず岩出市においても大きな影響があるということは、発生するということは、日常的な問題として予期しておく必要があると思うんですね。

あわせて、外国からのインバウンドの観光客についても、中国や韓国の方が岩出を經由して高野山に行かれると。観光バスで行かれるということで、正月も、私たち、ホテルいとうでちょうどいてましたら、観光バスが横づけになって、ホテルいとうに四、五十人の方が宿泊をされているというような状況の中で、観光面でも非常に大きな打撃を発生しておるというふうに思います。また、いつ集団感染が発生するかわからないし、発生したとき、このウイルス感染に対して、具体的にどのように対処、対応するのか、重要な課題でもあります。

国はクルーズ客船の初動に失敗して、対策が後手後手に回ったことに危機感を持ちながらやっている感を見せようとして、突然、3月2日に小中学校の一斉休校要請を宣言して、学校現場の混乱を引き起こしているのが現状だと思います。

さらに、多くの自治体が公共施設を閉めて、市民や集会や会議などの中止をしてきております。意見を出して議論するという民主主義の根幹が危なくなっているの

が現状であります。

そこで、緊急事態宣言なるものが発せられますと、マスコミを統制し、市民の目や耳を塞ぐようになれば、あつと言う間に民主主義は崩れ、緊急事態は国会承認もなく、最長で2年間も継続できる内容のものであります。戦前の大政翼賛会に似た状況になる得ることは火を見るよりも明らかであります。今、政府がやるべきことは、市民の不安をなくして、適切な情報提供等、検査や診療体制の充実、休業補償等、どん底にかかろうとしている経済対策であろうと思います。

当市においては、そういう観点から、以下11項目について、具体的に質問をさせていただきます。

まず第1点は、当市における感染症問題で、観光客及び事業所の影響や変化はどのようにつかんでおられるのか。

2番目に、感染者の発生に伴う当市の対応・対策方針について、どのように構築をされているのか。

3番目に、感染不安に対する市民への案内・広報についてはどうされているのか。

4番目に、感染が疑われる方の搬送・救急車等の対策については、どのように計画をされているのか。

5番目に、この指定感染症コロナウイルスが発生した場合に、指定感染症病院というのは、岩出市民はどここの病院に行くのか、これについて答弁ください。

6番目に、地域医療病院の問題であります。岩出市と紀の川市で設立しております那賀病院の問題であります。今、国のほうでは統合問題が取り組まれておりますが、この統合問題で那賀病院の将来についてはどのようになっていくのか、ご答弁ください。

7番目に、本市の消毒液及びマスクの備蓄についてはどうなのか。今、薬局等での販売はほとんどありません。こういう状況の中で岩出市はどういう備蓄をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、新型感染症の発生に対する危機管理計画というものをどうされているのか、お聞きをしたいと思います。

9番目に、小中学校の閉校による課題、児童の問題、これらの問題点についてどのように把握をして、どのように手を打っているのか、お聞きをしたいと思います。

10番目に、いつから小中学校及びそれらの学校について、開校する予定なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

11番目に、これらの新型コロナウイルス感染症によって、市の行事であるマラソ

ン大会が中止になっております。このマラソン大会における参加費用については、その後どのような対応をしていくのか、これについてご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員ご質問の２番目、コロナウイルスの影響と対策についてですが、市では新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年４月に岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。今回の新型コロナウイルスへの対応策についても、行動計画に基づき、２月12日以降、５回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催しております。

また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、３月２日に岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市行動計画に基づき、各部の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長　事業部長。

○田村事業部長　１点目、感染症問題で、観光客及び事業所の影響・変化はどうかについて、通告に従いお答えいたします。

観光面として、市が所管する観光施設２カ所の道の駅では、前年度１月、２月、３月の状況と比べて、来客数では、現在のところ、特に大きな影響を受けている状況ではございません。また、商工面におきましては、市内商工業者の状況について、常に岩出市商工会と情報のやりとりを行っているところ、一般的な話として、市内宿泊施設において、外国人の予約が全てキャンセルとなり、宿泊客が激減していること、市内飲食店等においても、通常時よりは来客が少なくなっているということは情報として得ておりますが、具体的な数字につきましては、商工会でも把握しておらず、報告も受けておりません。

今後も情報収集に努め、対策に当たっては、国・県の方針に従い、迅速に取り組んでまいります。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の２番目のコロナウイルスの影響と対策についての２点目、感染者の発生に伴う本市の対応・対策方針はどうか及び８点目の新型感染症の発生に対する危機管理計画はどうかについて、一括してお答えいたします。

市長の答弁にもございましたが、市では新型インフルエンザ等対策特別措置法、

国及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画にて示されている基準事項等を踏まえ、新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年4月に岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。今回の新型コロナウイルスへの対策についても、本行動計画に基づき、2月12日水曜日に第1回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催、以降4回の連絡調整会議を開き、2月26日の首相のイベント等についての要請に鑑み、岩出市における対応方針を定め、国の動向を見て随時見直しを行っております。また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、3月2日月曜日に、岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市の行動計画に基づき、各部局の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

次に、3点目の感染不安に対する市民への案内・広報はどうかについてですが、市ウェブサイトにおける情報提供を初め手指消毒やせきエチケットなどのチラシを公共施設への掲示するなど、各種機会を捉まえ、感染を未然に防止するため、周知啓発を行っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の4点目、感染が疑われる方の搬送についてです。

那賀消防に問い合わせたところ、発熱等の症状があつて、救急搬送をする場合は、患者さんにマスクをつけていただき、職員もマスク、手袋、眼鏡と感染防御ガウンを身につけ対応するとのことでした。また、救急車についても、常に消毒を行っているとのことでした。

次に、5点目の指定感染症病院についてですが、県より、那賀保健医療圏域では第二種感染症指定医療機関として、公立那賀病院が指定されております。

次に、6点目の地域医療病院の統合についてですが、厚生労働省が昨年9月26日に公表した再編統合の議論が必要と位置づけた公的病院などの中に、公立那賀病院を含め、那賀保健医療圏域の病院は含まれておりません。

次に、7点目の消毒液及びマスクの備蓄についてですが、アルコール系消毒液12リットル、次亜塩素酸水の消毒液40リットル、サージカルマスク1,450枚とN95マスク3,360枚を備蓄しております。マスクの配布については、備蓄数が少ないことから難しいと考えております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 9点目、10点目、11点目、一括してお答えいたします。

まず9点目の小中学校の休校による課題・問題点についてですが、休校に至った理由につきましては、2月27日、安倍総理みずから、3月2日から春休みまでの間、全国の小中学校の臨時休校を要請するという発表がありました。この要請を受け、県教育委員会から同様の措置を求める要請がございました。この要請をした時点では、新型コロナウイルスの感染者拡大の初期段階にあり、厚生労働省の専門家会議において、これからの1週間から2週間が収束できるかどうかの瀬戸際になると指摘されており、ピークカットを目的に集団発生を防いでいくための措置であるということでした。

岩出市においては、この当時も、今も感染者が発生しておりませんが、お隣の和歌山市では感染者が発生してございます。和歌山市には大勢の市民が通勤・通学しており、また、市民にとって生活圏であることから、感染者が出ないとは断言できない状況であることは間違いなく、また同時期に、北海道、大阪府においても、知事が休校要請を発表してございました。こういった状況の中、教育委員会としては、校長会を直ちに開催し、休校した場合の課題や保護者への通知等のあり方について検討し、学校については3月2日から3月24日までの間を休校とする方針を決定したところでございます。

次に、10点目のいつから開校するのかについてですが、学校再開については3月16日の参議院予算委員会集中審議において、文科大臣が4月からの学校再開を念頭に、科学的根拠に基づく指針を策定する考えを示してございました。その後の進捗でございますが、3月19日に専門家会議が開催され、専門家会議の見解は、感染が確認されていない地域、収束に向かい始めている地域、拡大傾向にある地域の3つに分けて判断するとしております。

この見解を受けて、文科大臣は一斉休校の要請は延長しないことを確認したというふうに明言されております。地域の実情に応じて、新学期から学校を再開する場合の準備を進めていきたいと発表されており、今週中の早い時期にガイドラインが公表されるものと思いますので、ガイドラインの公表を待って、岩出市新型インフルエンザ等対策本部に学校再開について諮り、決定したいと考えてございます。

また、この間の対応ということで、保護者の皆様に対しては、休校決定後の2月28日付で一斉休校について通知するとともに、連絡事項としまして、規則正しい生活を心がけること、日々の健康管理を適切に行うこと、適切な栄養補給と休息をとること、人込みを避け不要不急の外出を控えること、学童保育の案内などを通知してございます。

また、休校して10日が過ぎました3月11日付で、不要不急の外出を控え、規則正しい生活を送るとともに家庭学習に励むこと、軽い風邪症状がある場合は外出を控えることなど、感染予防に十分注意することについて通知をしています。

次に、11点目のマラソン大会中止による参加費用についてですが、第14回岩出マラソン大会については、今回初めての試みとして、仮装、コスプレを導入して、3月8日開催予定で準備を進めていたところですが、2月26日の自粛要請等を受けまして、マラソン大会の中止方針を決定して、2月28日、第14回岩出マラソン大会実行委員会役員会を開催して、中止を決定したところでございます。

また、この役員会において、今後の対応についても協議し、参加費用については、申込規約に基づき返還しないと決定しましたが、当日、開催すれば、参加賞として配布する予定でありました記念Tシャツ、記念タオル、これを記念品として、後日郵送することを決定してございます。

なお、参加費用につきましては、エントリー種目によって申込金が1,000円と2,500円の2つの部がございます。1,000円の部については記念Tシャツと記念タオル、2,500円の部については、記念Tシャツ、記念タオル以外に、金額に合わせて岩出市の特産品を送付する予定としてございます。

なお、今回の中止によりまして、既に発注しているもの、支払わなければならないもの、また、未発注のものの精査の上、余剰金については市に返還することになります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 まず第1点なんです、岩出市には、今、発生してないというご答弁がありました。しかし、これは保菌者でありながら発生しない方が多くあるという専門医会議の中で発表されております。そうしますと、特に70歳以上、私もそうなんです、高齢者、既往症のある高齢者、特に感染をしますと重篤な状態になるということが言われております。

そこら辺について、今の岩出市が出しているホームページ等を見ますと、具体的に書かれておらないのが実態ではないかなと思うんですね。そこら辺について、もっと具体的に必要とところに必要な広報をぜひこの機会にやっていただきたいということを計画していただきたいことを求めていると思います。

それから、感染症の中でも、特に言われているのは、岩出市には発生しないかという、これまた疑問な点が多くあります。集団発生ということである場合と、今

は全国的には、この状況の中で、いつ発生するかわからないという状況にありますので、そういう場合に機敏に対応できるのか、それに対してどうしていくのかということが問われていると思うんですが、そこら辺についても万全かどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、那賀病院の統合問題については、那賀病院は統合する地域医療病院ではないということなんで、今までどおり存続をするという理解でいいのかどうか。今後についてのご見解をお聞きをしたいと思います。

それから、消毒液及びマスクの点なんですが、今、ドラッグストア、薬局に行ってもほとんどないわけです。早朝の開店時期に数十枚か置いておるんですけども、すぐ売れてしまうという状況の中で、消毒液もなければマスクもないという状況の中にあります。

この問題については、備蓄数量が全部で4,700枚ぐらいですか、マスクについては。消毒液も岩出市の在庫からいって多いとは言えないと思うんですよね。この機会にそこら辺も見直しをして、備蓄計画についてはもっと、特段腐るものでもありませんから、マスク等については必要なだけ備蓄をして、市民が求める場合については、それに出していただくというような体制も一方では必要ではないかなと、そのように思っておりますので、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、市長も総務部長も危機管理計画についてはつくっておるということなんですが、これが市民の間に正しく宣伝し、それを知る機会があるかということ、そんなにないと思うんですよね。これらについて、もっと具体的に、市民に向けて危機管理計画についてはこうしますよと、安心してくださいというような形で、市民の皆さんに教宣をするということも大切であろうと思いますので、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、小学校、中学校の閉校についてですが、安倍総理の発言は、あくまでも要請であって、法的な根拠はどこにもなかったわけであります。各地方自治体によって判断をして、要請であっても継続して、学校を閉鎖しないで授業をしたところもあります。これらの問題については、一律に対応するんじゃなくして、岩出市独自の判断もあってよかったんじゃないだろうかという気もいたします。これについて、横並びですということに対する問題について、どのように捉えておるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、小中学校の開校の問題ですが、きょうの昼のニュースを見ますと、文科大臣が新学期から全国一律に開校するということでは言われておりました。ガイド

ラインがあることはあると思うんですが、岩出市においては、新学期から開校するという体制がとれるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、小中学校の閉校によって、要支援の児童の食事問題、それから両親が働いて家で、鍵っ子ですね、家でいてると。シングルマザーやシングルファーザーの子供さんにとっては、非常に大変なストレスもかかっておりまして、この問題について、具体的に詳細に学校現場において、教職員はやっておられると思うんですが、どういう手だてを今までしてきているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、マラソン大会の中止による参加費用については、今のところ、記念品等については郵送すると。2,500円の部類については特産品をということではありますが、いずれにしても、参加費用を含めて、そこら辺の費用と収支をあわせて、もし残るようであれば、その分については全て参加費用で納めた人に対してお支払いをすると、返金するということが一番いいのではないかというふうに思います。

それか、今回の参加費用については、もう1点考え方としては、来年の参加費用については横滑りで受け入れるという自治体もあるように聞いております。ここら辺について、岩出市はどのようにされるのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

質問中にありました、岩出市においても、いつ新型コロナウイルスの発生者が発生しないというか、そういう状況がわからない中で、まず機敏に対応できるのかという点と、あと危機管理計画をつくっているということであるが、具体的に示してほしいという、そういったご質問であったかと思いますので、そのご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもございましたが、岩出市におきましては、岩出市の新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。これの対策の目的と基本的な考え方を述べさせていただきます。市は、この対策の目的としては、感染の拡大を可能な限り抑制して、市民の生活、健康を保護すると。それと、医療提供のキャパをできるだけ守られるように、ピークをおくらせると、そういう趣旨で、国と県、事業者と連携、協力しながら、発生段階に応じた総合的な対策を推進していくということでございます。

今の段階では、岩出市内では、まだ新型コロナウイルスに感染したと確認された例はございませんが、これの予防策としては、先ほども言いましたが、手指消毒とか、個人の努力、これが一番であります。それと、集会等もできるだけ、今の段階は控えるようにと、そういったことで対策をしております。

それと、先ほども質問の中で回答させていただいておりますが、現在、岩出市では新型インフルエンザ等対策本部、これを立ち上げております。本部長が市長であります。副本部長は副市長、教育長、それと各本部員として、消防長及び各部長が入っております。

それぞれこの組織の中で、所管の業務を定めまして、情報収集等を行っているところでございますので、対応は機敏に対応できるものと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員再質問についてお答えします。

公立那賀病院の存続についてでございますが、先ほどの答弁にもございましたように、昨年9月26日に公表しました再編・統合の議論が必要と位置づけた公的病院の中に含まれてございませんので、存続という形になります。

また、マスクの備蓄等が少ないということですが、今回の新型コロナウイルスの感染者が日本で出始めました1月末に追加発注を行いました、入荷の見通しが立たないとのことで、現在の備蓄数となっております。今後も計画的に備蓄等を整えていきたいと考えてございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず休校の件です。今回の全国一斉の休校要請、確かに唐突感あったことは否めません。学校現場や保護者にとって受けとめ方はさまざまであると思います。先ほども申しましたが、専門家会議において、ここ1週間から2週間、瀬戸際になるということで、ピークカットを目的に集団発生を防いでいくための措置として、一定の効果があるものと思います。

ただ、今回の判断が適切か過剰反応かということについては、現時点においては結論を出すことは難しく、収束を迎えた時点で検証すべきことであると思います。今、我々やるべきことは、感染の拡大防止と一日も早い収束でありまして、特に感染症の場合は臨機応変なスピード感を持った柔軟な対応が必要であると、このように考えてございます。

この対応においては、大規模なイベントなどの自粛も含めて、社会全体で対応し

ていかなければならないものと思います。

それから、開校についてということですが、今回示されるガイドライン、地域の実情によって対応が異なるため、きめ細かい指針を示したいと、こういうことでございますので、岩出市は岩出市の実情に沿った判断をすることになると考えてございます。

それから、教師、この間、どういう対応をしていたのかということでございますが、まず休業中の児童生徒の生活状況の把握についてですが、各小中学校では、電話連絡や家庭訪問による確認と宿題などのポストインを行ってございます。

また、教育委員会では、登校時のパトロールにかわり、午後1時30分から市内パトロール、青少年センターでは2時半から午後4時までのパトロールを行っており、3月11日には、岩出警察、青少年センターと教育委員会で市内のゲームセンターやカラオケ店など、パトロールを行っているところでございます。

それから、マラソン大会の件でございますが、来年度の出場権を与えるなどの措置というようなこともございました。この件についても、実行委員会の中でも検討したところでございますが、ほかのマラソン大会の状況を見ましても、やはり単年度決算でございますので、来年度に出場権を引き継ぐということは、どのマラソン大会も余りされてございません。来年へ引き継ぐということになりますと、申込金を担保しておかなければなりませんので、来年度は来年度で改めて募集をすることになりますので、そういう出場権の引き継ぎというのは難しいということから、記念品で返還するということに決定してございます。

それから、今回の返戻品でございますが、1,000円の部では、先ほど申しましたようなTシャツとタオル、ここに郵送料もかかってまいります。返還率でいいますと112.8%、2,500円の部はTシャツ、タオルと特産品、そこへ郵送料もかかってまいります。これ返還率が約70%ということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、再質問で行ったんですが、ちょっと具体性がなかったんで、お聞きをしたいと思うんですが、小学校の休校、中学校の休校に伴って、まず第1点は、日中の子供の居場所の確保問題、これをどうしてきたのかということが問われていると思うんです。

2番目は、子供たちの食事確保ですね。

それから、3番目は、要支援家庭や児童への支援、ここら辺はどのように具体的

に今日までやられてきているのか。宿題等についてはポストインをしたということですが、それ以外の今申し上げた点について、再度お聞きをして確認をしておきたいなと思っております。

それと、那賀病院は、第二種という形で言われたんですが、實際上、集団発生した場合のベッド数は幾つ対応できるのかと。那賀病院でやるということらしいんですけども、那賀病院は幾らそういう重症者を受け入れるキャパというんですかね、あれがあるのかと、受け入れ件数があるのか、これについてどのようにつかんでおられるのか、これをお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　子供の居場所づくりということでございましたが、先ほど1回目で答弁させていただきましたとおり、学童保育を設置して、そこに誘導をしてございます。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再々質問についてお答えします。

先ほど教育部長のほうからも答弁もございましたように、学童保育ということで居場所づくりを行っております。なお、学童保育につきましては、通常、午後という形になってございましたが、1日延長して学童保育のほうを行ってございます。

また、那賀病院の病床数ですが、那賀病院は4床という形になってございます。

なお、学童保育の食事については弁当を持ってきたいただいております。

○尾和議員　要支援児童に対する支援はどうしているかという答弁ないんです。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　要支援児童等につきましては、現在のところ、生活保護等、そういう問題等があるというふうなことは聞いてございません。

○尾和議員　そんなこと聞いてない。要支援者児童についてはどうされているのかと聞いている。全然やってないの。やってなかったらやってないで。

○前芝生活福祉部長　学童保育を利用されている方については、学童保育を利用してございます。

○尾和議員　学童保育で受け入れできない人があるでしょう。600人からいてるという、要支援者に対しては、それはどうされているんですかと聞いているんです。

○田畑議長　子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　尾和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

要支援とか、そういうことは全く関係なく、今のところ、学童保育において、今月は無料で、皆さん受け入れさせてもらっておりますので、特に要支援だからどうというような問題は起きておりません。ですので、要支援だから支援するとか、そういうことではなく、全希望者を無料で受け入れさせてもらっております。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員　それでは、３番目のＩＲ・カジノ誘致についてお聞きをしたいと思います。

今、和歌山県知事は、カジノ誘致に向けてご熱心で、取り組みをされておりますが、この誘致には、私たちの血税が約七、八千万使われると言われております。過日、大阪の井上弁護士講演を聞いて、カジノに対する問題点を指摘をされております。カジノの百害いろいろという形で、刑法で禁止されている犯罪行為、カジノは賭博であり、賭博行為は、この日本の中では最高裁の判決で刑法で禁じられている犯罪行為であります。

青少年に与える影響についても、家族ぐるみでかかわるＩＲ施設に公然と賭博場があることは、賭博への抵抗感を喪失させてしまい、青少年に悪い影響をもたらすことが言われております。人生は一変すると。ほとんどの人は巻き上げられて、飢えや借金に苦しむことになる。大王製紙の御曹司は100億円を巻き上げられ、一獲千金に人格が破壊された事件が過去発生しております。

不健全な成長戦略であると言われております。カジノは、賭博客の負け分が収益の柱となる。ギャンブルにはまった人や外国人観光客への散財に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全であると言わなければなりません。

かけ行為は、国民所得の削減を意味します。何の生産物も生まず、お金と時間が吸い上げられる。ギャンブル依存症で悩む人たちは、ギャンブルをしたいという衝動を制御することができず、そのせいで借金をし、勤労しなくなり、社会生活上の問題が生じて、やめられないといった状態に陥るし、家族や周囲にいる人たちへの影響も大きい、そう位置づけております。さらに治安の悪化をさらけ出しております。

昨年１年間に起きたギャンブル絡みの犯罪が2,328件もあり、そのうちパチンコ絡みが1,329件、公営ギャンブル絡みが999件、2017年６月には、マニラのカジノで

発砲放火事件があり、36人が死亡しております。外国人賭博客に期待できないシンガポールやマカオのカジノ業者の収益の大半は中国富裕層の負け金であり、最近是中国の腐敗取り締まり強化で、さらに急減しており、そもそも中国や韓国では賭博を禁じており、日本のカジノでも勝ち金を受け取ると自国で処罰の対象になり得ます。韓国、米国では、カジノ設置自治体の人口減少あるいは多額の損失をこうむったという調査結果も出ております。

そこで、岩出市の基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。岩出市のI R・カジノの現状について、どのように今認識をされているのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

2点目は、和歌山マリーナシティへの設置は、県は推進をしているが、岩出市長としての見解を求めておきたいと思います。

3番目は、影響を受ける隣接する市として、どうこれに対して取り組みをしているのか、お聞きをしたいと思います。

青少年への影響はどのように感じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、ギャンブル依存症への対策、対応について、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の3番目のカジノ誘致についての2点目、本市の見解はどうかについてをお答えをいたします。

I R誘致については、和歌山県が地域振興事業と掲げ、誘致に向けた取り組みを進めており、経済の活性化、雇用の拡大、観光客の増加等による地域活性化につながる事業であると認識はいたしてございます。しかし、現状は特定複合観光施設区域の認定までには至っておらず、隣接市の市長としての見解を申し上げる段階ではないと考えております。

今後、国から基本方針が公表され、それに基づき、和歌山県が定める実施方針が策定され、I R事業者の公募、選定、区域整備計画の作成と地域認定に向けた手続が進められていくものと思いますが、その推移を見守ってまいります。

その他のご質問につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　尾和議員の1点目、I R・カジノの現状認識についてお答えいたします。

和歌山県がＩＲを核に、県内を周遊し、長期滞在していただくリゾート型ＩＲの誘致を目指しており、国の基本方針の公表時期にもよりますが、春ごろまでに県が実施方針を策定して、ＩＲ事業者を公募し、秋ごろには事業者を選定、その後、選定されたＩＲ事業者と共同で区域整備計画を作成し、パブリックコメントの実施や和歌山市の同意などの手続を経た上で、県議会の議決後、国土交通大臣に認定申請の予定であると認識しています。

また、県ではＩＲ事業用地を購入するため、12月議会でＩＲ事業用地売買の停止条件付契約の債務負担行為の議案を可決し、現在、和歌山マリーナシティ株式会社との仮契約が完了していると聞いております。

次に、3点目の影響を受けるのは岩出市であるが、どう考えているのかについてであります。和歌山県がＩＲ事業者と共同で作成する区域整備計画が作成されていない中、具体的な影響を把握するのは困難であります。

しかし、県の試算では、経済波及効果としてＩＲ来場者数は年間約400万人、建設投資額約2,800億円、運営等による経済波及効果は年間約3,000億円、運営等による雇用創出効果は約2万人と算出されており、近隣市である岩出市にもＩＲによる誘客効果や雇用創出効果が期待され、地域活性化に資する有効な手段であると考えています。

また、一方で懸念される社会的問題として、反社会勢力の介入や風紀への悪影響などの不安要素に対する対策につきましては、県において誘致が決定された場合、適切な管理と隔離で克服できるものであると考えております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目の青少年への影響はどうかということですが、ＩＲ整備法では、国が施設整備のための基本方針を定め、都道府県は国の基本方針に即した実施方針を定めなければならないとされており、県におきましては、先日までこの実施方針案についてのパブリックコメントを実施しております。現段階において正式な実施方針はまだできてございません。ただ、実施方針案においては、和歌山県は青少年の健全育成のため、依存防止に係る啓発活動、学校等での依存症予防教育、ＩＲ区域や周辺商業施設における青少年の保護、育成等を強力に推進すると記載されており、また、国の基本方針において、事業者はＩＲ整備法に義務づけられている20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を確実に実施するとされてございます。

いずれにしましても、岩出市は和歌山市に隣接しておりますので、県の実施方針

が策定された段階で何らかの動きがあるものと想定しており、本市としましては県の実施方針に基づき適切に対応してまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の5点目、ギャンブル依存症への対策はどうかにお答えします。

ギャンブル依存について、市に相談があれば、岩出保健所や岩出市にある専門医療機関、岩出市障害者児者相談・支援センターと連携を図り、対応することとしています。

なお、岩出保健所では、月2回、医師による心の相談も実施しております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 ギャンブル依存症、カジノ誘致の問題については、今ご答弁、岩出市の考え方を聞きましたが、基本的に賛成だという姿勢で臨むということでしょうか。これについて確認をさせてください。

それと、今、ギャンブル依存症の問題も出ているんですが、カジノの問題については、ギャンブル依存症、マネーロンダリング、治安の悪化というのが、3点言われております。日本でのカジノ解禁によって、ギャンブル依存症の増加というのは目に見えております。日本では、既にパチンコ、パチスロ等によるギャンブル依存症に蔓延していると言われており、日本人の人口の3.6%、この方がギャンブル依存症であると医学的にも発表されております。

また、これはドイツが0.2、イタリアが0.4、カナダが0.9、スイスが1.1、フランスが1.2、オランダが1.9で、飛び抜けて日本のギャンブル依存症の疑われている人はいてるということでもありますので、ここら辺もやっぱりギャンブル依存症の問題について、真剣に取り組む必要性があると私は思っております。

現在、新たな問題として、カジノができるとさらに増加をするという問題もあります。現在、政府はカジノ解禁を機に、新たなギャンブル依存症対策というものを乗り出しておりますが、この依存症対策だけでは、根本的に解決するものではないと私は考えております。

また、マネーロンダリングにおけるこの問題については、違法な手段で麻薬取引や脱税、反社会的組織の犯罪など、得た資金の出所がわからなくさせ、不当な方法で得た資金を見せかけにする犯罪がふえると言われております。

このような状況の中で、今のカジノの問題で、韓国では鉾山閉鎖後の発展のため

と言いながら、カジノ誘致をした結果、どうなっているのか。カジノ周辺、消費者金融、風俗店が建ち並び、カジノでお金をなくした人が周辺のサウナ等に住みつくカジノホームレスが急増していると言われております。この治安悪化に対して、韓国ではパチンコを禁止することと同時に、国内のギャンブル依存症患者が集中していることや、依存症対策が不十分であることなどから、さまざまな取り組み、問題を引き起こしておるということも、この治安悪化に絡めて知っておくべきであると私はそのように考えますが、岩出市の考え方についてお聞かせください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

岩出市として、ＩＲ誘致について、市は基本的には賛成かどうかという件であります。先ほど市長も申し上げましたように、国から基本方針が公表され、それに基づき、和歌山県が定める実施計画が策定され、ＩＲ事業者の公募選定区域整備計画の作成と区域認定に向けた手続が進められてくると、こういうことでありますが、最終的には議会の皆様にもご意見を伺うことになる、このように考えてございます。

○田畑議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　再質問にお答えいたします。

当市といたしましては、立地市町村等に当たらないため、具体的な行動はできませんが、ＩＲ事業者が決定し、県の区域整備計画が明らかになり、近隣の地方公共団体の意見を表明する機会があれば申し上げるべきことは申し上げてまいります。

ただ、この件に対しては、メリット・デメリットがありますので、慎重に市として対応していかなければならないと考えております。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えします。

ギャンブル依存症関係についてですが、ギャンブル依存症は、ギャンブルだけでなく、依存の問題については専門家にかかわることが必要となってきます。保健所には精神保健福祉士等も勤務してございます。専門的な相談を受けることができます。さらに保健所から県の精神保健福祉センターにつないでいただくことで、回復に向け、認知行動療法を使った心理プログラムを受けることもできますので、市としても協力していきたい、連携をとっていきたいと考えてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 具体的に、そうしますと、提案がされたときに、そういう行動計画が出たときに、岩出市の態度を表明するということでしょうか。今聞きますと、慎重に対応したいということをおっしゃってくださるんですが、基本的に、やはり I R・カジノ誘致については賛成であるという理解でいいのかどうか、再度確認をさせてください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 市としての見解なんです、懸念される社会的問題などの対策につきましても、国・県において実施することが責務であると考えておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時25分)

再開 (14時40分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 4番目、防災行政無線の問題点ということで、ご提案並びに質問させていただきたいと思います。

岩出市の現行ある行政無線に関してであります、市民の声は、理解できないことがあると。その中でも、子供や岩出市に在住する外国人にもわかりやすい言葉で放送してほしい。また、平常時は聞こえても、昨今の機密性の高い住宅には、何を放送しているのか聞き取れない等々、困っている。今年度予算で計上されておりますこの改修であります、これらの全ての問題を解決するのでしょうか、疑問であります。

そこで、私は2点について質問させていただきます。

まず第1点は、市は今ある放送の現状をどのように認識しているのか、見解をお聞きをして、子供や外国人にわかりやすい言葉による放送をどのように心がけておられるのか、ご見解をお聞きをしたいと思います。

また、2番目に、雨や風、反響して聞き取れない障害を解消するために、これにあわせて戸別受信機の全戸配布計画をすべきであるというふうに私は考えておりますが、この予算と計画についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の4番目、防災行政無線の問題点のまず1点目、子供や外国人にもわかりやすい言葉による放送ということで、現状の市の見解ということについてお答えをいたします。

現在の防災行政無線による放送は、平成30年度から実施している同報系防災行政無線デジタル化に伴う操作機器更改により、昨年8月から文字入力による機械音声放送を実施しており、正確かつ均一の内容での放送、発音の明瞭化や放送者の声質による聞き取りにくさの解消などに努めております。

また、平易な言葉を用いたり、文節ごとに区切った放送を行うなど、放送内容においても聞き取りやすさの改善に努めております。

外国人の方に向けては、現時点で市内放送は外国語に対応しておりませんが、防災関連情報については、市ウェブサイトからも発信しており、自動翻訳機能を利用し、英語、中国語、韓国語に対応可能としております。

次に、2点目の雨風等で反響して聞き取れないと、そういうことでの戸別受信機の全戸配布の予算あるいは計画、そういうのがあるのかどうかということについてであります。気象状況などにより無線放送が聞き取りにくい場合なども想定されることから、災害情報等の伝達には放送内容を再度聞くことができる電話応答サービス、それと岩出市安心・安全メール、あるいは防災わかやまメール配信サービスなどの登録制メール、それと緊急エリアメールなどの強制配信を行うものや、市ウェブサイトやSNS等の複数の手段を用いることとしております。

戸別受信機につきましては、今申し上げました複数の情報伝達手段を用いていることから、現時点で全戸配布等の予定はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 聞き取りにくいという解消のために、行政無線が今年度予算で計上されておりますが、戸別受信機については、岩出市もご存じやと思うんですが、防災行政無線の戸別受信機等に関する地方財政措置として、緊急防災、減債事業債として、地方債の充当率は100%、それから特別交付金措置として、設置率に応じて70%を

国が面倒を見ますよということで、予算措置がされておまして、各地方自治体においても、これが集中豪雨等によって聞き取りにくいところに、各家庭に戸別に配布をして、そこから聞けるような状況をつくり出していくということで、戸別受信機の設置を国自体が推奨をしております。

そこで、岩出市においては、この事前調査のときに、予算と設置費用と合わせて幾らぐらいかかるのかと試算をしていただきたいということを申し上げておったんですけども、今の答弁では回答が漏れておりますので、再度お聞きをしたいと思います。

あわせて、聴覚障害者、それから視覚障害者対応についての問題も含めて、どのように解決していくのか、再度ご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、戸別受信機の設置費用等、防災行政無線のデジタル化を導入する際に検討したのかということでございますが、費用については、その当時、概算でいきますと、本体が5万円、アンテナが1万円、労務費が4万円、計10万ということで、1件当たり10万円程度の費用がかかるというふうな概算をその当時はしております。

○尾和議員　財政措置を利用するという考えはなかったのか。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員の言われている財政措置を利用しての設置を検討しなかったのかということでございますが、これにつきましては、最初の答弁でもお答えをいたしておりますが、聞き取りにくい場合には、他の、現在は電話応答サービスとか、岩出市の安心・安全メールとか、そういった補完する情報伝達手段がございますので、特に財政面での検討というのもしてございません。

○尾和議員　視覚障害者、聴覚障害者の対応についてはどうなんですか。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再質問についてお答えします。

聴覚障害者につきましては、ファクスを利用して送らせていただいております。

なお、視覚障害につきましては、聴覚のほうはそのまま聞こえますので、無線と同じような形になります。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総務部長が答弁されました件なのですが、本体が5万円で、1万円と、1戸について10万円かかるという答弁をされました。私が各市町村の戸別受信機を設置している市の担当課に電話したら、本体自体は1万円で購入できますよと。購入できて、設置費用については業者が設置するので、大体1万円ぐらいかかるなど。全部合わせても2万円程度。岩出市の場合、岩出市の1戸当たりの金額としては、その程度やというように理解しておるんですけども、10万という金額はどこで出るのかようわからないんですが。

2回目の質問のときに私言ったんですけども、再度申し上げますと、地方財政措置として、本体と戸別受信機を一体で整備する場合、地方債として10%の地方債を充当することはできますよと。これは平成29年から平成32年度の事業として取り組みをしてくださいと。国も戸別受信機単独だけであれば、措置として70%の形でできますよと、国は出しますよという、お金を出しますよということですから、そういうものを利用して、放送だけで、行政無線だけで聞き取れないというところをカバーするためにも、この制度を利用して、なぜ積極的に取り組まないのかと。災害に対する取り組み姿勢を問われていると私は思うんですよね。再度答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

地方債を活用して、財源は充当できるということで、戸別の受信機を各家庭に導入する考えというのを検討しなかったのかというご質問であったかと思います。

本市としては、まず、確かに気象状況により無線放送が聞き取りにくい場合、想定されるということで、ただ、その場合は、先ほどから申していますように、電話の応答サービス、あるいは岩出市の安心・安全メール、防災わかやまのメール配信サービスなどの登録制メール、あるいは緊急エリアメールの強制配信などでカバーできると考えておりますので、財源の話もそうですが、そういった代替の情報伝達手段を用いることができるので、全戸配布等は考えておりません。

それと、全戸配布という話であります。令和2年2月末で世帯数は2万3,298世帯、岩出市には世帯数ございます。尾和議員がおっしゃるように、1世帯2万円としても4億6,596万円かかるというような形にもなりますので、そういった点で検討はしてございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、５番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　５番目の質問をします。和歌山市の水道漏水事故、本市の対策はどうかということでもあります。

そこで、これは午前中の質問の中でもされておりますので、ダブるところについては省かせていただきたいと思います。この断水、中止によって和歌山市においては非常に市民に対する影響があったということで、多大な迷惑をかけ、申しわけありませんでしたと。尾花市長みずからが謝罪をして、報酬の減額を３月議会で提案して、それを可決しております。

そういうことにならないように、岩出市においても、和歌山市で起きた漏水管路事件に対して、十分そのことを岩出市も認識して、これからどうしていくのかということが問われているわけでもあります。

そこで、和歌山市の漏水時の原因は何であったのか、１点目ですね。

２点目は、本市で発生するようなことはないのか。

３点目は、古い老朽管の水道管、現在どれぐらいあって、それに対する事故対策の取り組み、漏水管の設置率は、午前中の中で言われておりましたが、それを変えるために年次計画をとってやる必要があると思うんですが、そこら辺について、取り組みの中でどうしていくのか、ご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの５番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長　尾和議員のご質問の５番目、和歌山市の水道漏水事故、本市の対策はについての１点目、和歌山市の漏水時の原因は何かのご質問にお答えします。

和歌山市での漏水の原因として、報道でも示されているとおり、水道管の老朽化ではなく、埋設されていた２本の材質が異なる水道管が道路の振動等による沈下で接触し、異種金属腐食の現象により腐食したことが漏水の原因と考えられております。

次に２点目、本市で発生することはないのかのご質問にお答えします。

本市では、岩出市上水道工事設計基準書に基づき、水道管の離隔を５０センチ以上確保して埋設していることから、今回の和歌山市における漏水事故のような事案は考えにくいと思われます。

次に３点目、古い水道管は現在どのくらいあるのか、及び事故対策の取り組みはどうかのご質問にお答えします。

本市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用するものとして延命を行っています。市で位置づけている60年を超えた老朽管はございません。本市では、漏水事故を未然に防ぐため、毎年、専門業者による漏水調査を実施し、早期に修繕を行っています。また、石綿管については、平成19年度に改修を完了しておりますが、古い開発地の中の移管された水道管では漏水が懸念されるため、引き続き調査を行ってまいります。

なお、毎月、事業部と連携し実施している道路パトロールにおいても、漏水の早期発見に努めております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、水道管について、法定耐用年数については約40年だということを言われながら、1.5倍の耐用年数があるということをおっしゃっておりますが、水道管の法定耐用年数というのは40年と一応決めておるわけですから、40年を超える水道管については、順次替えていくという事前事前の取り組みが必要であろうと、私は考えております。

和歌山市と同様のことは起きないということではありますが、全然ゼロかということ、そうでもないというふうに私は認識しておりますので、ここら辺についてどうしていくのか。今後、老朽管の問題については、年次別に計画を立てて、新しい水道管に替えていくという計画はあるのかなのか、これについてお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、先ほど申し上げました水道管の40年ということですが、これは法定耐用年数は40年とされてはいますが、この40年というのは、地方公営企業法に基づく固定資産の減価償却に用いる年数でございます、実際にはそれ以上の耐久性がございます。

このことにつきましては、厚生労働省の示す管路更新基準となる実使用年数により、管種等を勘案して、60年を実質的な耐用年数と想定してございます。

また、岩出市では、和歌山市で起こったような異種金属腐食を起こす可能性があるところにつきましては、既に絶縁性の被覆を行っております。

それと、更新の計画につきましては、アセットマネジメント計画に基づきまして

更新を行ってまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 更新計画については、今後やっていくということではありますが、具体的に更新計画の内容についてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

アセットマネジメント計画で、水道管の布設時期が重要度等により優先順位を定めており、順次改修を実施してまいります。現在においては、主に下水道事業に伴う移設工事により、配水管の更新及び耐震化を進めてございます。

令和2年度において、アセットマネジメント計画に基づき、基幹管路の基本設計を作成し、中長期の財政支出の見通しを立てまして、計画的に更新を行ってまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 最後になりますが、子育て支援について、今回は質問させていただきたいと思います。

中でも、今回、多胎児、児童への支援についての件であります。

最近、痛ましいニュースで、昨年、2018年の1月16日に、愛知県の豊田市で生後11カ月の三つ子の次男を床にたたきつけて死なせたという。その後、30歳の母親に傷害致死の罪で懲役3年6カ月という実刑判決が言い渡されております。その後、控訴をしておりますが、その中で、野村裁判長の判決理由は、生後わずか11カ月の無抵抗、無防備の乳児を1メートルを超える高さから強い力でたたきつけ、生命身体に対する危険性が高く、悪質と指摘をして、次男らの鳴き声に対するいら立ちをぶつけたという動機はまことに身勝手で、しかも過剰な反応として、一方で、被告は鬱病に罹患している中で、負担の大きい三つ子の育児を懸命に行っていたとも述べております。

豊田市の事件では、母親は、2017年に不妊治療の末、三つ子を出産し、妊娠期には夫婦そろって市が主催する育児教育に通い、夫は半年間の育児休暇を取得するなど、育児に向き合おうとする様子がうかがえていたと言われております。

しかし、三つ子の育児の負担は過酷だ。母親は三つ子に対して、毎日24時間以上、ミルクをあげており、1日1時間も眠れない日が続いておったと言われております。そうした母親を継続的に支えることができる人は周囲にはいなかったと言われております。夫はおむつ替えに失敗したり、子供をうまくあやせなかったりしたため、次第に耐えることができなくなったという。実家の両親も祖父母の介護に追われ、この育児支援にまで手が回らなかったと言われております。

事件を防げたかもしれない場面もあった。2017年の5月、三つ子の母は、豊田市が実施した3・4カ月の健康診査の際、問診票の子供の口を塞いだという欄に印をつけていたと言われております。また、長男の背中にあざが見つかった。いずれも担当の保健師や医師が母に事情を聞いたものの、虐待と断定できる根拠はなく、行政が家庭に介入することはなかったと言われております。

そこで、多胎児にスポットを当て、私たち市民派の近畿圏議員協議会の中で取り組まれておりましたので、この問題について、岩出市においてもどうしていくのか、聞いておきたいと思ったわけであります。

最近、双子のお子さんを育てている方に、子供玩具店でお会いし、話を聞きました。まことに大変な子育てだなと、そのように私も感じております。そういう中で、岩出市において、この支援の現状と今後の対応について、どうすべきかを質しておきたいと思います。

まず、産後支援についてであります。岩出市ではどのようにされているのか。

多胎児出産の岩出市における状況はどうか。その支援についてどうされているのか。

3番目に、当然、多胎児の乳児を育てるためには、男性の協力は不可欠であります。その育休について、どのように認識をされているのか。

これについて質問をいたします。ご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員ご質問の6番目の1点目、産後支援についてにお答えします。

昨年4月からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築しているところであります。産後の支援に関しましては、産婦健診を産後2週間、産後1カ月の2回実施しています。また、産後ケア事業として、出産後、家族などから支援を受けられず、体調や育児に不安の

ある産婦が安心して子育てができるように、訪問型、デイサービス型、宿泊型を実施しています。訪問型は、助産師と保健師による訪問指導、デイサービス型は、医療機関、これは産科であります、での母乳相談や母体の精神的な休養の場の提供であり、宿泊型は、医療機関、同じく産科に、母子で宿泊し、母体管理や生活面の指導を行うものです。

2点目、多胎児出産の現状と支援についてにお答えします。

多胎児出産については、平成29年度で双子が2組、三つ子が1組、平成30年度で双子が4組、今年度で双子が3組、生まれております。妊娠中から医療機関と連携を取り、妊娠6カ月で電話連絡し、必要であれば助産師と保健師のペアで訪問しております。その後、妊娠8カ月でも電話連絡と訪問により支援をしております。出産後も引き続き医療機関と連携し、早期に訪問による支援をしております。

次に3点目、男性育児休暇の取得についてですが、市民の状況については、昨年度実施した第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の結果によると、育児休業制度を利用した父親は3.4%となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 そこで、これ多胎児出産の問題についてですけれども、なぜ多胎児出産が多いかという背景なんですけれども、不妊治療とかそういうことで、婚期が遅くて、高齢者が出産しますと、人口比で占める厚生労働省の発表では、40歳から44歳で2.71%、30歳から34歳では2%ぐらい、100の出産があれば2人ぐらい、それから45歳では5組程度、まあ6組ですね、5.95%ですから。そういう背景があって、双子の赤ちゃん、三つ子の赤ちゃんが出産をしているということやと思うんですが。

今、部長のほうから、子育てに対する申し入れの取り組みなんですけど、これ枚方市の私の知っている議員のほうからいただいたんですが、枚方市のほうでは、多胎児出産においては、申し込みをして、その後、育児援助、乳あげたり、おむつの交換やったり、沐浴したり、育児援助等、家事援助という形で食事の準備、片づけ、居宅等の掃除、整理整頓、衣類の洗濯、補修、生活必需品の買い物、日常的な家事等をしていると。1回2時間で無料として、支援制度があるということであるんですが、今の答弁では、そういう制度は、岩出市には、言っていたらやりますよということじゃなくして、具体的に、そういう育児支援、家庭訪問事業という制度が構築されているのかどうか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、2点目は、同じく、子育て家庭の支援の1つとして、ファミリーサポ

ートの利用についても取り組みをしておられます。

それから、3点目は、保育所入所の際に、多胎児を育てる親の負担や多胎児だからこそある子供同士へのつながりを絶つようなことのないよう希望されている家庭が、なるべく同じ保育所に通うことができるように、利用調整の際の加点を追加すべきだということで取り組みを実際にされておるんですが、岩出市では、そういう具体的に取り組むはされているのかどうか、ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、枚方市でやっているような多胎児の出産したときの育児援助、家事援助みたいな制度があるのかということなんですけども、養育支援訪問事業という形で、現在、生活支援課のほうで対応はしております。

それから、ファミリーサポートセンターにつきましては、岩出市の委託先がございまして、利用していただくことはできます。

あと、多胎児についての同じ保育所にするのかとかというお話ですけども、先ほど申し上げましたように、多胎児の数がそんなに大きな市ほど多くはございません。同じ保育園にするとかというようなことはしておりませんけども、先ほど、部長のほうから答弁ありましたように、多胎児の子育てというのは非常に大変ですので、保健師がその都度連絡をとって、産前から訪問しているような形でケアをとっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、課長が答弁いただきましたが、支援なんですけども、時間とか、無料なのか、有料なのか、こちら辺については、1回何時間を想定されておるのか、こちら辺については具体的に岩出市はどうなっていますか、ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

済みません。生活支援課のほうでやっておるもので、あれなんですけども、養育支援訪問事業につきましては、家庭相談員が行っておるんですけども、訪問については無料なんですけども、事業については一部有料というふうになっているそうです。それと、時間については2時間です。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市来議員。

○市来議員　14番、市来利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス対策についてです。

先ほど、尾和議員のほうからも質問がございましたが、私の視点でこの問題について質問を行いますので、答弁をよろしく願いたいと思います。

状況が日に日に変わっていく中で、行政としても情報収集に努力されているところだと思います。その情報をもとに、対策・対応を具体的にスムーズに実行できるようにすることが、市民の安心・安全にもつながります。

市としての対応には限界もあると思いますが、国・県との連携を強め、そして、できる限りの対応を求めるものです。市民の命と暮らしを守るために、ぜひ国や県にも声を上げていただきたい。そして、私たち日本共産党としても地域の実態に合った声、要望を国や県に上げてまいります。

新型コロナウイルスが発生し、岩出市でもどのように対応しているのか、また、どのように対応するのかは、市民にとっても知りたい情報の1つでもあります。私は、新型コロナウイルス発生後、岩出市としてどのような対応をしていくのかということをお聞きしたところ、新型インフルエンザ等対策行動計画をもとに進めると伺いました。

そこで、コロナウイルスに対する市の対策と今後の対応について、お考えをお聞きいたします。

2つ目は、子供たちへの対策と対応について。

3つ目は、公衆衛生上の緊急事態による影響を受ける諸産業の現状認識と対応はどうか。

4つ目は、当市での観光産業、地域経済の影響についてお聞きをいたします。

5点目は、岩出市のインフルエンザ等対策行動計画は生かされているのかをお聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　市来議員ご質問の1番目の新型コロナウイルス対策についての1点

目、市の対策と今後の対応について、及び５点目、岩出市インフルエンザ等対策行動計画は生かされているのかについて、一括してお答えいたします。

先ほど、尾和議員への答弁にもございましたが、市では新型インフルエンザ等対策特別措置法、国及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画において示されている基準事項等を踏まえ、新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年４月に、岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

今回の新型コロナウイルスへの対策についても、本行動計画に基づき、２月12日に第１回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催し、以降４回の連絡調整会議を開き、２月26日の首相のイベント等についての要請に鑑み、岩出市における対応方針を定め、国の動向を見て、随時見直しを行っております。

また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、３月２日に岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市の行動計画に基づき、各部局の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員ご質問の１番目の２点目、子供たちへの対策と対応についての学童保育における安全対策についてですが、国からの通知等に基づき、安全対策の徹底を図っております。まず、子供への対策としては、預かり前の検温、手洗い、うがいの徹底、手指消毒用アルコールによる消毒を行っております。また、学童保育中は、できる限り子供同士の距離をとる工夫や戸外遊びをふやすなど、感染予防に努めております。

指導員についても、出勤前の検温、手洗い、うがい、手指消毒のほか、マスク着用の徹底を行っております。

環境面については、小まめな換気とドアノブ、机、玩具、本などのアルコール消毒を行っているほか、消毒用噴霧器を購入し、各学童保育教室に設置しております。

今回の休校措置により、保護者が労働等により昼間、家庭にいない、特に小学校低学年の子供については、学童保育が重要な居場所となりますので、今後も国・県等の指導や助言を参考に、安全対策の徹底に努めてまいります。

次に、３点目についてですが、医療機関につきましては、地域の中核病院である公立那賀病院に対策を確認したところ、来院患者には発熱の有無を聞き、トリアージを行い、必要であれば別室での診察を行っており、さらに入院患者への面会制限も行っているとのこと。また、那賀医師会に確認したところ、市内の病院や診

療所についても、県からの通知に従い、それぞれで対策を講じているとのこと。

介護施設の現状につきましては、市が指定権限のある介護施設等に対しましては、国が示す対策の徹底について、定期的に通知による周知を行っているところです。県の指定している施設については、県から通知してございます。施設の対応状況については調査は行っておりませんが、機会あるごとに現状について聞き取りを行うようにしています。それぞれの施設において、感染症対策に努められており、マスク等につきましては、在庫をやりくりして対応しているところが多い現状です。国は介護施設等に対し、マスクを配布予定としておりますが、配布数の詳細等につきましては示されておられません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 市来議員、2点目の子供たちへの対策と対応ということで、小中学校の児童生徒への対策と対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染者が全国的に拡大している現状が続く中、和歌山県内において、本日、現在で17名の感染者が発表されており、1名の方が亡くなられてございます。

そんな中、2月27日、安倍総理みずから3月2日から春休みまでの期間、全国の小中学校の臨時休校を要請するという発表がございました。この緊急要請を受けて、県教育委員会から同様の措置を求める要請があり、岩出市教育委員会としても要請を受け、さまざまな角度から検討した結果、3月2日から3月24日までの間、全小中学校の休校を決定してございます。

休業中の児童生徒の生活状況の把握につきましては、学童保育に来ている児童については、教師が出向いて確認していますが、学童保育に来ていない児童及び生徒については、各小中学校において電話連絡や家庭訪問による確認を行っております。また、教育委員会としましては、これまで登校時に市内パトロールを行ってまいりましたが、休校になってからは、毎日午後1時30分からパトロールを行っているところであり、また、青少年センターでは、午後2時30分から4時までのパトロールを行っております。また、3月11日には、岩出警察署、青少年センターと教育委員会合同で、ゲームセンター、カラオケ店、ボウリング場等のパトロールを行ってございます。

保護者の皆様に対しては、休校決定後の2月28日付で一斉休校について通知するとともに、連絡事項として、規則正しい生活を心がけるとともに、日々の健康管理を適切に行うこと、適切な栄養補給と休息をとる、人込みを避け不要不急の外出を

控える、学童保育の案内等について通知してございます。

また、休校して10日が過ぎた3月11日付で、不要不急の外出を控え、規則正しい生活を送るとともに、家庭学習に励むこと、軽い風邪症状がある場合は外出を控えることなど、感染予防に十分注意することを通知してございます。

教育委員会としましては、引き続き国・県の動向を見据え、児童生徒の安全面を第一に考え、必要に応じた対応をしてまいります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 4点目、当市での観光産業、地域経済の影響について、お答えいたします。

先ほど、尾和議員のご答弁と同様になりますが、観光面として、市が所管する観光施設2カ所の道の駅では、前年度1月、2月、3月の状況と比べて、来客数では、現在のところ特に大きな影響を受けている状況ではございません。

また、商工面におきましては、市内商工業者の状況について、常に岩出市商工会と情報のやりとりを行っているところ、一般的な話として、市内宿泊施設において、外国人の予約が全てキャンセルとなり、宿泊客が激減していること、市内飲食店等においても、通常時よりは来客が少なくなっているということは情報として得ておりますが、具体的な数字については商工会でも把握しておらず、報告も受けておりません。

今後も情報収集に努め、対策にあつては、国・県の方針に従い、迅速に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、学校の問題です。2月27日、安倍総理は、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請しますと発言しました。国民に伝わったのは午後6時のニュースでした。2月28日の文部科学省事務次官通知が出されていると思います。通知には、臨時休業の期間や形態については、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありませんと書かれています。大臣もこの通知と一致する見解を国会で繰り返し答弁されました。3月10日の記者会見でも、同じくあくまでも設置者の判断を尊重したいと思っておりますと言っております。

市は、総理大臣の発言を受けて休業とされておりますが、これをどう評価していくのか。今すぐ評価はできないというふうに、多分思われますが、今後、この問題

がおさまってきたら、あのときの休業は一体どうだったのかというのが、必ず評価できる問題となる点があると思います。それは今後に生かすためでもあり、それになってくるからです。今後、休業したことについての評価というのを、またやっていく、行う考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

続いて、学校休業によって学童を午前中から開設することになりました。子供たちの安全性、学童の指導員の安全性については、こちらのほうでは徹底されていると。ところが、学童では1メートル以上、子供たちの間隔をあけなさいだったり、もちろん突然の休校だったこともあり、指導員全ての方に徹底した感染症予防の形が通達できたのかというところに心配があるんです。それについては対策は徹底して、今現在も行われているという状況でいいのかどうかということをお聞きをします。

本日、先ほども言われました、文部科学大臣が発表しました。萩生田大臣が、原則として、学校再開されることとなると。この通知を受け、岩出市として、今後どうするのか、改めてお聞きをしたいと思います。

次に、子供たちにとっては、急な学校の休業によって長い期間の休みとなったわけですが、大変、子供の中には混乱を生じている可能性もあります。家庭の状況によっては、精神的、身体的な変化が見られる場合もある。こういった対応すべき学校再開に向けた対応策、今後どのように講じていくのか、この点をお聞きをいたします。

続いては、厚生労働省の計算式をもとに、朝日新聞が掲載したのですが、和歌山県の1日当たりのピークは、外来患者3,300人、入院患者1,900人、重症患者60人です。患者数のうち1%の致死率がある場合、和歌山県では約66人程度亡くなることになります。日本の現在の致死率は2%ですが、サンプル数が少ないので何とも言えません。アメリカの研究者は、致死率1%という見解を出しています。しかし、これも何とも言えません。ただし、罹患者のうち何人かは亡くなることは、はっきりしているということです。

厚生労働省が明らかにした患者数3,300人が和歌山県で発生した場合、全員を入院させることは不可能です。入院は1,900人という数値も実現は難しいと思います。現在、入院できるベッド数は、国が県ごとに明らかにしホームページで公表していますが、和歌山県では、現在、新型コロナの入院のベッド数は何床確保されているか、ご存じでしょうか。この点をお聞きいたします。

次に、3月18日に和歌山市の職員の方々が感染が1人発覚されました。翌、次の

日にも同じ市役所の同じ階にある同じフロアで働いていた方が感染が確認されたということが報じられています。そうした意味では、岩出市の職員の方々の中にも、コロナがいつ発生するかという状況がわからないんですが、そうした場合、やはり市の職員、庁舎内の混乱、また市民のサービスへの影響というのが出てくるかと思っています。その辺を具体的に、市も想定内をして、どういう対策をとろうとするのか。どういうふうにやっていこうという想定がされているのか、この点をお伺いしたいと思います。

次に医療機関の実態をお聞きしました。那賀病院の機関で、入院患者の対応だったりという話をされたんですが、ちょっと先ほども出たように、今、私がよく聞くのは、医療機関にマスクがないという話をよく伺います。先ほど、市がサージカルマスクが、今現在、備蓄が1,450、私、物すごく少ないなという実態が思ったんです。というのは、有田市なんかでは、備蓄が16万8,000枚から備蓄されていて、そうしたものを配布して、医療機関に配ったり、妊婦中の方々に配ったり、これは国から、発生しているんで、という部分があると思うんですが、マスクの備蓄というのは、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと。

今、発注している。もちろん全国で発注されているんで、ないのは当然ですけど、なぜふだんから備蓄が必要なのかというと、災害が起こったときに、例えば、それが避難所で生活をするに当たっては、必ず全国で避難所生活された方に起こっているのは、やっぱり感染症なんですよ。そのためにマスクを市が備蓄しておくことによって、例えば、避難所にいる方々にという部分で考えれば、マスク数をもうちょっとふやしてもいいんじゃないかと。

例えば、ほかの市の状態では、医療機関がマスクが足りないというところには、市が積極的にそういうところを出して、そして市民の生命を守る。診察ですよ、ふだんの診察もあるんで、そういうのをやっています。

N95マスクが3,390あります。例えば、N95マスクというのは、多分、医療機関で働いている方やったらご存じだと思うんですが、最強のマスクで、感染症には先生方が必ず移らないためにするには必要なマスクです。これだけの備蓄があるということで、先ほど言われたマスクの状況についても、しっかりと地域の医療機関の現状をつかんだ上で、必要ならば、今後、PCRの検査がどう広がっていくかというのも可能性としてあるわけですよ。その中で、N95マスクが足りなくなった場合に、岩出市としても、そのマスク、提供することができるのかどうかも含めての検討はどのようなになるのか、その辺をお聞きをしたいと思っています。

観光・地域経済の話をお聞きしました。私は、積極的に岩出市の現状の中身をぜひ掌握してほしいと思うんです。というのは、働いている方々がおられる中で、働いている方々の賃金が、休みになったり、仕事がなくなったことによって給料がもらえないとか、そういう実態が起これば、必ず生活に直結する問題です。何が対応できるか、何を対策できるのか、国に県にどう声を上げるのかというのは、自治体が積極的にそういう声を拾い上げなければならない問題だと思います。

そういう意味では、地域経済の問題をもっともっと積極的にそういう報告が上がないのではなく、どういう状況かというのを捉えてほしいんです。というのは、やはり隣の紀の川市などでもそういった情報をつかまえ、積極的に反映できるように情報をとっているという現状もありますので、その点について、ぜひお願いしたいと思います。

次に、行動計画について、岩出市としては、これでやっていくんだということがありました。この冊子の中身、読ませてもらいましたが、コロナウイルスに対してはとても有効ではないかというふうに感じています。この基本的な中身を今度は具体性に加えていくことによって、大きな混乱が生じてはいかないのではないかと受けとめます。

計画の中にもある感染拡大を可能な限り抑制し、市民の命及び健康を保護すること及び市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを達成するための戦略を実現する具体策について、1、実施体制、2、サーベイランス・情報収集、3、情報提供・共有、4、予防・蔓延防止、5、医療、6、市民生活及び市民経済の安定確保などなどが多岐にわたって書かれているわけなんですけど、その中の医療についてお聞きしたいと思います。

まず、計画上では、岩出保健所内に設置される帰国者・接触者相談センターほか、市役所内や総合福祉センターにも相談窓口を設置し、市民の不安や相談に答えるためのその周知を徹底するとあるが、相談センターの開設はされていますでしょうか。というのは、私のところにも、コロナウイルスが発生してすぐですかね、発熱が出たということで大変不安に感じておられる市民の方からの連絡がありました。もちろん接触者外来に電話することを訴えましたが、そこでは何も対応が大変悪かったというご指摘をいただくような不安の声をいただいたわけですよ。

そういう声を全部市が拾い上げながら、それを県に上げる、国に上げるということを窓口の1つとして、私はやる必要があるのかなと。だから、開設はどうか。やっているのかどうか、お聞きをいたします。

次は、計画の中の情報提供・共有の点で、地域経済への対応策は先ほども言いましたけど、今、国では学校がお休みになって、仕事を休まなければならなくなった保護者に対する支援策だったり、県でも収入が少なくなった方への制度、失業された方向けの制度だったり、休業された方向けの制度だったりというのを実施することになりました。情報提供、これ的確に受けようと思えば、やはりどんな制度なのかじゃないですけど、相談、市民の方が該当するのか、事業所が該当するのかも含めて、やっぱり市としての情報提供できるような対策、新型コロナに対する生活支援窓口や相談受け付け、こういったことを行うサポートづくり、サポートできる仕組みが必要ではないかと考えます。

こういう経済対策を国からおりてきたり、県からおりてきたことに対して、しっかりと市がこういった情報を提供する場を与えるために、そういったサポート事業、支援窓口というのはできないものか、そういう取り組みを必要と考えますが、それについてどうか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほど尾和議員の質問にもお答えしましたが、休校の判断が適切であったのか、過剰反応であるのか、これ現時点では結論を出すことはなかなか難しいと思います。したがって、収束を迎えた時点で検証すべきであると、このように考えております。

それから、検証、評価というお話がございました。当然、今回、感染症が発生した段階で、例えば、教育委員会、いろんな対応してございます。これについては、今後に生かすということで、特にイベントにつきましては、リスク評価というのをやっております、このイベントはこうこうこういう、例えば参加者が何人である、場所はどこである、換気性、通気性はどうか、そういう評価を行って、後々、保存していこうと、こういうことをやってございます。

それから、児童生徒の個々の状況でございますが、今、特にこの児童が、生徒がどうであるというような情報は入っておりませんが、学童保育に来ている児童については、教師が出向いて確認をしています。学童保育に来ていない児童生徒については、各学校において電話連絡や家庭訪問による確認を行っているということです。

いずれにしても、個々の問題につきましては、今できること、もしあれば対応してまいります、学校が再開した段階で、それぞれの課題としたいと思います。

それから、4つ目に、再開についてどう考えるのかということでございましたが、

今週中に政府のガイドライン示されると思いますので、このガイドラインに基づいて、岩出市の現状に合った対応をしてまいりたいと思います。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員、再質問にお答えいたします。

学童保育の安全対策等につきましては、先ほどの答弁でもございましたように、徹底した消毒等の指導等は行っておりますので、今後も引き続き徹底した安全対策の指導を行っていきたいと考えてございます。

続いて、和歌山県のベッド数ということなんですけれども、現在、第二種感染症指定医療機関の病床数、和歌山県内では30床という形になってございます。ただ、今回、新型コロナの発生した段階で、一部和歌山市において増床したということは聞いてございますが、正確な数字については、現在持ち合わせてございません。

それから、マスクの備蓄数についてですが、先ほどの答弁もございましたように、1月の段階で少ないということで発注をかけたのですが、現在のところ物が入ってこないということで、現在の数になってございます。

ただ、先ほども言いました、マスク、N95については、一部、希望があれば配布できるかと考えてございます。今後も備蓄数等については、計画的にそろえていきたいと考えてございます。

続いて、相談センターの窓口、開設しているかということなんですけれども、相談センターとしての窓口は、現在、開設はしてございませんが、問い合わせ等あった場合には、関係機関、保健所等に連絡したりということで、連携をとって相談に応じておるということでございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

市の職員において感染者等が確認された場合の具体的な対策等、考えているかどうかというご質問であったかと思います。職員に感染が確認された場合は、保健所による濃厚接触者の確認などの疫学的調査への協力、それと指定範囲の消毒の実施などを行うこととし、保健所の指導に基づき、職員の感染予防対策を行い、速やかに通常の業務体制をとれるよう、対策を実施したいと考えてございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

地域産業や地域経済への影響についての対策はにつきましては、国からは事業者向けの情報も提供されており、事業支援としてセーフティネット、融資保証枠の拡

大や要件緩和、小学校等が臨時休校となったことに伴い、子供の世話をする必要がある労働者に年次休暇と別に有給休暇を与えた場合の企業に対する助成金の交付、テレワーク導入に係る支援策など、関係省庁において、さまざまな支援策が実施、検討されているところであり、市としましても、国、県とともに、これらの支援策の実施に向け、引き続き情報収集に取り組んでまいります。

続きまして、商工関係の問い合わせとか窓口についてですが、県の商工観光労働部で、県内事業者を対象として、総合相談窓口・融資制度・経営相談・労働相談の窓口を設置しております。

また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び公益財団法人わかやま産業振興財団においても、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、相談センターですね、開設していませんというふうに答えられたと思うんですが、計画書に基づいて、計画書を生かしてやっているというのであれば、私はあるべきものではないかなと思ったんですよ。もちろんインフルエンザと違いますよ。コロナなんですけど、発生した場合は、岩出市民の不安や相談に答えるために、その窓口を設置するというふうになっているんですよ。実際、市内で出てないから、すごい他人事というか、そんな感じでしか受けとめられない。先ほどの行政の中でかかったらどうなるかというのも、ありきたりな対応、具体性がないと、すごく実感として思うんですね。

もちろん当たり前ですよ、保健所の指示に従ってて、やることって。違うんですよ。職員、大事にしないといけないことと及び市民だってサービスにかかわる大きな問題となるわけですよ。そこをどう受けとめているのかなというのがあるんやけど、それについてはちょっとまた後で。

相談ですね、なぜ相談窓口を置かないんですか。相談窓口を置くことによって、例えば、生活が大変になった方だってあらわれるかもしれません。なぜなら、少なくとも経済活動が弱まっている事業だって、かなりあります。実は私の中で相談があった中には、働いているところが、実際にはイベントを縮小されたために、イベントで使うものが発注が激変したと。そういう問題が実際起こってきているとか、そうなれば、生活に直結する問題であったとすれば、そういったしんどくなった場合、どこに相談行ったらいいのよというのも窓口もない。ましてや、熱が出たとき

に、こういう対応された、どうしたらいいですかと。やっぱり直接多くの方は、市民の窓口相談されると思うんですよ。

やっぱりちゃんとそういう不安に応えることが市の役割ではないかと。適正にそういう声を拾い集めて、その方に対してきちっとした対応をすること。そして、そうした声を反映できるようにする。その意味で窓口というのは大切だと私は考えています。

一つもそういった声を拾おうという意識がないんでしょうかというところに、物すごく不安を感じています。やっぱり市民のしっかりとした考え、思い、不安を聞いて、それを国に上げていく何なり、ましてや岩出市として独自の施策が必要であれば、そうした声をもとに、独自の施策を、対策をとっていかなければならない、そういったことではないでしょうか。そういう意味で、窓口は設置する必要があると思います。

和歌山県で確保されているベッド数は、現在、これ58床です。これ県に問い合わせました。全国では5,696床です。和歌山県に聞くと、県は1日80件の行政検査を実施しています。3月末もこの体制です。和歌山県は、現在、肺炎検査で感染者を発見し、発見したら濃厚接触者のPCR検査を行い、感染拡大を徹底的に防ぐという方針で、今動いています。そのために58床のベッドを活用して、全感染者を入院させ、治療を行っています。さらに、今、一般病院の一般病棟でゾーンを分けて、ベッド数を確保するよう要請しているとお聞きをしています。どれだけのベッド数が確保できるか、まだ数値は明らかになっていません。

市の行動計画の中にも患者が増加した場合、どうするべきか。計画を策定していく必要があると書かれております。感染爆発に備えた対応を具体化することが必要です。感染が流行して、感染経路が特定できなければ、新たなステージに基づく新たな対応が必要になります。その際は、肺炎になる患者を重点的に治療することになり、軽症の方は自宅で2週間療養する、こういうふうになってくると思うんです。そうすると、家族全員が感染する可能性も出てくる。その場合はお弁当や救援物資の支給、水の配給など、どういったことが支援ができるのか、考えられるのか。このことは新型インフルエンザの計画にも書かれています。

この段階になると、例えば、そういった対策を細かく打っているのか。計画書にはあるけど、いざなったときに、さあどうするねんという話ではなく、どういった対応をしていくのか。そういったことも、ほかの市ではきっちり、お弁当を支給することにしようとか、そういうのをきちっとやっているんですよ。

また、今度は保険税のことなのですが、例えば、蔓延、たくさんパンデミックが起こって、感染症が広がってきた場合、保険税の減免だったり、国保の資格証明書の発行停止やったり、短期保険証の無条件切り換え、保険税の徴収猶予など、さまざまな対策が必要になってくると思うんですが、こうした具体的な計画もあるのか、同時に。保険証がなければ病院に行けないというのではなくて、やっぱり感染が広がってきたときには、そういう症状があった場合には、すぐに行ってもらわなければならないと思う。その場合は、一体どうなるんやということが想定されているのかどうか。こういうことも必要ではないかと考えます。

対策の基本には、二つの柱があって、これは国民的合意を既に得られていると思いますが、一つは、医療的な対応、もう一つは、国民生活支援についての対応です。どうして国民支援の政策が重要なのか。ここを捉えていただきたいと思います。重要なのは、なぜ国民生活を守る必要があるのかという点、都市機能が破壊されたら、住民の健康と命が守れなくなります。この点を肝に銘じていただきたい。都市機能が破壊されたら、健康と命が守れなくなります。これを避けるために、国民生活を徹底的に守る必要があると考えます。こうした点をどのように理解されていますでしょうか。

住民の命と健康を守るために、ぜひ国、県に、岩出市の実態をつかんだ上で、必要であれば声を上げていただくとともに、積極的に岩出市独自で実情に合った財政措置を今後必要であれば行っていくのか、この点を最後にお聞きをいたします。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、相談窓口の必要性、行動計画の中でというお話もございました。確かに、行動計画については、新型インフルエンザの対策が基本であり、今は新型コロナウイルスが出てきているという状況で、それについては、基本的な方針が行動計画に基づいて行いますが、個々の具体的な取り組みについては、その都度、対策本部なり、調整会議なりで調整をしているところです。

それと、相談窓口の開設、あえて市のほうにすべきではないかということでございますが、現時点では岩出市内にまず感染者が出ていないことと、あと、和歌山県のほうから新型コロナウイルス感染症の発生報告というのが毎回出されていますが、その中で新型コロナウイルス感染症の現状からは、人から人への感染は認められるものの、県内での発生は限定的であり、今後、県内での感染拡大防止を図ることが

重要ですということで、県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、せきエチケットや手洗い等、通常の感染対策を行ってくださいということで通知が出されているのと、今、県が総合的な窓口を出されている中で、市のほうでもまた窓口をとというのは、現時点ではそこまでの必要は、市単独ではする必要はないのではないかと考えてございます。

それと、市単独での財政措置も考えてはどうかということでございますが、今、国のほうにおいてもいろいろと、コロナウイルスに対する対策が講じられているところでありますので、その状況を踏まえながら、基本的には国、県の対応を活用しながら、対策を講じていきたいと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

相談センターの窓口についてですが、先ほど総務部長のほうからもございましたように、窓口という名目での設置はしてございませんが、当然、相談に来られますので、それは通常も受け付け等行って、相談に対応してございますので、そういうところでは相談に来た場合は対応してございます。

なお、保険証等についてですけど、資格証につきましては、現在、病院に行きたいということで相談に来ましたら、短期で対応しているということでございます。

なお、厚生労働省のほうから国民健康保険等につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症に関しては、十分やむを得ない事由等の関係で柔軟に対応していたきたいというふうな通知も来てございますので、それによって対応してございます。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後4時15分から再開します。

休憩 (16時02分)

再開 (16時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 フレイル予防について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、日本人の年間死亡者数がピークを迎

える2039年では165万人が亡くなりますが、そのうちの6割は85歳以上の超高齢者が占める可能性が高くなっています。

高齢期であっても、いかに生活の質を保ち、よく生き切って人生を閉じることができるかという時代の要請に応える医療が、今まさに求められています。加齢に伴い心身の機能は徐々に低下し、虚弱に傾きながら、自立度低下を得て、要介護状態に陥っていきます。全国民への予防意識を高めることも視野に入れ、2014年に日本老年医学会から虚弱のことをフレイルと呼ぶことが提唱されました。

このフレイルには、次なる3つの要素が含まれています。1、中間の時期、健康な状態と要介護状態の中間地点である。2、可逆性、しかるべき適切な介入により機能を戻すことができる時期である。3、多面性、骨格筋を中心とした身体的な虚弱だけではなく、心身、心理、認知の虚弱及び社会的な虚弱が存在する。そして、これらの複数の要因が絡み合い、負の連鎖を起こしながら、自立度が低下していく。

サルコペニアが若干進行すると、安静時代謝が減り、消費エネルギーも減ることから、食欲低下に傾き、低栄養や体重減少に陥っていき、次なるサルコペニアの進行を促すという、いわゆる負の連鎖を示しています。

そこに、社会問題や精神心理的問題も大きくかかわってきます。この負の連鎖をいかにより早期から断ち切れるのかが大きな課題です。一億総活躍国民会議から2016年に出されたニッポン一億総活躍プランの中にもフレイル対策は取り上げられ、中でも、栄養・口腔・服薬等の分野に改めての活動の強化を求めています。

さらに、2018年から厚生労働省による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議においても、このフレイル予防・対策の重要性が注目されており、まさに国家戦略としての一つになってきています。

フレイル予防・フレイル対策は、一医療専門職による介入だけでは限界があり、まさに、まちづくりの中で実現していくものと思われます。

そこで、フレイル予防についての市の認識についてお聞きをいたします。

2つ目は、健康長寿、フレイル予防のための3つの柱、栄養・身体活動・社会参加の3つに集約できますが、それらを住民個人が継続できる意識変容を促す必要もあるが、フレイル予防事業実施の計画や考えについて、お聞きをいたします。

3つ目は、フレイルのリスクを確認できるチェックシートの活用をしてはどうかです。

○田畑議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、フレイル予防について、一括してお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、健康寿命の延伸が課題となっている中、高齢者自身が自立した生活を送ることができるよう、元気なうちから健康づくりや介護予防に取り組むことは大切です。

フレイルとは虚弱な状態のことをいい、加齢とともに筋力などの身体機能が低下し、心身ともに弱ってきた状態で、要介護状態になる前のことをいいます。近年、フレイルの状態を予防することが健康寿命の延伸や介護予防に有効であると言われていたことから、岩出市におきましては、平成30年度から各種介護予防事業において、フレイル予防を取り入れて事業を実施しております。

フレイル予防事業の取り組みとしましては、従来から実施している岩出げんき体操応援講座や岩出げんき体操及びシニアエクササイズの自主グループに対して実施しているフォローアップ事業、介護予防講演会等において、フレイルの状態をチェックするためのイレブンチェックという運動、栄養、口腔、社会性の4つの分類された11項目のチェックシートと指でふくらはぎを囲んでチェックする指輪つかテストで構成される簡易チェックを実施しております。

イレブンチェックの自己チェック後は、フレイルトレーナーからフレイル予防のために必要な運動、栄養、口腔、社会参加の日常生活における注意点や取り組みの指導を行っております。

令和2年度の取り組みにつきましては、本年度の取り組みに加えて、新たにシニアエクササイズの教室の参加者に対して、フレイルの簡易チェック及びフレイル予防の講話を実施するとともに、高齢者から相談対応時等、さまざまな機会を捉えて、フレイル予防の啓発を行っていく予定としております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 今、フレイルについては、介護予防事業の中で取り組んでいるところだということをお聞きしました。私も広く市民への周知が必要ではないかと考えています。ことし、岩出市の女性のつどいで、フレイル予防の講演がありました。女性のつどいでは、いつも講演は素晴らしいものがありまして、今回も参加者の方から、すごく自分を見詰め直すいい機会になったというような声を聞いたり、気をつけようという意識が高まり、物すごくよかったという反響をいただきました。

これを参加されている方はもちろん、実質こうやってフレイルに取り組むきつ

けにつながる意識、それは高まることになるんですが、やはりそこに参加していない方も含めて、市民の方全体にフレイル予防を意識をつけることによって、将来的な介護を受けないような、そういう健康で生きていく、そういうような形で触れることができるのではないかと考えます。

もっともっと大きくアピールをしてはどうかと考えますが、それについてお答えしてください。

2つ目は、予防とケアの両面がバランスのとれた、住みなれたまちを目指すことが必要だと私は考えています。具体的に、どんな施策ができるのかが重要となってきますが、3つの柱で、1つは食べること。これは孤食、1人で食べるのなくて、みんなで楽しく食べましょうと。共食で食べることが大切だというふうに言われております。2つ目が、今さっきも言うように、運動です。そして、3番目は、社会参加です。社会とのつながりをどう持つことができるのかの具体化について考えていく必要があるのではないかと。

先ほども言ったように、げんき体操だったり、こちらのほうに足を運んでいただける方については、フレイル予防についても簡単な簡易テストだったり、予防意識が高まると。ところが、出かけることができないというか、引きこもりになりがちなのが問題ではないかと思えます。引きこもりの要因というのは、出かける理由がない。出かけるのが面倒である。フレイル予防施策をやっていくことで、一番大切なところは、出かけたくなるようなモチベーションをつくり出して、高齢者の方が積極的な参加だったり、社会参加を促すという、この取り組みとしてフレイル予防にも1つつながるなというふうに感じているんですが、その辺について、どのような仕組みを今後つくっていかうと考えるのか、また、今後そういう仕組みをつくる取り組みとしてやっていく方針はあるのか、これについてお答えを求めたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員の再質問についてお答えします。

市民への広報についてですが、市民への広報につきましては大事であると考えてございます。今後も引き続き、いろんな機会を捉えて、今後とも広報なりいろいろなところで広報していきたいと考えてございます。

また、今後の社会参加等についての対策等についてですが、岩出市では本年度から岩出げんき体操サポーターの養成研修等も実施しております。地域での介護予防

のリーダーとなる高齢者のサポーター養成を始めておりまして、その中でもフレイルチェックとか、それからフレイル予防の講義等を行っているところでありますので、そういったところも生かして、今後とも事業を進めていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 ダブルケア対策についてお聞きをしたいと思います。

ダブルケアとは、子育てと介護を同時に担うことで、近い将来、それが社会問題化すると言われております。2016年4月に発表した内閣府の調査によると、ダブルケアをする人が全国で、少なくとも25万3,000人、女性16万8,000人、男性8万5,000人に上ることがわかりました。育児の対象は未就学児であり、小学生まで含めれば、さらに人数が多いことが予想されます。

年齢別では、40歳から44歳が27.1%で最も多く、次いで35歳から39歳が25.8%、30歳から34歳が16.4%と、30代から40代が80%を占めています。

厚生労働省の委託調査では、40歳以上の男女を対象に、ダブルケアを身近な問題であると思うかとの質問した結果、45.4%の人が思う、どちらかと思うという回答しています。背景としては、女性の社会進出などによる晩婚化と出産年齢の高齢化が挙げられます。その結果、同時期に介護と育児の両方に直面するというダブルケアの問題が生じてきています。

また、少子化により、兄弟姉妹も少なく、親戚との関係も薄れている状況から、介護の分担ができず、1人で抱え込むケースもふえてくるとも言われております。

現時点では、ダブルケアの認知度も低く、全国的な取り組み事例も多くはありません。しかし、間近に迫っているこのダブルケアについて、対策を今から考えなくてはならないと思います。

そこで、ダブルケアの問題点について、市の認識をお聞きいたします。

2つ目は、ダブルケアへの対策・サポート体制はどうかについて、お答えをお願いします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員ご質問の3番目、ダブルケア対策について、一括してお答えいたします。

近年の晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化の進行等により、子育てと介護を同時に行うダブルケアの問題が、今後、社会問題化すると言われております。

市といたしましても、ダブルケアは、一般的に女性の負担が大きく、育児と介護の負担が1人に集中する傾向にあり、介護者の孤立化、仕事との両立が困難になることによる離職やそれに伴う経済的な問題等、多くの問題を抱えていることは認識してございます。

岩出市では、子育てについては子育て世代包括支援センターで、介護については地域包括支援センターで対応しているところです。現在、ダブルケアの相談があった場合は、子育て、介護ともに現行の制度で活用できるものの紹介や職場における育児、介護の両立のための支援制度の情報提供等、それぞれの相談窓口において実施しております。

今後につきましては、ダブルケアについての適切な相談対応やサービス紹介等ができるよう、関係機関と情報共有を行うなど、さらなる連携強化に努めてまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

市来議員。

○市来議員　まず、相談があったこともあるということですが、市内でのダブルケア問題の事例について、何件ぐらいあって、こういった事例だったのかというのを把握されておりますでしょうか。

自治体で行っている対策としては、今、横浜市ではダブルケアサポーターの養成講座を開き、認知度向上や理解を深める取り組みを実施、京都府では、介護と育児問題を相談できる適切なサービス紹介を行える体制を構築、堺市では、育児と介護、両方を受け付けるダブルケア相談窓口を設置するなど、少しずつ動きが見え始めているのが現状です。

岩出市では、介護の問題は介護、子供の問題は子供の問題と、課が分かれているという実態もあります。これをどういうふうに共有できるかというのが、今後の鍵となると思います、岩出市としては。これをうまく協議ができたり、もちろん課同士の連携がかなり重要となってくるんですが、ダブルケアについて、先進地がどのような対応策を図ってやっているのかというのを学びながら、岩出市でどういったことができるのかというのをぜひ研究していただきたいんです。というのは、対策

は今のうちから打っておかなければ、やはり岩出市の場合、若い世代多いですけど、今、実際にまだ介護をしている方もやっぱりおられます。そうした意味では、認知度が低く、どうしても相談しても理解が得られないということもかなり多いみたいです。周りからの理解が得られない。

ましてや介護の問題も子供の子育ての問題も、自分の親だったり、自分の子供なんで、なかなか介護で大変であっても、相談することをためらう方が多いんです。というのは、やっぱり、あなたが頑張らないと、自分の親なんだから、自分の子供なんだからと、そういうような対応が介護されている方には思ってしまうところがあります。それをどうやって相談体制、相談できる仕組みをつくれるか。これが市にかかっていると思うんですが、相談を持ち込みやすくするための対策というのを市としてどのようなものを考えているのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、実際にダブルケアの方からの相談等につきましては、子育て、介護の両方に困って、両方の窓口が連携して対応するような相談等については、現在のところございません。

また、相談窓口等のいろいろ先進県の研究ということでございますが、現在のところダブルケア専門の窓口設置等は考えてございませんが、今後、近隣自治体の状況や先進地の取り組み等を研究してまいりたいと考えてございます。

また、ダブルケアにつきましては、認知度が低いという問題点もあることから、介護支援専門員の研修会において、ダブルケアを周知するとともに、職場における仕事と介護の両立のための制度等の情報提供を行うことで、ダブルケアの方への相談支援が円滑に行えるように努めてまいります。

○田畑議長　再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員　事例はないということでよろしいんですね。というのは、事例がないというのは、相談窓口がそれぞれになっているんで出しにくいのか、相談、まだそういう状況に陥ってないからなのか、それはわかりません。ただ、やっぱりそういうふうな形で、介護と子育てを両立している方についてのそういう相談もやってみると。そういうアピールぐらいはしていただかないと、なかなか声を拾い上げるこ

ともできないし、相談することがなかなかやっぱりできないという問題があります。それをどういった相談でも、こういう問題を抱えていらっしゃる方がいらっしゃいましたら窓口まで来てくださいよという、そういうことが必要だと思うんです。

それによって市民も行きやすくなると。そういう取り組みをぜひ実施していただきたいと思うことと、先ほど言ったみたいに、先進地の取り組みをぜひ研究しながら生かしていただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員、再々質問にお答えします。

市民の方々にダブルケアを認知していただくとともに、ダブルケアの当事者の方々に相談窓口を周知するためにも、広報等への掲載を今後検討してまいります。

また、研究等についても今後考えております。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和2年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時36分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和2年3月23日

岩出市議会議長      田畑昭二

署名議員              尾和弘一

署名議員              井神慶久